

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年6月30日

【計算期間】 第4期（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

【ファンド名】 アムンディ エス・エフ
- SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803
(Amundi S.F. - SMBC Amundi Protect Fund USD Step 201803)

【発行者名】 アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー
(Amundi Luxembourg S.A.)

【代表者の役職氏名】 副最高経営責任者 シャルル・ギラルデ
(Charles Giraldez, Deputy Chief Executive Officer)
最高業務執行責任者 ピエール・ボッシオ
(Pierre Bosio, Chief Operating Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク L-2520、
アレ・シャファー 5 番
(5, Allée Scheffer, L-2520 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹 野 康 造
弁護士 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹 野 康 造
弁護士 廣 本 文 晴
弁護士 白 川 剛 士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2022年4月28日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値
(1米ドル=128.86円)による。

(注2) 本サブ・ファンドは、ルクセンブルク法に基づいて設定されているが、本サブ・ファンドの受益証券は、
米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場
合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のう
え、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされてい
る場合もある。

（注４）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもある。）とは１月１日に始まり同年12月末日に終了する一年を指す。ただし、第一会計年度は、2018年４月12日（運用開始日）から2018年12月末日までの期間を指す。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの形態

アムンディ エス・エフ - SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803（Amundi S.F. - SMBC Amundi Protect Fund USD Step 201803）（以下、アムンディ エス・エフを「ファンド」、SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803を「本サブ・ファンド」ということがある。）は、ルクセンブルク大公国（以下「ルクセンブルク」という。）の民法および2010年12月17日の投資信託に関する法律（以下「2010年法」という。）の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行との間の契約（以下「約款^{（注）}」という。）によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型（契約型）投資信託である。

（注）「約款」は、受益証券の保有者、管理会社および保管受託銀行の権利および義務を定めるものである。

本サブ・ファンドの信託金の限度額は定められていない。

構造

ファンドは、2010年法パート 1 に基づく譲渡可能証券を投資対象とする投資信託（UCITS）としての資格を有し、ルクセンブルクの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「金融監督委員会」または「CSSF」という。）が保持する投資信託の公式リストに登録されている。ファンドは、英文目論見書に掲載される現行約款に準拠する。

ファンドは、サブ・ファンドへの投資者の利益を目的として資産を運用するため存在する。各サブ・ファンドについて別個の資産プールが投資および保持され、英文目論見書に記載されるそれぞれの投資目的に沿って投資される。結果として、ファンドは、投資者が様々なサブ・ファンドに投資することにより、一または複数の投資目的を選択することが可能となる「アンブレラ・ファンド」である。

各サブ・ファンドの資産および負債は、他のサブ・ファンドの資産および負債ならびに管理会社の資産および負債とは区別され、これらの法主体の間にクロス・ライアビリティは存在しない。

管理会社は、ファンドの投資活動およびその他の運営に関して全面的に責任を負う。

管理会社は、各サブ・ファンドの日々の管理業務を投資運用会社に委託した。管理会社は、投資運用会社および副投資運用会社に対する監督上の承認および管理権を留保し、両社の運用成績、投資戦略および費用を厳しく監視する。

ファンドの目的及び基本的性格

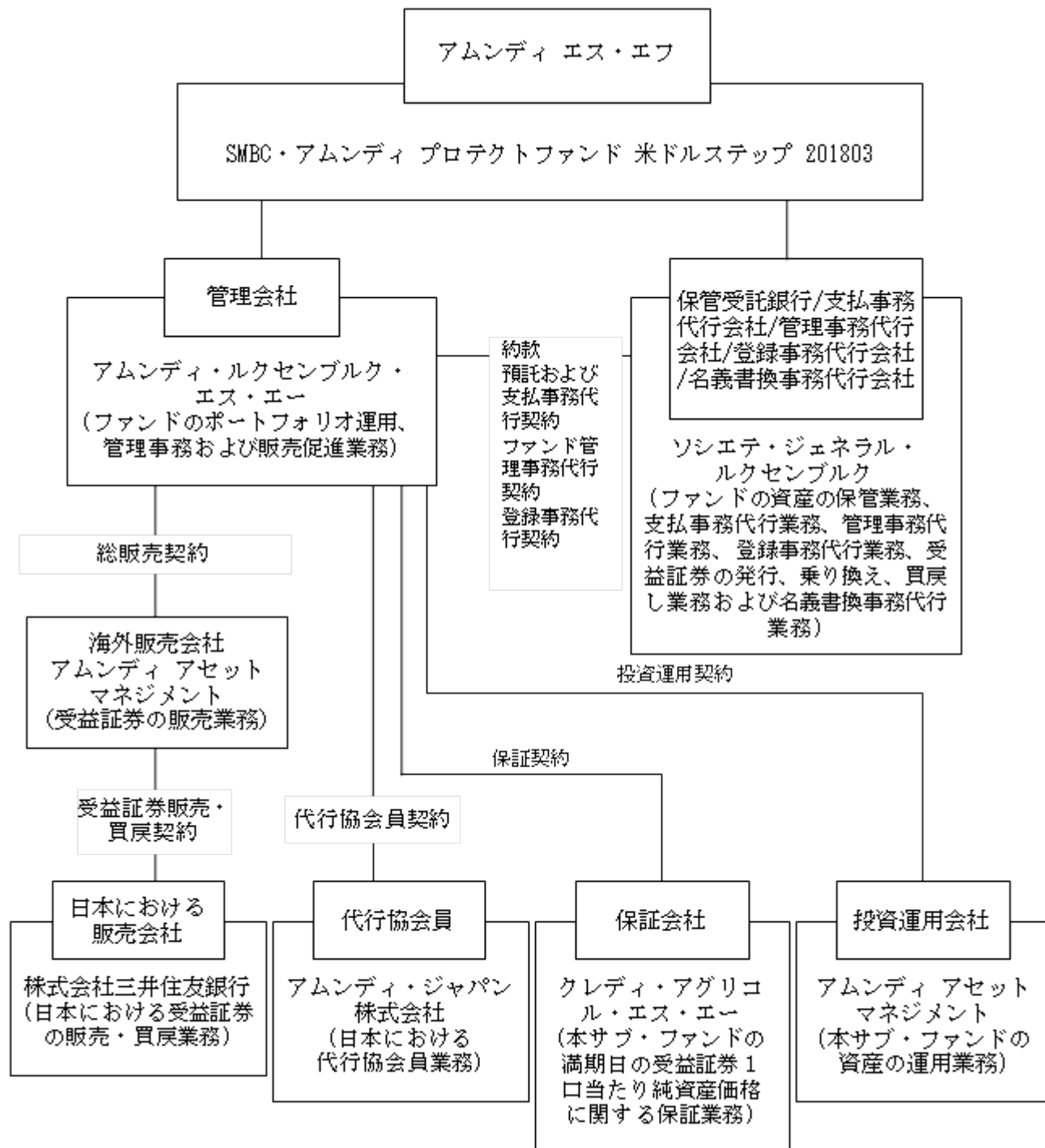
本サブ・ファンドは、推奨保有期間の最終日（満期日（2024年2月28日））に、投資額（米ドル建の当初募集価格）の100%を確保しつつ、信託期間中の信託財産の成長を目指す。本サブ・ファンドの推奨保有期間は6年間である。

（2）【ファンドの沿革】

1996年12月20日	管理会社の設立
2003年6月6日	約款の当初効力発生日
2003年6月28日	約款をルクセンブルクにおいてメモリアルで公告
2018年2月26日	日本における受益証券の募集開始
2018年4月12日	本サブ・ファンドの運用開始（以下「設定日」という。）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー (Amundi Luxembourg S.A.)	管理会社	2003年 6 月 6 日を当初効力発生日として保管受託銀行との間で約款を締結（改訂済）。ファンドの運用規程および管理会社と投資者の関係等について規定している。
ソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルク (Société Générale Luxembourg)	保管受託銀行 支払事務代行会社 管理事務代行会社 登録事務代行会社 名義書換事務代行会社	2016年 3 月18日付で管理会社との間で預託および支払事務代行契約（注1）を締結。ファンドの保管・支払事務（受益者への配当支払業務を含む。）について規定している。 2007年12月 8 日付で管理会社との間でファンド管理事務代行契約（注2）を締結。ファンドの帳簿作成および純資産価額の計算を含む管理事務の提供について規定している。 2008年 9 月 1 日付で管理会社との間で登録事務代行契約（注3）を締結。ファンドの受益証券の発行、乗り換え、買戻し、受益者名簿の維持管理について規定している。
アムンディ アセットマネジメント (Amundi Asset Management)	投資運用会社	2018年 6 月25日付で管理会社との間で投資運用契約（改訂済）（注4）を締結。本サブ・ファンドの投資運用業務について規定している。
アムンディ アセットマネジメント (Amundi Asset Management)	海外販売会社	2017年 7 月 4 日付で管理会社との間で受益証券に関する総販売契約（注5）を締結。受益証券の販売業務について規定している。
株式会社三井住友銀行	日本における販売会社	2018年 2 月19日付でアムンディ アセットマネジメントとの間で受益証券販売・買戻契約（注6）（修正済）を締結。受益証券の販売・買戻しの取扱い業務について規定する。
アムンディ・ジャパン株式会社	代行協会員	2018年 2 月 7 日付で管理会社との間で代行協会員契約（注7）を締結。本サブ・ファンドの代行協会員業務について規定している。
クレディ・アグリコル・エス・エー (Credit Agricole S.A.)	保証会社	2018年 2 月 6 日付で管理会社との間で保証契約（注8）を締結。本サブ・ファンドに関する保証業務について規定している。

（注1）預託および支払事務代行契約とは、管理会社によって任命された支払事務代行会社が、支払事務代行会社としての業務を行うことを約する契約である。

- （注２）ファンド管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドの管理事務代行会社としての業務を行うことを約する契約である。
- （注３）登録事務代行契約とは、管理会社によって任命された登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社が、登録事務代行会社および名義書換事務代行会社として行為することを約する契約である。
- （注４）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従って本サブ・ファンドの資産の運用を行うことを約する契約である。
- （注５）総販売契約とは、管理会社によって任命されたアムンディ アセットマネジメントが、受益証券の販売業務を行うことを約する契約である。
- （注６）受益証券販売・買戻契約とは、アムンディ アセットマネジメントによって任命された日本における販売会社が、本サブ・ファンドの受益証券の販売および買戻し業務を行うことを約する契約である。
- （注７）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、受益証券に関する目論見書の日本における販売会社に対する送付、受益証券１口当たりの純資産価格の公表ならびに適用ある日本の法令諸規則および／または証券業協会の規則に従った決算書類およびその他の書類の配布等を、代行協会員として行うことを約する契約である。
- （注８）保証契約とは、満期日の受益証券１口当たり純資産価格が満期時におけるプロテクト価額（以下で説明される。）を下回らないために必要となる額を保証会社が本サブ・ファンドに支払うことで、満期日の受益証券１口当たり純資産価格を満期時におけるプロテクト価額で確保する契約である。かかる支払いは満期日においてのみ行われる。

管理会社の概況

（イ）設立準拠法

管理会社は、2010年法に基づき、ルクセンブルクにおいて株式会社として1996年12月20日に設立された。

（ロ）事業の目的

管理会社の目的は、集合投資事業に関する2010年法（随時の改正を含む。）の第15章、およびルクセンブルクのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年７月12日付法律（随時の改正を含む。）の規定に従って、一つまたは複数の(i)指令2009/65/EC（随時の改正を含む。）に従って許可された譲渡可能証券への集合投資事業（UCITS）、(ii)指令2011/61/EU（随時の改正を含む。）が定義するオルタナティブ投資ファンド（AIF）、およびこれらの指令によりカバーされていないその他の集合投資ファンド（UCI）について、その受益者または株主に代わって、集合的なポートフォリオ運用を行うことである。

（ハ）資本金の額（2022年４月末日現在）

管理会社の資本金は一株当たり25ユーロ（約3,396円）の額面株式711,421株により表章される17,785,525ユーロ（約24億1,599万円）であり、全額払込済である。

（注）ユーロの円貨換算は、2022年４月28日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝135.84円）による。以下同じ。

（ニ）会社の沿革

1996年12月20日に設立。

（ホ）大株主の状況

（2022年4月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アムンディ アセットマネジ メント (Amundi Asset Management)	フランス、パリ75015、パスツール通 り90番	711,420株	99.9999%
アムンディ (Amundi)	フランス、パリ75015、パスツール通 り90番	1株	0.0001%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルクの民法である。

また、ファンドは、2010年法、勅令、C S S F の告示等の規則に従っている。

準拠法の内容

（イ）民法

ファンドは、法人格を持たず、投資家の累積投資からなる、2010年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券およびその他の流動性のある金融資産の分割できない集合体である。投資家は、その投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは、会社として設立されていないので、個々の投資家は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

（ロ）2010年法

a . 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート U C I T S

パート その他の投資信託

パート 外国の投資信託

パート 管理会社

パート U C I T S およびその他の投資信託に適用される一般規定

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（U C I T S）とパート が適用される「その他の投資信託」（U C I s）を区分して取り扱っている。2010年法パート に準拠するU C I は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法（以下「2013年法」という。）に定義されるA I Fとしての資格を有しているのに対して、U C I T S は、2013年法の範囲から除かれる。

b . 欧州連合（「E U」）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パート ファンド」）としての適格性を有しているすべてのファンドは、E Uの他の加盟国において、当該加盟国において適用あるE U指令に準拠している場合には、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

c . 2010年法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パート ファンドとみなされる投資信託を、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。
- 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。

d . 2010年法第3条は、同法第2条第2項の定義に該当するので、U C I T Sではあるが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを以下に列挙している。

- () クローズド・エンド型のUCITS
 - () EUまたはその一部において、公衆に対してその投資信託証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
 - () 約款または設立文書に基づきEUの加盟国でない国の公衆に対してのみの投資信託証券を販売しうるUCITS
 - () 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS
- e. 上記d. の種類のUCITSはCSSFの2003年1月22日付金融監督委員会通達03/88(2002年法に関して発せられたが、2010年法に関しても有効である。)によって以下のとおり規定されている。
- () 2010年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券以外の有価証券またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
 - () 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。
 - () 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する信託(「レバレッジ・ファンド」)
 - () 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入れの方針に関して、2010年法パート の条項を充足していない投資信託
- f. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。
- 投資信託には以下の形態がある。
- () 契約型投資信託("fonds commun de placement"(FCP), common fund)
 - () 会社型投資信託(investment companies)
 - 変動資本を有する会社型投資信託(「SICAV」)
 - 固定資本を有する会社型投資信託(「SICAF」)
- 上記の投資信託は、2010年法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。
- 税法上の主な規定は2010年法に記載されている。
- 投資信託の監督は、CSSFが行っている。

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルクにおける開示

(イ) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルク内において、またはルクセンブルクから受益証券をルクセンブルク内外の公衆に対し公募する場合は、CSSFへの登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。

ファンドの年次報告書に含まれている会計情報は、承認された法定監査人により監査され、CSSFに提出しなければならない。ファンドの承認された法定監査人は、プライスウォーターハウスクーパース、ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers, Société Coopérative)である。更に、ファンドは、金融庁(現CSSF)の1997年6月13日付通達97/136(CSSF通達08/348により改訂済)に基づき、CSSFに対して月次報告書を提出することを要求されている。

上記のCSSF通達に定められた報告義務に加え、CSSFに対する新しい月次報告U1.1に関するCSSF通達15/627の発行に基づき、ファンドはCSSFが統計および監督目的で使用する月次情報をCSSFに報告しなければならない。

(ロ) 受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した年次報告書および半期報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所ならびに全ての支払事務代行会社および販売代理店において、受益者はこれを入手することができる。また、約款（その変更を含む。）は、管理会社の登記上の事務所に預託され、閲覧することができ、その写しを入手することができる。

年次報告書は、各サブ・ファンドおよびファンドについて毎年12月31日現在において公表され、半期報告書は、毎年6月30日現在において公表される。

ファンド全体の資産の統合明細は、ユーロ建てで作成される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書は、独立監査人により監査された年次報告を含む。年次報告書には、例えば、サブ・ファンドの資産、その参照する期間中に生じたすべての重大な変更についての通知、デリバティブ取引の取引相手方、ならびに取引相手方が信用リスクを低減するためにサブ・ファンドのために差し入れた担保（およびその範囲）の詳細に関する記載が含まれる。

各サブ・ファンドの各クラスの受益証券1口当たり純資産価格、各サブ・ファンドの発行価格、買戻価格および転換価格は、ルクセンブルクにおいて管理会社および保管受託銀行ならびにすべての支払代理人および販売代行会社の本店で公表される。

受益者への通知は、受益者名簿に記載される受益者の住所宛に郵送されるか、ルクセンブルクの日刊紙に公表され、必要であればルクセンブルク国外の日刊紙にも公表される。

2010年法に基づき受益者に開示することが求められるすべての情報は、管理会社が適切と考える方法で受益者が入手できるよう管理会社により提供される。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

a．金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「E D I N E T」という。）等においてこれを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資家から請求された場合に交付しなければならない目論見書）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、本サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる（注）。

（注）E D I N E Tでの開示：WEBサイト（<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）

b．投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）に従い、本サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、本サブ・ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、本サブ・ファンドの資産について、本サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記の本サブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に送付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法により本サブ・ファンドの代行協会のホームページにおいて提供される。

（６）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、ＣＳＳＦの監督に服している。

監督の主な内容は次の通りである。

登録の届出の受理

（イ）ルクセンブルクに所在するすべての投資信託（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルクに存在する場合は、ＣＳＳＦの監督に服し、ＣＳＳＦに登録しなければならない。

（ロ）その受益証券をルクセンブルク内で販売したいと考える譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「ＵＣＩＴＳ」という。）で、欧州連合（以下「ＥＵ」という。）加盟国で設立され、かつ2009年7月13日のＥＣ指令2009/65/ＥＣの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるＵＣＩＴＳは、当該ＵＣＩＴＳのホームとなるＥＵ加盟国の監督当局がＣＳＳＦに事前に通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルクの信用機関を任命し、かつＣＳＳＦが、かかる通知および書類の提出から10営業日以内に異議を述べない場合は、ルクセンブルク国内において、その投資信託証券を販売することができる。

（ハ）外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託（クローズド・エンド型（非連動型ＵＣＩ）を除く。）は、ルクセンブルク内において、またはルクセンブルクから国外の公衆に対して、その投資信託証券を販売するためには、ＣＳＳＦへの事前登録を要する。

かかる登録は当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保证するために、当該国の法律により設けられた監督機関により、2010年法に規定されるものとＣＳＳＦにより同等とみなされる恒久的監督に服している場合に限り、可能である。

外国籍クローズド・エンドＵＣＩ（連動型ＵＣＩを除く。）は、2005年7月10日付の譲渡性のある証券の目論見書に関するルクセンブルク法に従ってルクセンブルクにおいてその受益証券を販売することができる。これらは2010年法に規定される監督当局の監督に服さない。

（ニ）ファンドは、2010年法第1部に従い設定されている。

登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令通達を遵守しない場合、承認された法定監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務およびＣＳＳＦに対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、投資信託の役員または管理会社の取締役が、ＣＳＳＦの要求する専門的能力および信用につき十分な保証の証明をしない場合には、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有していない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルクの投資信託については地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルク以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

目論見書等に対する査証の交付

2005年4月6日から公衆に配布することを予定する広告（ただし、目論見書およびファンドにより受益者に送付される通知を除く。）は、ＣＳＳＦによる承認を得るためにＣＳＳＦに提出することを求められなくなったが、投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前にＣＳＳＦに提出されなければならない。ＣＳＳＦは書類が適用ある法律、勅令、規制および通達に従っ

ていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、目論見書に査証を付してそれを証明する。

財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S Fに提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、承認された法定監査人の監査を受けなければならない。

承認された法定監査人は、2010年法またはその施行のための規則の重大な違反を構成しそうであると考え、投資信託の継続的な機能に影響しそうであると考え、財務書類を証明することを拒否することになりそうであると考え、また、財務書類に対する限定付適正意見を表明することになりそうであると考え、その旨をC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人は、さらに、投資家に提供されたファンドの財務状況ならびに資産および負債が正確に記載されていないことを突き止めた場合には、C S S Fに通知するものとする。監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をC S S Fに提出しなければならない。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

本サブ・ファンドの投資方針

投資目的

本サブ・ファンドは、推奨保有期間の最終日（満期日（2024年2月28日））に、投資額（米ドル建の当初募集価格）の100%を確保しつつ、信託期間中の信託財産の成長を目指す。本サブ・ファンドの推奨保有期間は6年間である。

投資方針

本サブ・ファンドは、投資を保守的運用（低リスク）部分および成長運用（高リスク）部分に配分して、新興国市場を含む世界の証券に直接または間接的に投資する。様々な償還期日の公社債（投資適格およびそれ以下の格付を含む）、株式、転換社債およびマネーマーケット証券に投資することもある。また、コモディティ、不動産および通貨のエクスポージャーも取ることがある。

本サブ・ファンドは資産の10%を超えて他のUCIおよびUCITSに投資することもある。

本サブ・ファンドは様々なリスクの低減、ポートフォリオの効率的な運用および様々な資産、市場および収益源に対するエクスポージャー（ロング、ショートとも）取得のためデリバティブを利用することもある。どの時点でも本サブ・ファンドのロングポジションはショートポジションの債務等をカバーするための十分な流動性を確保するものとする。

ベンチマーク

本サブ・ファンドは、アクティブ運用されており、ベンチマークを参照した運用はされていない。

投資プロセス

本サブ・ファンドは、その投資プロセスに持続可能性要因を統合し、本書「3 投資リスク、（２）リスクに対する管理体制、持続可能な投資」の項に詳述される持続可能性要因に関する投資判断による主な悪影響を考慮に入れる。

サブ・ファンドの投資の焦点に鑑み、サブ・ファンドの投資運用会社は、環境的に持続可能な経済活動（タクソノミー規則（本書「3 投資リスク、（２）リスクに対する管理体制、持続可能な投資、タクソノミー規則」ご参照。）に規定されている。）の考慮事項をサブ・ファンドの投資プロセスに統合していない。したがって、タクソノミー規則の目的上、サブ・ファンドの裏付投資は、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮していないことに注意する必要がある。

投資運用会社は、市況の分析に基づいて、投資を継続的に保守的運用部分と成長運用部分に配分することで機動的な資産保全戦略を追求する。市場動向が悪化した場合、受益証券の純資産価額は低下する可能性があり、市場が下落する状況が続く場合、投資運用会社は、資産の全体を保守的運用部分（通常、本サブ・ファンドの満期に近い時期に満期を迎える債券など）にのみ投資することができる。この場合、本サブ・ファンドは成長運用部分の潜在的なパフォーマンスを享受できない可能性がある。

満期時におけるプロテクト価額について

受益者は、満期日において、当初募集価格の100%を確保し、以下のロックイン・メカニズムの利益を享受する。満期日の受益証券1口当たり純資産価格は、最低でも満期時におけるプロテクト価額^(注1)となる。満期時におけるプロテクト価額は以下のとおり決定される。

設定当初の満期時におけるプロテクト価額は、米ドル建の当初募集価格（1口当たり100米ドル）となる。その後、満期時におけるプロテクト価額は、以下のとおりのロックイン・メカニズムにより変更される。

受益証券1口当たり純資産価格が当初募集価格（100米ドル）の5%（同様に当初募集価格の5%毎）を超えた場合、満期時におけるプロテクト価額は当初募集価格の2.5%（同様に当初募集価格の2.5%毎）上昇する。例えば、当初募集価格が100米ドルであり、その後受益証券1口当たり純資産価格が105米ドルになった場合、変更後の満期時におけるプロテクト価額は102.5米ドルになる。受益証券1口当たり純資産価格が135.32米ドルになった場合は、変更後の満期時におけるプロテクト価額は117.5米ドルになる。満期時におけるプロテクト価額は上方修正を行う仕組みである。また、一度上昇した満期時におけるプロテクト価額は下落しない。

満期日の受益証券1口当たり純資産価格が、満期時におけるプロテクト価額を下回らないように、本サブ・ファンドのための契約（保証契約^(注2)）を管理会社が保証会社との間で締結する。

（注1）投資運用会社は、満期日の受益証券1口当たり純資産価格が満期時におけるプロテクト価額を上回ることを目指して運用する。なお、設定当初の満期時におけるプロテクト価額は、米ドル建の当初募集価格（1口当たり100米ドル）となる。

（注2）保証契約とは、満期日の受益証券1口当たり純資産価格が満期時におけるプロテクト価額を下回らないために必要となる額を本サブ・ファンドに支払うことで、満期日の受益証券1口当たり純資産価格を満期時におけるプロテクト価額で確保する契約である。かかる支払いは、満期日においてのみ行われる。なお、本サブ・ファンドに保証契約を付することについて、ファンドの信託財産から保証料が支払われる。

本サブ・ファンドの資産のすべてが保守的運用部分に投資され、投資運用会社が成長運用部分へのエクスポージャーの配分を最早行わないこととした場合、プロテクト価額の変更は終了し、満期日までの期間においてプロテクト価額の変更は行われない。この場合、投資家は直ちにその旨の通知を受ける。

満期日の受益証券1口当たり純資産価格が満期時におけるプロテクト価額より少なくなった場合、管理会社は保証会社に対し不足分（満期日における受益証券1口当たり純資産価格と満期時におけるプロテクト価額の差額）の請求を行う。今後、法律や規制に変更（本サブ・ファンドに対する新しい規制や税制等）があった場合、当該規制により満期時におけるプロテクト価額が減額され、本サブ・ファンドへの不足分の支払いが減額される可能性がある。この場合、投資家は直ちにその旨の通知を受ける。

保証会社による保証は本サブ・ファンドの設定日から6年後の満期日までとなるが、保証会社は、保証会社の事前同意なく投資運用会社または投資方針が変更される場合、保証を終了させることができる。この場合、管理会社は受益者の利益のために他の認知された金融機関を新保証会社として選任するものとする。

保証契約は、クレディ・アグリコル・エス・エーの信用リスクの影響を受けます。クレディ・アグリコル・エス・エーが破たんした場合は、保証契約を終了します。この場合、管理会社は他の認知された金融機関を新保証会社として選任するものとしますが、これができない場合、満期日の受益証券1口当たり純資産価格が満期時におけるプロテクト価額を下回ることがあります。

※ファンドは、投資元本が保証されているものではありません。保証契約は満期日の受益証券1口当たり純資産価格のみに対するものであり、信託期間中に換金される場合は、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

※ファンドは米ドル建のため、円から投資する場合は為替変動により、円換算ベースで投資元本を割り込む可能性があります。

デリバティブ商品および効率的ポートフォリオ運用

デリバティブ商品の利用

上記「本サブ・ファンドの投資方針」の記載に従い、サブ・ファンドは様々なヘッジ、投資および効率的ポートフォリオ運用の目的でデリバティブ商品を利用することができる。ヘッジには、通貨ヘッジ、金利ヘッジまたは信用リスク・ヘッジなど多岐にわたる手法が含まれることがある。効率的ポートフォリオ運用には、証券貸付けまたはレポ取引のほか、市場リスクおよび通貨リスクなどのリスク管理手法またはコストの削減もしくは管理のための手法が含まれる。

利用するデリバティブ商品の種類

サブ・ファンドは、あらゆる種類の金融デリバティブ商品に投資することができる。それらの金融デリバティブ商品には、通貨先渡し（ノンデリバラブル・フォワードを含む。）、通貨スワップ、クレジット・デフォルト・スワップおよびその他のクレジット・デリバティブ、エクイティ・スワップ、先物契約、インフレ連動スワップ、金利スワップ・オプション、先物契約オプション、TRS、ボラティリティ先物、ワラントが含まれることがある。

TRSは、一方当事者（トータル・リターン支払者）が参照する債務の経済的損益総額を他方当事者（トータル・リターンの受領者）に移転する契約である。サブ・ファンドが行うTRSは本書「別紙2」で特定されているファンデッド・スワップおよび/またはアンファンデッド・スワップの形態をとることができる。アンファンデッド・スワップは、スワップの開始時にトータル・リターン受領者によって前払金の支払いがなされないスワップである。ファンデッド・スワップは、参照資産にかかわるトータル・リターンの対価としてトータル・リターン受領者が前払金を支払うスワップである。ファンデッド・スワップは、前払金の支払いがあるため、よりコストがかかる傾向にある。

TRSに対する本サブ・ファンドの資産の最大および想定エクスポージャーは、いずれも0%である。一定の状況においては、エクスポージャーの比率がより高くなることもある。サブ・ファンドにかかる証券金融取引およびトータル・リターン・スワップに関する更なる説明は、本書別紙2を参照のこと。

店頭および取引所で取引されるデリバティブ商品

すべてのサブ・ファンドは、取引所で取引されるデリバティブ商品または店頭デリバティブ商品に投資することができる。

店頭デリバティブ商品は、サブ・ファンドと一または複数の取引相手との間の契約であり、市場取引証券ほど厳しく規制されていない。店頭デリバティブ商品はより高い取引相手方リスクおよび流動性リスクを伴い、サブ・ファンドに対する債務の履行を取引相手方に強制することがより困難な場合があ

る。サブ・ファンドは、相殺するデリバティブを購入できなかったデリバティブ・ポジションにおける損失を含むリスクまたは損失に予期せず晒されている場合がある。

ファンドが店頭デリバティブ商品取引の相手方を広く分散するのは一般的に非現実的であるため、一取引相手方の財務状態の悪化が重大な損失を招く可能性がある。

かかる店頭デリバティブ商品は、保管受託銀行で保管される。

取引所で取引されるデリバティブ商品は、店頭デリバティブ商品より低リスクと一般的に考えられているが、デリバティブ商品自体またはデリバティブ商品の原資産の取引の停止により、サブ・ファンドが利益を実現できないまたは損失を回避できないリスクは残り、受益証券の買戻手続きの遅延につながる可能性がある。取引所で取引されるデリバティブ商品の移転システムによる決済が、想定された時期または想定したとおりに行われえないというリスクもある。

T R Sからの収益はすべて、直接および間接的運用コストおよび報酬を控除した後、該当するサブ・ファンドに還元される。

効率的ポートフォリオ運用

上記「本サブ・ファンドの投資方針」の記載に従い、効率的ポートフォリオ運用のため、サブ・ファンドは、証券貸付けおよびレポ取引ならびにリバースレポ取引などの証券金融取引を利用することができる。

かかる取引に関連する証券または金融商品は、保管受託銀行において保管される。

証券貸付けには、合意された担保に対してサブ・ファンドが行う保有証券の第三者へ貸付けが含まれ、かかる貸付けは、直接または公認決済機関もしくは金融機関を通じて行われる。証券の借手は、借手の状況および財政状態に基づき管理会社による承認を受ける。

コストおよび報酬

証券貸借取引の手法および商品により達成された純収益（総収益から直接および間接的運用コストおよび報酬を差し引いたものを指す。）は、関連するサブ・ファンドに留保される。

直接および間接的運用コストおよび報酬は、関連するサブ・ファンドに提供される総収益から差し引かれる場合がある。これらの費用は総収益の35%を占め、証券の貸付代理人としての役割のアムンディ・インターメディエーションに支払われる。受領した35%のうち、アムンディ・インターメディエーションは自身の手数料と費用を負担し、関連する直接の手数料とコストを支払うものとする（担保代理人であるカセイス銀行ルクセンブルク支店への5%を含む。）。総収益の残りの65%はファンドに送られる。レポ取引の場合、すべての収益はファンドに留保され、取引の総額の0.005%の標準取引費用は、別途請求される。かかる直接的な報酬およびコストは、市場慣行に従い、現在の市場レベルに合わせて決定される。

英文目論見書の日付現在において、アムンディ・インターメディエーションは証券貸付代理人として機能している。取引相手方の選択と最良の執行を担当する。カセイス銀行ルクセンブルク支店が担保代理人を務める。アムンディ・インターメディエーションとカセイス銀行ルクセンブルク支店はいずれも、管理会社であるアムンディ・ルクセンブルク・エス・エーの関連当事者である。証券貸借取引が行われる相手方については、ファンドの年次報告書に詳述される。

証券貸付けに伴い、サブ・ファンドが現金担保を受領する場合、サブ・ファンドはかかる担保を、承認済の与信金融機関への預託、高格付政府債への投資、またはリバースレポ契約に使用のいずれかを行わなければならない（ただし、サブ・ファンドがいつでも現金担保の全額を回収できる権利を有する場合、または短期マネー・マーケット・ファンドに投資する場合に限定される。）。現金担保の投資または利用において、サブ・ファンドは分散要件の充足を継続して行わなければならない。

担保の再投資により、レバレッジ・リスクが生じることがある。証券貸付けおよびレポ取引は、様々な形態の取引相手方リスクを伴うことがある。取引相手方がサブ・ファンドに対して債務の履行を怠った場合、そのような債務不履行時の損失に対する保証としてサブ・ファンドが保有する担保の価額は、

市場変動、不正確な価格付け、発行体の信用力の減少または市場流動性における問題によるか否かを問わず、サブ・ファンドに返還すべき現金または証券の価額を下回る結果となることがある。

取引相手方による債務返済が遅延した場合、サブ・ファンドが他の取引相手に対して債務を返済する能力に影響が出る可能性があり、買戻しの処理に遅れが生じる可能性がある。長期または高額の貸出コミットメントの設定によって、同様の問題が生じる可能性がある。

レポ取引においてもまた、オプションまたは先渡しとのリスクと同様のリスクを伴う。

かかる証券金融取引に対する本サブ・ファンド資産の想定エクスポージャーは0%から5%であり、最大エクスポージャーは20%である。一定の状況においては、これらのエクスポージャーの比率がより高くなることもある。

担保方針

サブ・ファンドは、店頭デリバティブ商品、レポ契約または証券貸付契約を通じて担保を受領することができる。

現金担保

現金担保は、預金されるか、高格付政府債への投資もしくはリバースレポ取引に使用されるか（現金がいつでも回収できる場合に限定される。）、または短期マネー・マーケット・ファンドへの投資に用いることができる。

現金担保が再投資された対象すべてについて、現金以外の担保に関する方針が適用される。

現金以外の担保

現金以外の担保は、以下でなければならない。

- ・ 流動性が十分にある。
- ・ 価格形成が透明な規制された市場または多国間取引所で取引されている。
- ・ 毎日評価が行われる。
- ・ 高い信用力の変動可能性が高い場合、適正で保守的なヘアカット方針が適用されている。
- ・ 国、市場および発行体に関して十分に分散されている。
- ・ 常に全面的に執行可能であり、売却、再投資または質権設定が行われない。

ヘアカット方針（資本要件、証拠金および担保の水準の計算時に、資産の市場価額が調整される割合）

証券貸付プログラム

証券貸付プログラムに参加する借手は、信用リスク削減のために担保の差し入れを要求される。信用度、価格のボラティリティおよびストレート・テストの結果を考慮し、担保の種類に従って、受領した担保にヘアカットが適用されることがある。債務証券のヘアカットは、主に発行者の種類および証券のデュレーションに基づき決定される。エクイティ証券にはより高いヘアカットが適用される。

証券貸付代理人/サービス・プロバイダー投資運用会社が、市場イベントに照らして担保方針を厳格に監視する。担保は、日々監視され値洗いされる。管理会社、保管受託銀行、管理事務代行会社および投資運用会社に対し、定期的に報告が行われる。管理会社の取締役会は、適格担保のリストの修正もしくは削除、ヘアカット方針の変更、または承認を受けた取引相手方リストの改正を行う権限を有する。

店頭デリバティブ商品

店頭デリバティブ商品の取引相手方が与信金融機関であり、取引相手方リスクのエクスポージャーがサブ・ファンド資産の10%を超える場合、サブ・ファンドはその超過部分を担保により保証しなければならない。非与信金融機関が取引相手方の場合、エクスポージャーの上限は5%である。

T R Sまたは類似の特徴を有するその他のデリバティブ商品について、サブ・ファンドは、管理会社の承認を受けた取引相手方を選ばなければならない。これらの承認を受けた取引相手方は、関連するタ

イブの取引を専門とし、B B B - もしくは同等以上の格付けを取得し、メンバー国に登録上の事務所を有する与信金融機関または慎重な監督に服しM i F I Dに基づき承認された投資会社（あらゆる法的地位条件を除く）となる。

担保は、店頭金融デリバティブ取引における取引相手方リスクを削減するために差し入れられ、受領される。管理会社は、担保としての利用に適格なものを決定し、現在、U C I T S 規制で要求される方針より厳しい担保方針を用いている。通常、現金および政府債は、店頭金融デリバティブ取引の担保として受け入れ可能である。ただし、管理会社が合意する場合は、その他の証券も受け入れ可能とされる。政府債には米国、ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、英国、スウェーデンおよびその他の合意された欧州圏の政府債が含まれるが、これらに限られない。いずれのサブ・ファンドも、米国、ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、英国、スウェーデンおよびその他の合意された欧州圏の政府が発行または保証する証券によって全面的に担保され得る。

担保は、日々監視され値洗いされる。管理会社、保管受託銀行、管理事務代行会社および投資運用会社に対して定期的に報告が行われる。管理会社の取締役会は、承認を受けた取引相手方、適格担保およびヘアカット方針を決定し、管理会社はこれらを、随時修正または変更することができる。

担保に適用されるいずれのヘアカットも、ケース別に各店頭デリバティブ商品の取引相手方と保守的に合意される。ヘアカットは、各担保契約において交渉された条件および実際の市場の慣行および状況に従い異なる。

店頭取引における担保の受け入れ可能なヘアカットの水準について、以下の指針が、ヘアカットをいつでも変更できる権利を留保する管理会社により採用されている。

取引相手方リスク算出のため担保に適用されるヘアカット

担保	ヘアカット —同一通貨エ クスポー ジャー	ヘアカット— クロス・カレ ンシー・エク スプージャー
現金	ゼロ	10%
政府債	10%*	15%*
非政府債	15%	20%
その他	20%	20%

*上記は、証券の満期により異なることがある。

担保に対する格付基準が設定されている場合、上記ヘアカットに対して例外が適用されることがある。

取引相手方との契約では一般的に、両当事者が受け入れる用意のある無担保のクレジット・エクスポージャーの基準額を、担保を要求する前に設定する。これらの基準額は通常、0ユーロから1,000万ユーロの間とされる。少額の譲渡において不必要なコストを避けるため、最低譲渡額が設定され、これは250ユーロから100万ユーロの間とされることが多い。

レバレッジ

UCITSファンドは、投資資金の調達のために借入れを行うことはできないが、UCITSファンドの純資産価額を超える市場エクスポージャーを追加的に得るために、金融デリバティブ商品を利用することができる。これは、レバレッジと呼ばれる。

絶対的または相対的バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）アプローチを利用するサブ・ファンドは、英文目論見書の各サブ・ファンド情報に記載される予想される総レバレッジを計算する。一定の状況においては、総レバレッジは、当該比率を上回る可能性がある。レバレッジの比率は、サブ・ファンドのリスク特性を適切に反映していない可能性があり、サブ・ファンドの投資方針および投資目的と共に読まれるべきである。総レバレッジとは、デリバティブ商品の利用総額の計測であり、反対のポジションが相互に解消されるとみなされることを可能にするネットティングを行うことなく、利用されるデリバティブ商品の想定エクスポージャーの合計金額として計算される。その計算において、特定のデリバティブ商品が投資リスクを増加させるか減少させるかが考慮されておらず、市場変動に対する想定エクスポージャーの感応度の変動が考慮されていないため、これは、サブ・ファンドの投資リスクの実際の水準を代表するものではない可能性がある。デリバティブ商品の組み合わせおよびデリバティブ商品の利用目的は、市況と共に変動する可能性がある。

(2)【投資対象】

前記「(1)投資方針」を参照のこと。

(3)【運用体制】

運用体制

管理会社は、ファンドの運用活動および他の業務運営について全体的な責任を負う。

管理会社は、各サブ・ファンドの日々の運用を投資運用会社に委託している。管理会社は、投資運用会社および副投資運用会社に対する監督上の承認権限および管理権限を留保しており、そのパフォーマンス、投資戦略およびコストを密接に監視している。

（４）【分配方針】

非分配型受益証券が、全利益を蓄積するのに対し、分配型受益証券は、分配金を支払うことができる。分配の実施は、管理会社が決定する。

分配型受益証券の配当は（もしあれば）、少なくとも年に１度、宣言される。配当は、管理会社が決定するその他の時期またはその他の日程においても宣言されることがある。分配型受益証券の受益者は、支払配当金を受領する旨を選択することができる。受益者がかかる指示を出さない場合、配当金は、同一サブ・ファンドの同一クラス内で新たな受益証券に再投資される。

受益者からの情報または指示を待っている状態の配当金について、利息は発生しない。未請求の配当金は、５年経過後、サブ・ファンドに返還される。ファンドの資産が1,250,000ユーロを下回る場合、または配当金を支払った結果、ファンドの資産が1,250,000ユーロを下回ることになる場合、サブ・ファンドは配当金を支払わない。

分配は、原則として、分配のために入手可能な純収益から支払われる。管理会社は、受益者の公平な取扱いの原則に従い、一定の受益証券クラスについて、総投資収益から支払うことを決定できる。一定の受益証券クラスにおいては、管理会社が、投資元本を分配するかまたは投資元本値上がり益を分配するかを随時決定することができる。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

本サブ・ファンドは、原則として収益の分配を行わない。

（５）【投資制限】

管理会社は、リスク分散の原則に基づき、各サブ・ファンドの投資対象に関する会社の方針および投資方針、サブ・ファンドの表示通貨、該当する受益証券クラスの建て通貨（場合に応じて）ならびにファンドの運営および業務の遂行方針を決定する権限を有する。

上記「（１）投資方針」の定めを除き、各サブ・ファンドの投資方針は、以下に記載される規則および制限に服するものとする。

A. 許可された投資対象

サブ・ファンドの投資対象は、以下の一または複数によって構成されなければならない。

- (1) 規制された市場において上場または取引されている譲渡可能証券および短期金融市場商品
- (2) メンバー国の他の規制された市場において取引されている譲渡可能証券および短期金融市場商品
- (3) 非メンバー国の証券取引所において上場が認可されている、または非メンバー国の他の規制された市場において取引されている譲渡可能証券および短期金融市場商品
- (4) 最近発行された譲渡可能証券および短期金融市場商品

ただし、以下の両方を条件とする。

- ・発行条件に上記(1)-(3)に記載されている非メンバー国の証券取引所または他の規制された市場への上場の認可に関する申込みが行われるという約定が含まれること。
- ・当該認可が発行後１年以内に確保されること。

- (5) UCITS指令に従って承認される譲渡可能証券を投資対象とする投資信託(UCITS)（ファンドの一または複数のサブ・ファンドによって発行された受益証券および2010年法によりUCITSとしての資格を有するマスター・ファンドの投資証券または受益証券を含む。）ならびに／またはUCITS指令の第１条第２項a)およびb)における意義の範囲内の他の投資信託(UCI)の投資証券もしくは受益証券。

当該UCITSおよび他のUCIがメンバー国または非メンバー国のいずれにおいて設立されているかは問わないが、以下を条件とする。

- ・かかる他のUCIが、共同法に定められている監督に相当すると規制当局によってみなされる監督に服すること、また、規制当局（現在、アメリカ合衆国、カナダ、スイス、香港、ノルウェーおよび日本）の間の協力が十分に確保されることを規定する法律に基づき承認されていること。

- ・かかる他のUCIの受益者に対する保護の水準がUCITSの受益者に対する保護と同等であること。特に、資産の分離、借入れ、貸付ならびに譲渡可能証券および短期金融市場商品の空売りに関する規則がUCITS指令の要件と同等であること。
 - ・報告期間中の資産および負債、収益および業務の評価を行うことができるよう、他のUCIの業績が半期報告書および年次報告書において報告されること。
 - ・取得が想定されるUCITSまたは他のUCIの資産の10%超（総額で）が、その設立文書に従って、他のUCITSまたは他のUCIの受益証券に投資されないこと。
- (6) 要求あり次第支払われ、また、引き出す権利が付与されており、期間が12か月を超えない金融機関への預金。ただし、金融機関がその登記上の事務所をメンバー国に置いていることを条件とし、また、金融機関の登記上の事務所が非メンバー国に置かれている場合は、当該事務所が共同法に定められている健全性規則に相当すると規制当局によってみなされる健全性規則に従っていることを条件とする。
- (7) 上記(1)、(2)および(3)に記載されている規制された市場または他の規制された市場において取引されている金融派生商品（すなわち、特に、オプション、先物であり、同等の現金決済商品を含む。）および/または店頭で取引されている金融派生商品（以下「店頭デリバティブ商品」という。）（トータル・リターン・スワップまたは類似の性質を有するその他の金融派生商品を含むがこれらに限定されない。）（適用法、規則および随時発行されるCSSF通達（特に、欧州連合規則2015/2365を含むがこれに限定されない。）における意義の範囲内とし、また、これらに記載されている条件に基づく。）
- ただし、以下の要件に従うものとする。
- (i) ・裏付資産は、サブ・ファンドが自身の投資目的に従って投資することができる本A項に記載されている商品、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨からなるものとし、
- ・店頭デリバティブ取引のカウンターパーティーは、健全性規則に従っており、また、規制当局によって承認されているカテゴリーに帰属する機関であるものとし、また、
 - ・店頭デリバティブ商品は、日次ベースの信頼できる検証可能な評価を受けるものとし、また、ファンドの責任において、いつでも、その公正価額で売却、清算、または反対取引により決済することができるものとする。
- (ii) いかなる場合も、サブ・ファンドは、かかるオペレーションによって、自身の投資目的から乖離することはないものとする。
- (8) 規制された市場またはその他の規制された市場において取引されている短期金融市場商品以外の短期金融市場商品（当該商品の発行または発行体自身が投資家および貯蓄の保護を目的とする規制の対象となっている場合に限る。）。ただし、以下を条件とする。
- ・当該商品が、政府、地方自治体、またはメンバー国の中央銀行、EU、または欧州投資銀行、非メンバー国、あるいは、連邦国家の場合は、当該連邦国家を構成する一国、または一もしくは複数のメンバー国が属する公的国際機関によって発行または保証されていること、または、
 - ・当該商品が、自身の証券が上記(1)、(2)または(3)に記載されている規制された市場または他の規制された市場において取引されている企業によって発行されていること、または、
 - ・当該商品が、共同法により定められている基準に従って、健全性規則に従う機関、または共同法により定められた健全性規則と同等もしくはそれ以上に厳格であると規制当局によって考えられる健全性規則に従う機関によって発行もしくは保証されていること、または、
 - ・当該商品が、規制当局によって承認されているカテゴリーに属するその他の団体によって発行されていること。ただし、当該商品への投資が上記第1項目、第2項目または第3項目に記載されている投資家保護と同等の投資家保護の規定に従っていることを条件とし、また、発行体が少なくとも10,000,000ユーロの資本金および準備金を保有し、また、指令(2013/34/EU)に従って自身の年次決算報告書を公開および公表している会社、一もしくは

複数の上場企業を含む企業グループの1社であり、グループの資金調達に専念している会社、または銀行流動性ラインから利益を得ることができる証券化商品のための資金調達に専念している会社であることを条件とする。

また、サブ・ファンドの投資方針は、2008年2月8日大公国規則に従う有価証券または債券のインデックスのコンポジションに追随する可能性もある。

B. ただし、各サブ・ファンドは、

- (1) その資産の10%を超えて上記A項に記載されている譲渡可能証券または短期金融市場商品以外の譲渡可能証券または短期金融市場商品に投資することはできない。
- (2) 貴金属または貴金属を表象する証書を取得することはできない。
- (3) 派生的流動資産を保有することができる。
- (4) その資産の10%を上限とする借入れを行うことができる。ただし、当該借入れは、一時的である場合にのみ行うことができる。オプションの発行、先渡しまたは先物契約の売買に関する担保契約は、本制限の趣旨上、「借入れ」を構成するものとはみなされない。
- (5) バック・ツー・バック・ローンの手段としての外貨を取得することができる。

C. 投資制限

(a) リスク分散規則

以下の(1)から(5)、(8)、(9)、(13)および(14)に記載されている制限の計算の趣旨上、同一企業グループに含まれる会社は、単一発行体とみなされるものとする。

ある発行体が複数のサブ・ファンドを有する法的主体であり、あるサブ・ファンドの資産が当該サブ・ファンドの投資家ならびにその債権が当該サブ・ファンドの設立、運営および清算に関して発生した債権者に対してのみ留保される場合、各サブ・ファンドは、以下の(1)から(5)、(7)から(9)および(12)から(14)に記載されているリスク分散規則の適用の趣旨上、個別の発行体とみなされるものとする。

譲渡可能証券および短期金融市場商品

- (1) サブ・ファンドは、以下の場合、いずれかの単一発行体の譲渡可能証券および短期金融市場商品を追加して購入することはできない。
 - (i) かかる購入により、単一発行体の譲渡可能証券または短期金融市場商品がその資産の10%超を占めることになる場合、または
 - (ii) それぞれにその資産の5%超を投資する複数の発行体のすべての譲渡可能証券および短期金融市場商品の総額が、その資産価額の40%を超えることになる場合。かかる制限は、健全性規則に従う金融機関への預金および当該金融機関との店頭デリバティブ商品の取引には適用されないものとする。
- (2) サブ・ファンドは、その資産の20%を上限として、同一企業グループによって発行された譲渡可能証券および短期金融市場商品に累積的に投資することができる。
- (3) 上記(1)(i)に記載されている10%の上限は、メンバー国、その地方自治体、非メンバー国または一もしくは複数のメンバー国がそのメンバーである公的国際機関によって発行または保証されている譲渡可能証券および短期金融市場商品に関しては、35%に引き上げられるものとする。
- (4) 上記(1)(i)に記載されている10%の上限は、その登記上の事務所をメンバー国に置いており、また、適用法に基づき、当該適格債券の保有者を保護するために特定の公的規制に従う金融機関によって発行された適格債券に関しては、25%に引き上げられるものとする。本項の趣旨上、「適格債券」とは、適用法に従って、その手取金が有価証券の償還日までの債務返済をカバーする、また、発行体の債務不履行の場合、元本および金利の支払いに優先順位に従って充当されるリターンを提供する資産に投資される有価証券をいう。該当するサブ・ファンドがその資産の5%を超えて、当該発行体によって発行された適格債券に投資する場合、当該投資の総額は、当該サブ・ファンドの資産の80%を超えてはならないものとする。

- (5) 上記(3)および(4)に記載されている有価証券は、上記(1)(ii)に記載されている40%の上限を計算する場合は、含まれないものとする。
- (6) 上記の上限にかかわらず、サブ・ファンドは、リスク分散の原則に従って、その資産の100%を上限として、(i) メンバー国、その地方自治体または一もしくは複数のメンバー国がそのメンバーである公的国際機関、(ii) 経済協力開発機構(以下「OECD」という。)またはG-20のいずれかのメンバー国、または(iii) シンガポールまたは香港によって発行または保証されている譲渡可能証券および短期金融市場商品に投資することができる。ただし、(i) 当該有価証券は、6以上の異なる銘柄の一部であること、および(ii) 当該銘柄の有価証券は、当該サブ・ファンドの総資産の30%超を占めないことを条件とするものとする。
- (7) 以下の「(b) 経営権に関する制限」に記載されている制限を侵害することなく、(1)に記載されている制限は、サブ・ファンドの投資方針が以下を条件として規制当局によって承認されている特定の株式または債券インデックスのコンポジションに追随することである場合には、同一団体によって発行された株式および/または債券への投資については、その上限が20%に引き上げられるものとする。

- ・インデックスのコンポジションが十分に分散されていること。
- ・インデックスが参照する市場の適切なベンチマークとなっていること。
- ・インデックスが適切な方法により公開されていること。

上記20%の上限は、特定の譲渡可能証券または短期金融市場商品が圧倒的なシェアを占めている規制された市場において、特に例外的な市場環境により正当と証明される場合には、35%に引き上げられるものとする。ただし、かかる35%の上限までの投資は、単一発行体に関してのみ許可されるものとする。

銀行預金

- (8) サブ・ファンドは、その資産の20%を超えて同一機関への預金を行うことはできない。

金融派生商品

- (9) 店頭デリバティブ取引のカウンターパーティーに対するリスク・エクスポージャーは、カウンターパーティーが上記A項(6)に記載されている金融機関である場合は、サブ・ファンドの資産の10%、また、その他の場合は、サブ・ファンドの資産の5%を超えてはならないものとする。
- (10) 金融派生商品への投資は、(2)、(5)および(14)に記載されている範囲内においてのみ行われるものとする。ただし、裏付資産へのエクスポージャーが、総額で、(1)から(5)、(8)、(9)、(13)および(14)に記載されている投資制限を超えないことを条件とする。サブ・ファンドがインデックス・ベースの金融派生商品に投資する場合は、かかる投資は、必ずしも(1)から(5)、(8)、(9)、(13)および(14)に記載されている制限に含まれる必要はないものとする。
- (11) 譲渡可能証券または短期金融市場商品に金融派生商品が含まれている場合、後者は、(C)(a)(10)および下記の(D)の要件ならびにファンドの販売用資料に記載されるリスク・エクスポージャーおよび情報要件に従う際に考慮に入れられなければならないものとする。

オープン・エンド型ファンドの受益証券

- (12) サブ・ファンドは、2010年法の第9条の規定に従ってフィーダーになる場合を除き、その資産の20%を超えて単一UCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資することはできないものとする。

フィーダーになるサブ・ファンドは、その資産の85%以上をそのマスターの投資証券または受益証券に投資するものとする。

マスターになるサブ・ファンドは、フィーダーになることはできないものとし、また、フィーダーの投資証券または受益証券を保有することもできないものとする。

かかる投資制限の適用の趣旨上、2010年法の第181条における意義の範囲内の複数のサブ・ファンドを有するUCITの各サブ・ファンドは、別個の発行体とみなされるものとする。ただし、第三者に対する様々なサブ・ファンドの債務に関する分離の原則が確保されることを条件とする。UCITS以外のUCITの受益証券への投資は、総額で、あるサブ・ファンドの資産の30%を超えてはならないものとする。

あるサブ・ファンドがUCITSおよび/またはその他のUCITの受益証券を取得した場合、各UCITSまたはその他のUCITの資産は、(1)から(5)、(8)、(9)、(13)および(14)に記載されている制限の趣旨上、合算される必要はないものとする。

あるサブ・ファンドが、同一管理会社によるか、当該管理会社と共同管理もしくは支配によってまたは多額の直接的もしくは間接的保有によって関連付けられるその他の会社による管理がなされている他のUCITSおよび/またはその他のUCITの受益証券に投資した場合、当該管理会社またはその他の会社は、サブ・ファンドのかかる他のUCITSおよび/またはその他のUCITの受益証券への投資に関する申込手数料または買戻手数料を請求することはできないものとする。

その資産のかなりの部分を他のUCITSおよび/またはその他のUCITに投資するサブ・ファンドは、ファンドの販売用資料の中の当該サブ・ファンドのパートにおいて、サブ・ファンド自身およびサブ・ファンドが投資する予定の他のUCITSおよび/またはその他のUCITの両方に請求される可能性のある運用報酬の上限を開示するものとする。ファンドは、その年次報告書において、サブ・ファンド自身およびサブ・ファンドが投資した他のUCITSおよび/またはその他のUCITの両方に請求された運用報酬の上限を開示するものとする。

サブ・ファンドは、以下のすべてを条件として、ファンドの一もしくは複数の他のサブ・ファンドによって発行される予定のまたは発行された受益証券を購入、取得および/または保有することができる。

- ・対象となるサブ・ファンドが、また、当該対象サブ・ファンドに投資したサブ・ファンドに投資しないこと。
- ・取得することが想定されている対象サブ・ファンドの資産の10%超（総額で）が他の対象サブ・ファンドの受益証券に投資されないこと。
- ・いかなる場合も、当該受益証券がファンドによって保有されている期間において、その価額は、2010年法によって課せられている純資産の最低水準を検証する際、ファンドの純資産の計算に含まれないこと。

組み合わせの制限

(13) 上記(1)、(8)および(9)に記載されている個別の制限にかかわらず、サブ・ファンドは、それにより、その資産の20%超を単一機関に投資することになる場合は、以下を組み合わせないものとする。

- ・当該機関によって発行された譲渡可能証券または短期金融市場商品への投資
- ・当該機関への預金、および/または
- ・当該機関との店頭デリバティブ取引によるエクスポージャー

(14) 上記(1)、(3)、(4)、(8)、(9)および(13)に記載されている制限は、組み合わせることはできないものとし、したがって、上記(1)、(3)、(4)、(8)、(9)および(13)に従って行われた同一機関により発行された譲渡可能証券または短期金融市場商品への投資、当該機関への預金、または当該機関と構築した金融派生商品への投資は、合計で、ファンドの各サブ・ファンドの資産の35%を超えてはならないものとする。

(b) 経営権に関する制限

(15) 管理会社は、運用しているすべてのUCITSに関し、発行体の経営に全体的に重大な影響を及ぼすことができる場合、議決権付投資証券を取得することはできない。

(16) ファンドは、全体で、(i) 同一発行体の発行済み無議決権株式の10%、(ii) 同一発行体の発行済み債券の10%、(iii) 単一発行体の短期金融市場商品の10%、または(iv) 同一UCITSおよ

び／またはUCIの発行済み投資証券または受益証券の25%を超えてこれらを取得することはできない。

(ii)から(iv)に記載されている制限は、取得時に、債券もしくは短期金融市場商品の総額または発行済みの商品の純額を計算することができない場合は、無視することができる。

上記(15)および(16)に記載されている制限は、以下に関しては、適用されない。

- ・メンバー国またはその地方自治体によって発行または保証されている譲渡可能証券および短期金融市場商品
- ・非メンバー国によって発行または保証されている譲渡可能証券および短期金融市場商品
- ・一もしくは複数のメンバー国がそのメンバーである公的国際機関によって発行されている譲渡可能証券および短期金融市場商品
- ・非メンバー国の法律に基づき設立された会社の資本株式。ただし、以下を条件とする。(i) 当該会社は、その資産を、主として当該国にその登記上の事務所を有する発行体によって発行された有価証券に投資すること、(ii) 当該国の法律において、該当するサブ・ファンドの当該会社の株式への参加は、当該国の発行体の有価証券を購入する唯一の方法であること、および(iii) 当該会社は、その投資方針において、C項(1)から(5)、(8)、(9)および(12)から(16)に記載されている制限に従うこと。
- ・一または複数のサブ・ファンドについて、受益者の要求（自身のために限る。）による受益証券の買戻しに関して、設立国においてそのためのみに管理、助言または販売促進の業務のみを行う子会社の、当該一または複数のサブ・ファンドによって保有される資本株式
- ・2010年法の第9条に従って、フィーダーとなるサブ・ファンドによって保有されるマスターの受益証券または投資証券

D. グローバル・エクスポージャー

各サブ・ファンドは、金融派生商品に関する自身のグローバル・エクスポージャーが自身のポートフォリオの合計正味価額を超えないことを確認するものとする。

エクスポージャーは、裏付資産の現在価額、カウンターパーティー・リスク、予測される市場動向およびポジションを清算するために利用可能な時間を考慮し測定されるものとする。

E. 追加の投資制限

- (1) サブ・ファンドは、商品もしくは貴金属またはこれらを表象する証書を取得することはできない。ただし、外貨、金融商品、指数または譲渡可能証券、また、かかる外貨、金融商品、指数または譲渡可能証券に関する先物契約および先渡し契約、オプションならびにスワップに関する取引は、本制限の趣旨上、商品取引とはみなされないものとする。
- (2) サブ・ファンドは、不動産または不動産に関するオプション、権利もしくは所有権に投資することはできない。ただし、不動産によって保証される有価証券もしくはその持分または不動産に投資する会社によって発行された有価証券もしくはその持分に投資することはできる。
- (3) サブ・ファンドは、第三者のために貸付を行う、または保証を付与することはできない。ただし、当該制限により、各サブ・ファンドは、全額払込み済みでないA項(5)、(7)および(8)に記載されている譲渡可能証券、短期金融市場商品またはその他の金融商品に投資することを妨げられることはないものとし、また、適用法令に従って、有価証券の貸付けを行うことを妨げられることもないものとする（その詳細は、約款第16.2条の「証券貸付けおよび借入れ」において記載される。）。
- (4) ファンドは、A項(5)、(7)および(8)に記載されている譲渡可能証券、短期金融市場商品またはその他の金融商品の空売りを行うことはできない。

F. 本書に記載されている反対趣旨の規定にかかわらず、

- (1) 各サブ・ファンドは、自身のポートフォリオの中の譲渡可能証券および短期金融市場商品に付されている新株引受権を行使する場合は、上記の制限を無視することができる。

- (2) 当該制限が、サブ・ファンドがコントロールすることができない理由により、または新株引受権の行使により、超過されてしまった場合、当該サブ・ファンドは、その受益者の利益を適式に考慮し、その売却取引において、かかる状況を治癒することを優先しなければならないものとする。

管理会社は、ファンドの受益証券が募集または販売される国の法令に従うために追加の投資制限が必要となる場合は、当該投資制限を決定する権利を有するものとする。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

以下のリスク説明は、サブ・ファンドの主なリスク要因に相当するものであるが、サブ・ファンドに影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクについても概説している。以下のリスク情報は各サブ・ファンドに関連する主なリスクを説明することを目的としているが、いずれのサブ・ファンドもここで挙げられていないリスクの影響を受けるおそれがあり、リスク説明自体も網羅的なものとなることが意図されたものではない。

これらのリスクのいずれも、サブ・ファンドが損失を被る、サブ・ファンドのパフォーマンスが類似する投資ほど好調なものとならない、サブ・ファンドが乱高下（純資産価額の上昇および下落）に見舞われる、またはサブ・ファンドがある期間にわたって目的を達成することができない原因となるおそれがある。

本サブ・ファンドに特有のリスク

保守的運用リスク 実際の純資産価額が満期時におけるプロテクト価額の現在価値に近づくほど、本サブ・ファンドは、成長運用部分に対するエクスポージャーを減少させまたは排除し、保守的運用部分に投資することによって資本を保全しようとする。これにより、本サブ・ファンドにおいて、将来の価値の上昇から利益を得る機会が減少し、または喪失してしまうことになる。

保証会社の信用リスク 保証契約は、保証会社の信用リスクの影響を受ける。保証会社が破たんした場合は、保証契約を終了する。この場合、管理会社は他の認知された金融機関を新保証会社として選任するものとするが、これができない場合、満期日の受益証券１口当たり純資産価格が満期時におけるプロテクト価額を下回ることがある。

一般的なリスク

集団投資リスク あらゆる投資ファンドと同様、これらのサブ・ファンドのいずれに投資する場合にも、投資者が市場に直接的に投資すれば直面することのない一定のリスクが伴う。他の投資者の行為、特に資金の突発的な大量流出は、サブ・ファンドの秩序ある運用を妨げ、当該サブ・ファンドの純資産価額の下落をもたらすおそれがある。投資者は、どのようにサブ・ファンドを投資するかを指示し、または左右することはできない。サブ・ファンドによる取引は、ある投資者の税効率には適しないことがある。サブ・ファンドは、パフォーマンスを向上させる可能性のある特定の証券および投資手法の利用を制限する投資に関する様々な法律および規制に服する。ある国でサブ・ファンドの登録を行うことにより、投資制限が生じる場合がある。

信用リスク 債券、短期金融資産、商品または契約は、発行体の財務状況が悪化した場合、価値の一部または全部が失われるおそれがある。

債券、短期金融資産、商品または契約の発行体の財務状況が悪化した場合、当該債券、短期金融資産、商品または契約の価値は下落する可能性がある。極端な場合には、発行体が投資者への予定されている支払いを遅らせるか、または支払いを行うことが全くできなくなることがある。

為替リスク 通貨間の為替レートは、急激かつ予期し得ない変動を見せる可能性がある。サブ・ファンドの為替エクスポージャーは、受益証券１口当たり純資産価格の変動リスクを増大させ、パフォーマンスに悪影響を及ぼす場合がある。さらに、主たる対象として通貨に投資するサブ・ファンドは、通常よりも高い為替リスクに見舞われる可能性がある。

あるサブ・ファンドの資産が当該サブ・ファンドの基準通貨とは異なる一または複数の通貨建てである場合、為替レートの変動は、その資産により生じる投資利益を減少させ、またはその資産により生じる投資損失を増大させる可能性がある。

利益相反リスク 管理会社またはその関連会社は、あるサブ・ファンドに対する管理会社の職務と他の投資者に対する管理会社の職務または自らの金銭的な利害との間で潜在的な利益相反を生じる取引を実行する可能性がある。管理会社は、適用ある行動規則に基づき、利益相反を回避するよう努めなければならない。管理会社は、潜在的な利益相反が存在しなかった場合よりも当該サブ・ファンドに不利とならない条件で当該取引が実行されることを確保する。ただし、管理会社およびその関連会社のいずれも、当該取引もしくは関連取引によりもしくはこれらを理由として発生し、または受領した利益もしくはコミッション報酬につき当該サブ・ファンドに説明する責任を負わず、また別段の規定がある場合を除き、管理会社の報酬は調整されない。

保管リスク 保管受託銀行に影響を及ぼす破産またはその他の深刻な破綻が生じた場合、あるサブ・ファンドが保管受託銀行に預託している資産（一般には資産の大部分または全部）は損失リスクにさらされるおそれがある。損失リスクは、保管受託銀行に預託されている他の資産と分別されない現金預金の場合、非現金資産の場合と比較して、一層高くなる。

サブ・ファンドが投資を行う他の国で保管受託銀行が副保管会社を利用する場合、サブ・ファンドの資産は、副保管会社のレベルで類似するリスクを負う。保管システムまたは決済システムが十分に発達していない国では、保管受託銀行から投資対象が返還されないリスクが存在する場合がある。

サブ・ファンドは、随時、保管受託銀行がコルレス先を有しない国で投資を行うことがある。かかる場合、保管受託銀行は、現地の保管会社を見つけ、デュー・ディリジェンスを行った上で任命する。このプロセスは時間を要することがあり、その間、サブ・ファンドは投資機会を奪われる可能性がある。

さらに、保管受託銀行は、ファンドの資産が継続的に保管されている国の保管リスクを評価し、当該資産の即時売却を推奨することがある。その際、当該資産の売却価格は、ファンドが通常の状況において受領するであろう価格を下回る場合があり、関連するサブ・ファンドのパフォーマンスに影響が及ぶ可能性がある。

中央証券保管受託銀行 UCITS指令に従い、ファンドの資産の保管を証券決済システムの運営者に委任することは、保管受託銀行による委託とはみなされず、保管受託銀行は、資産返還の厳格責任を免れる。

金利リスク、インフレ・リスク、デフレ・リスク 金利が上昇した場合、通常、債券価値は下落する。このリスクは、通常、債券の満期までの期間が長く、かつ、信用度が高いほど高くなる。

インフレの場合、インフレは貨幣価値を低下させるため、あるサブ・ファンドの資産または収益の実質価値が将来下落するリスクが存在する。このリスクは、長期間にわたる総合収益率がインフレに追いつかないことのある現金またはその他の資産の場合に特に顕著となり得る。反対に、デフレは、発行体の信用度を低下させ、債務不履行に陥る可能性を増大させることがある。

法域リスク 非ルクセンブルク投資家は、現地の規制機関が提供している規制上の保護のすべてが適用されるとは限らないことに留意する必要がある。

法的リスク 取引の特性または当事者の取引を行う法的能力により金融契約が執行不能となるおそれがあり、取引相手方が支払不能または破産に陥った場合には、本来であれば執行可能な契約上の権利が無効となるおそれがある。

流動性リスク 特定の市況では、流動性がある証券の評価、買付けまたは売却を行うことが困難となることがあり、サブ・ファンドの買戻請求を取り扱う能力に影響が及ぶおそれがある。

市場リスク 多くの証券の価格は大きく変動する可能性があり、各証券の取引が行われる金融市場の活動に基づき日々上下することがある。

オペレーショナル・リスク 人為的ミス、脱漏、処理エラー、システムの中断または外部事象により損失が生じる可能性がある。

決済リスク 取引の当事者は、契約に基づく債務を履行したが取引相手方から未だ対価を受領していない場合に決済リスクに直面する。

源泉徴収税リスク サブ・ファンドの一定の収益には、源泉徴収税が課されることがあり、当該税金は、投資対象のリターンを減少させる。これを回避するためには、当該サブ・ファンドは、投資者から特定の情報を受領することが必要となる場合がある。特に、米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）により、ファンドは、投資者に関する特定の個人識別情報を取得し、場合によっては当該情報を米国内国歳入庁に提供することが要求される。必要な情報を提供しない投資者は、かかる投資者に対する分配および売却手取金または処分手取金に30%の源泉徴収税が課される。課される源泉徴収税は、当該投資者に対する分配として扱われ、当該投資者が保有する受益証券は、すべて強制的に買い戻される。

個別投資リスク

コモディティ関連投資 コモディティの価値は、金利変動、需給の変化、極端な天候、農作物の病害、通商政策、政治動向および規制動向等の多くの要因の影響を受ける可能性があることもあり、激しく変動する可能性がある。

偶発転換社債（以下「C o C o 債」という。） 一部のサブ・ファンドは、投資方針に別段の定めがある場合を除き、限定的に、かつ、いかなる場合も資産の5%を超えることなく、偶発転換社債に投資することができる。C o C o 債は、予め定められた事由が生じた場合には発行体の株式に転換されるか、またはキャピタル・ロスを被る可能性がある高配当社債である。C o C o 債への投資は、サブ・ファンドに多額の損失をもたらす可能性がある。この社債は、特定のトリガー事由（発行体の自己資本比率が特定の水準を下回ることを含む。）に伴い、発行体の株式に転換されるか、またはキャピタル・ロスを被る可能性がある。C o C o 債は革新的な金融商品であるため、逼迫した金融情勢下での動きは不明である。このことは、特にC o C o 債の保有者がこれらの金融商品の根底にあるリスクを十分に勘案したかが依然として不明であるために、C o C o 債の評価における不確実性、ならびにC o C o 債の資産クラス全体の潜在的な価格伝播リスクおよび変動リスクを増大させる。C o C o 債への投資は、関連するサブ・ファンドに多額の損失をもたらす場合がある。あるシナリオでは、債権者よりも先に株式の保有者が損失を被ることが見込まれる資本構造ヒエラルキーの通常の順位とは異なり、C o C o 債の保有者は、同一発行体が発行した持分証券の保有者に先んじて損失を被る。また、C o C o 債の中には、発行体がいずれかの時点で、何らかの理由により、期間の長短を問わず、裁量によりクーポン支払いを中止するリスクにさらされるものがある。C o C o 債は、無期限商品として発行されることがあり、繰上償還日に繰上償還されると想定すべきではない。

転換証券および優先証券 一部のサブ・ファンドは、転換証券または優先証券に投資することがあり、これらは、通常、利息または配当の支払いがあり、設定された価格または割合で普通株式に転換することができる。転換証券の市場価値は、金利上昇時に下落する傾向がある。また、当該証券は、多数の要因（発行体の期間業績の変動、発行体に対する投資者の見方の変化、当該証券の市場の活発さおよび流動性、ならびに実際のまたは予想される世界経済または地域経済の状況の変化を含むが、これらに限られない。）を受けて変動することがある。最後に、転換証券の市場価値は、転換特性により、裏付けとなる普通株式の市場価値の変動および市場全体の変動とともに変動する傾向もある。

ハイブリッド社債 ハイブリッド社債は、株式のような特徴およびリスクを備えた劣後債である。ハイブリッド社債は、一般に、発行体が支払不能に陥った場合に弁済を受ける順位が他の債券より低く、最終満期までの期間が長い。中には、繰上償還日に繰上償還される保証のない無期限商品として発行されるものもある。また、ハイブリッド社債は、利払いが繰延べされることがあり、他の債券よりも株式の乱高下による影響を受けやすいが、中には、発行体が何らかの理由によりクーポン支払いを中止するリスクにさらされるものもある。

エクイティ証券 概して、株式およびエクイティ連動商品には、債券または短期金融市場商品よりも高いリスクが伴う。その価値は日々変動するが、時に急激かつ予期し得ない変動を見せる。

エクイティ証券は、多くの経済的要因、政治的要因およびその他の要因による影響を受けることがある。エクイティ証券は、急激に、または徐々に価値を失う場合があり、企業のパフォーマンスにかかわらず上昇することもある。様々な業種または市場セグメントが異なる反応を見せる場合がある。急成長を遂げている企業のエクイティ証券は、その価値に将来への高い期待が反映されている場合、悪評判に影響されやすいことがある。本質価値を下回る値が付けられていると思われる企業のエクイティ証券は、過小評価され続ける場合がある。

ワラントおよび新株引受権付社債券等のエクイティ連動商品の中には、普通株式よりも変動性および投機性が高いものがある。ワラントは、一般に、ワラントを購入してから比較的早い時期に株価が大きく上昇した場合にのみターンが得られ、それ以外の場合にはワラントは無価値となり、購入価格に相当する損失をもたらす可能性がある。また、サブ・ファンドは、ワラントの権利行使期間が満了するまでに当該サブ・ファンドが売却を希望するワラントの買い手を見つけることができない場合がある。

高利回り証券または投資適格未満証券 これらの債務証券は信用度が低く、投機的であるとみなされる。信用度が低いほど、発行体が元利支払いに応じることができない可能性が大きくなる。また、これらの証券の価格は金利リスクのみならず景気面の材料全般および発行体の信用度に対する市場の見方の影響も受けることがあるため、安全性の高い債務証券よりも大きな価格変動にさらされる。これらの証券は、流動性リスクも負う場合がある。

非流動的証券 一部の証券は、評価、合理的な価格での売却または大量の売却が困難となるまたは困難となっている場合があり、また、規模の小さい市場で取引されるか、または決済期間が長いことがある。

投資ファンド サブ・ファンドの他の投資ファンドへの投資は、全体的な運営、管理事務、保管および運用に係る報酬／費用の増加をもたらす可能性がある。

あるサブ・ファンドが管理会社またはその関連会社が運用する他の投資ファンドに投資する場合、当該サブ・ファンドは、申込手数料または買戻手数料の請求を受けない。

短期金融市場への投資 短期金利の下降時、短期金融市場商品の利回りは、通常、低下する。

短期金融市場への投資が目指すのは、極めて低い信用リスクおよび高い流動性である。ただし、これは保証されるものではなく、短期金融市場への投資は、ある程度の信用リスクおよび流動性リスクを有する可能性がある。また、金利の急激な著しい上昇により、短期金融市場商品の価値が下落するおそれがある。

短期金融市場商品の利回りは、時間を経るにつれてインフレに追いつかなくなることがある。

モーゲージ担保証券および資産担保証券 これらの債務証券の根底にある債務（モーゲージ、クレジット・カード債権およびその他の消費者向けローン等）は、国債またはその他の債務証券よりも信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクが高くなる可能性がある。

資産担保証券（ABS）およびモーゲージ担保証券（MBS）のパフォーマンスは、金利動向に左右される面がある。これらの証券の市場価格には、通常、予定されている満期が到来する前のある時点で償還されるという暗黙の前提が含まれている。予想外の金利動向により想定よりもかなり早くまたはかなり遅くこれらの証券が償還された場合、投資パフォーマンスが悪化する可能性がある。

金利の下降は、期限前償還リスクの引き金となる可能性がある。原債務の保有者は、通例、低金利を利用すべく借換えを行い、証券の存続期間を終了させ、通常は利回りが以前よりも低くなった時に手取金を投資するようサブ・ファンドに強いる（期限前償還リスク）。反対に、金利の上昇は、期間延長リスクの引き金となる可能性がある。原債務は、通例借換えがなされない、つまり、サブ・ファンドは、市場の水準を下回る利息を受領することを余儀なくされるか、または損失を出して証券を売却することしかできない場合がある（期間延長リスク）。

これらの証券のパフォーマンスに影響を及ぼし得るその他の要因としては、原資産のデフォルト率および経済状況が挙げられる。サブ・ファンドは、サブプライム・モーゲージ、または適時の債務返済能力があまり確実ではない借り手にまで拡大されたその他の信用供与にさらされる限りにおいて、高度な信用リスク、評価リスクおよび流動性リスクを負う。

不動産関連投資 この投資は、不動産価値の周期的性質、全体的および局所的な景気、建設過剰および競争激化、財産税および管理費用の逦増、人口変化および人口変化が投資収益に及ぼす影響、建築に関する法律および規制の変更、損害または判決に起因する損失、環境リスク、公法による賃貸借の制限、金利リスク、賃借人にとっての土地の魅力に付随する変化、ならびにその他の不動産市場の影響等のリスクによる影響を受ける。

中小型株 小規模および中規模の企業の株式は、大企業の株式よりも変動性が高く、流動性が低くなり得る。小規模および中規模の企業は、資金力が劣り、社歴が浅く、また事業内容の多様性が乏しいことが多いため、長期的な事業不振に陥るリスクが高い可能性がある。

仕組商品 仕組商品は、原資産または基準となる指数の値動きおよび当該仕組商品の発行体側における債務不履行リスクにさらされる。また、サブ・ファンドが売却を希望する仕組商品の買い手を見つけることが困難となる場合がある。さらに、仕組商品は、レバレッジを内包することがあり、これにより、仕組商品の価格は、原資産または基準となる指数よりも変動性が高くなる可能性がある。

クレジット・リンク債（仕組商品的一种）では、信用度が低下した場合、またはクレジット・リンク債が連動している債券もしくはその他の信用商品が債務不履行に陥った場合、クレジット・リンク債の価値は下落する可能性がある。

劣後債およびシニア債 一部のサブ・ファンドは劣後債に投資することがあり、劣後債は、発行体が支払不能に陥った場合、弁済に関して、他の負債証券、特に当該発行体の他の負債証券に優先するシニア債よりも順位が低くなる。支払不能時に劣後債の弁済を受けられる可能性は低くなるため、劣後債は、投資者にとりリスクが高いものとなる。さらに、シニア債は、必ずしも負債額を全額受領できるとは限らない。

ディストレスト証券 サブ・ファンドの中には、ディストレスト証券を保有するものもある。この証券は、破産手続きの対象となっているか、弁済不履行に陥っているか、または信用格付機関が決定した信用格付けが低い場合がある。ディストレスト証券は投機的であり、重大なリスクを伴う。ディストレスト証券は、未償還の間は収益を生まない場合が多く、持分を保護し、回収するためにサブ・ファンドが一定の特別費用を負担することが必要となることがある。これにより、受益者のために収益を実現するサブ・ファンドの能力が減じられる可能性がある。サブ・ファンドは、ディストレスト証券に関する何らかの計画（清算、再編、交換提案等）がもたらす結果、ひいてはディストレスト証券または交換提案もしくは再編により生じたその他の資産もしくは証券から派生する価値につき大きな不確実性にさらされる場合がある。

集中リスク サブ・ファンドの中には、投資を特定のセクターまたは国に集中させるものもある。このことは、当該サブ・ファンドが当該セクターまたは国に関連する特定の経済、市場、政治または規制に関する出来事による影響を一層受けやすくなるということを意味する。

ボラティリティ先物 サブ・ファンドは、ボラティリティ先物およびオプションに投資することがある。この先物およびオプションは、上場デリバティブの諸形態である。ボラティリティ先物は、オプションの価格決定に織り込まれたボラティリティを参照する。この先物に投資する主な理由は、ボラティリティ自体を資産クラスとしてみなすことができるためである。各サブ・ファンドは、規制市場で取引されているボラティリティ先物にのみ投資し、ボラティリティ指数の基準となる株価指数は、2010年法第44条(1)に準拠する。

固有の市場リスク

新興市場 新興市場および発展途上国への投資には、先進国に係るリスクと比較して異なるリスクまたは高いリスクが伴う。かかるリスクには、以下のものが含まれることがある。

- ・ 政治的、経済的または社会的な不安
- ・ 整備が遅れているか、または極めて厳しい証券規制であって、外国投資家に不利に働く要素（為替管理または取引制限等）を含み得るもの
- ・ 限定的な投資家保護または法的遡求機会と相まった、法律および規制の不注意な、予測不可能な、恣意的なまたは特定の関係者に常に有利な施行（例えば、債務の執行手段または原状回復の獲得手段が限定されるか、または無効とされること。）
- ・ 過大な報酬、取引コストまたは税金
- ・ 資産の差押えリスク
- ・ 証券の発行体に関する不完全な、誤解を招く、または不正確な情報
- ・ 一貫した会計基準、監査基準および財務報告基準の欠如
- ・ 信頼性に欠けるか、標準化されていないか、不透明な場合がある、または不適切な影響もしくはシステム障害による影響を受けやすい可能性のある保管および決済に関する取決め
- ・ 大幅な価格変動
- ・ 流動性を低下させ、証券の評価を一層困難にする可能性のある市場規模の縮小
- ・ 高インフレ・リスク、デフレ・リスクおよび為替レートの変動リスクの増大
- ・ 詐欺行為、腐敗行為または機能不全の横行

ロシア ロシアへの投資には、特定のリスクが伴う。保管、所有および取引相手方に関連するリスクは、先進国よりも高い。例えば、ロシアの保管機関は、盗難、滅失または債務不履行による損失を補償するのに十分な保険に加入していないことがある。また、ロシアの証券市場は、効率性および流動性が阻害されることによる影響を被ることがあり、価格変動および市場の混乱が悪化する可能性がある。証券取引所に上場されていないか、または（2010年法に定められる意味の）規制された市場で取引されていないロシアの譲渡可能証券および短期金融市場商品は、いずれのサブ・ファンドについてもその資産の10%に制限される。ただし、ロシア取引システムおよびモスクワ銀行間通貨取引所は、規制された市場と認識されているため、これらの市場にて上場されているか、または取引されている譲渡可能証券および短期金融市場商品への投資は、関連するサブ・ファンドの資産の10%に制限されない。このことは、かかる譲渡可能証券および短期金融市場商品に前段落において言及されたリスクはない、または例えば欧州もしくは米国の類似の証券よりも一般的に高いリスクはないということを意味するわけではない。

ストック・コネクトを通じた中国A株取引への投資 サブ・ファンドの中には、ストック・コネクト（上海・香港ストック・コネクトおよび／または深圳・香港ストック・コネクト）を通じて、中国の証

券取引所に上場している企業が発行した株式へのエクスポージャーを得ようとするものもある。ストック・コネクトは、中国の株式市場と香港の株式市場を接続する新しい取引制度であり、さらなるリスク要因にさらされる可能性がある。香港および中国本土の投資家は、地元市場の取引所および清算機関を通じて他の市場に上場されている株式の取引および決済を行うことができる。ストック・コネクトには割当額の制限があるが、これによりサブ・ファンドがストック・コネクトを通じて適時に取引を行う能力が制限される場合がある。このことは、当該サブ・ファンドが投資戦略を効果的に実行する能力に影響を及ぼす可能性がある。当初は、ストック・コネクトの範囲には、SSE 180インデックスのすべての構成銘柄、SSE 380インデックスのすべての構成銘柄およびSSEに上場されているすべての中国A株およびその他の特定の証券ならびに深圳証券取引所に上場されている優良証券（時価総額が60億人民元以上の深圳証券取引所コンポーネント・インデックスおよび深圳証券取引所スモール/ミッド・キャップ・イノベーション・インデックスの構成銘柄ならびに中国A株および中国H株の両方を発行している企業の深圳証券取引所上場株式すべてを含む。）が含まれる。投資家は、ある証券がストック・コネクトの対象範囲から外される場合があることに留意する必要がある。このことは、例えばサブ・ファンドがストック・コネクトの対象範囲から外された証券の買付けを希望する場合において、当該サブ・ファンドの投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

ストック・コネクトの下では、中国A株が上場されている企業および中国A株の取引は、中国A株市場の市場規則および開示要件に服する。中国A株市場に係る法律、規制および方針またはストック・コネクトに関する規則の変更は、株価に影響を及ぼす可能性がある。また、中国A株には、外国人持株制限および開示義務も適用される。

投資運用会社は、中国A株に対する持分により、中国A株の取引に関する制限（手取金の保有に関する制限を含む。）に服する。投資運用会社は、中国A株に対する持分に関連するすべての通知、報告および関連する要件を遵守することにつき単独で責任を負う。

現行の中国本土の規則では、投資者がSSEに上場している企業の株式を最大で5%まで保有する場合、当該投資者は、3営業日以内に自らの持分について開示を行うことが義務付けられており、かかる3営業日の間は当該企業の株式の取引を行うことができない。また、投資者は、中国本土の規則に従い、自らの持株状況の変更について開示を行い、関連する取引制限を遵守することも義務付けられている。

既存の中国本土の慣行によると、ストック・コネクトを通じて取引される中国A株の実質的所有者であるファンドは、自らを代理して株主総会に出席する代理人を任命することができない。

中国銀行間債券市場（CIBM）への直接アクセスによる中国への投資 サブ・ファンドの中には、特別なライセンスまたは割当てなく、自国内の債券決済代行機関を通じてCIBMで直接的に人民元建て確定利付証券へのエクスポージャーを得ようとするものもある。CIBM直接アクセスに関する規則および規制は、比較的新しい。当該投資規制の適用および解釈についてはさほど吟味されておらず、当該投資規制がどのように適用されることになるかについては不明確であり、中国の当局および規制機関の広範な裁量権が現在または将来においてどのように行使され得るかについても先例がなく、不明確である。CIBM直接アクセスに参加している投資者および/または債券決済代行機関に対し、サブ・ファンドの流動性およびパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性のある何らかの制限を当局が課す可能性がある。

R-QFIIシステムを通じた中国への投資 管理会社は、R-QFIIライセンスを取得しており、一部のサブ・ファンドにR-QFII投資割当額を割り当てることがある。管理会社は、当該R-QFII割当額を取得後、適用ある規制に従い、関連するサブ・ファンドのために当初R-QFII割当額の全額を利用済みである限りにおいて、R-QFII割当額の増額を申請することができる。ただし、追加のR-QFII割当額を取得することができるとの保証はない。管理会社がR-QFII割当額を有効に利用することができていない場合、割当額の規模は、関連する中国当局により縮小されるか、または取り消されることがある。管理会社がR-QFIIの地位を喪失した場合、または投資割当額が取り消されるか、もしくは縮小された場合、サブ・ファンドは、中国への直接投資を行うことができない。

なるか、または割当額を通じて保有していた投資対象を処分する必要に迫られる可能性があり、パフォーマンスに悪影響が及ぶか、または多額の損失がもたらされるおそれがある。

中国保管会社リスク（R - Q F I Iとしての資格における）管理会社および保管受託銀行は、関連する法律および規制に従い、中国保管会社を、中国で関連するサブ・ファンドの資産を保管する保管者（以下「R - Q F I I現地保管会社」という。）に任命している。保管受託銀行は、R - Q F I I現地保管会社が適用ある要件に従って関連するサブ・ファンドの資産を適切に保管する（当該サブ・ファンドの各資産が当該サブ・ファンドの名義で記録され、かつ、R - Q F I I現地保管会社の他の資産とは分別されていることを明示した記録を保管することを含む。）ための適正な手続きを設けることを確保するための手配を行う。直接的にであるか、または結果的にであるかを問わず、R - Q F I I現地保管会社が債務不履行もしくは破産に陥ることにより、または保管者として行為する資格を失うことによりサブ・ファンドが損失を被るリスクが存在する。このことは、取引の執行もしくは決済または資金もしくは証券の移動においてサブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。

投資手法に係るリスク

担保管理 店頭金融デリバティブ商品ならびに証券貸借取引およびレポ契約への投資から生じる取引相手方リスクは、通常、関連するサブ・ファンドのための担保の譲渡または差入れにより軽減される。ただし、取引は、完全に担保されるとは限らない。サブ・ファンドに支払われるべき手数料およびリターンは、担保されないことがある。取引相手方が債務の履行を怠った場合、サブ・ファンドは、受け取った非現金担保を実勢市場価格で売却することが必要となる可能性がある。かかる場合、サブ・ファンドは、損失（特に、担保の不正確な価格設定またはモニタリング、不利な市場の動き、担保の発行者の信用格付けの低下、または担保が存在する市場の非流動性に起因する損失）を計上するおそれがある。担保の売却が困難な場合、サブ・ファンドの買戻請求に応じる能力が遅延するか、または制限されることがある。

サブ・ファンドはまた、受け取った現金担保の再投資（認められる場合）においても損失を被る場合がある。かかる損失は、投資対象の価値の下落により生じる場合がある。かかる投資対象の価値の下落により、取引条件に基づきサブ・ファンドが取引相手方に行う担保の返還に充てられる金額が減少する。サブ・ファンドは、当初受領した担保の価額と取引相手方に返還に充てられる金額との差額を補填しなければならず、これによりサブ・ファンドに損失が生じる。

利益相反ならびに効率的ポートフォリオ運用手法およびトータル・リターン・スワップ サブ・ファンドが、証券貸付け、レポ取引およびリバースレポ取引等の効率的ポートフォリオ運用手法ならびにTRSを利用する場合、また、特に当該手法に関連する担保を再投資する場合、サブ・ファンドは、関連するサブ・ファンドのパフォーマンスに影響する可能性のあるカウンターパーティー・リスク、流動性リスク、法的リスク、保管リスク（資産分離の不存在等）およびオペレーショナル・リスクを負う。

関連当事者（管理会社または投資運用会社もしくは副投資運用会社と同じグループの企業）が取引相手方または代理人（またはその他の役割）として効率的ポートフォリオ運用業務およびとりわけ証券貸付業務に介入する場合、潜在的な利益相反リスクが生じる可能性がある。管理会社は、生じる可能性のある相反を管理し、かかる相反による受益者への悪影響を回避する責任を負う。

レポ取引および株券等貸借取引から生じる収益（直接的および間接的な運用コストおよび報酬の控除後）はすべて、関連するサブ・ファンドに返還されるものとする。かかる直接的および間接的な運用コストおよび報酬（隠れた収益を含まないものとする。）は、通常の商業レートで代理人または取引相手方に支払われる報酬および手数料を含むものとする。アムンディグループの利益相反防止管理方針は、アムンディのウェブサイト（<http://www.amundi.com>）にて閲覧することができる。

カウンターパーティー・リスク サブ・ファンドと共に事業を行う（店頭デリバティブ契約の締結またはレポ取引もしくは証券貸借取引等の効率的ポートフォリオ運用手法等）事業体は、サブ・ファンドに対する自らの債務を履行する意思を有しなくなるか、履行できなくなる可能性がある。

サブ・ファンドは、店頭デリバティブ契約（スワップ契約を含む。）を締結し、本書「別紙２」において詳細に記載される効率的ポートフォリオ運用手法を実行することがある。契約当事者が当該契約の条件を満たす債務の履行を怠ることにより、関連するサブ・ファンドは、取引相手方の信用状況に関するリスクにさらされる可能性がある。ただし、当該取引から生じる債務不履行リスクは、取引相手方が金融機関である場合には純資産の10%を超えないものとする。その他のすべての場合には、各サブ・ファンドの純資産価額の最大5%を限度とする。

また、サブ・ファンドは、最良執行を踏まえ、当該サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益に適合する場合、管理会社または投資運用会社と同じ企業グループの他社との間で店頭デリバティブ商品契約を締結し、または効率的ポートフォリオ運用手法を実行することがある。

デリバティブ商品 一部のデリバティブ商品は予想外の値動きを見せることがあり、または一部のデリバティブ商品により、サブ・ファンドは、デリバティブ商品に係るコストを著しく上回る損失を被ることがある。

デリバティブ商品は、一般に、変動性が高く、レバレッジを生み出し、議決権は付されないものであり、非常に複雑な場合がある。また、デリバティブ商品は、信用リスク、市場リスク、法的リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、集中リスクおよび決済リスクを伴うことがある。多くのデリバティブ商品（特にクレジット・デフォルト・スワップ）の価格決定および変動性は、その根底にあるエクスポージャーとは異なる場合がある。市況が低迷している場合、特定のデリバティブ商品により生み出された市場エクスポージャーまたは金銭的損失を抑制または相殺する注文を行うことが不可能となることがある。

デリバティブ商品を利用することによりサブ・ファンドにプラスの結果がもたらされとの保証はない。

利用されるデリバティブ商品の種類は、上記「第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、 デリバティブ商品および効率的ポートフォリオ運用」の項に記載される。

ヘッジ戦略および収益向上戦略 サブ・ファンドがリターンの向上または特定のリスクの相殺（当該サブ・ファンドのポートフォリオとは異なる通貨建ての受益証券クラスにおける為替リスクを消失させようとする等）を目的とした戦略を用いる限りにおいて、これらの方法は十分な効果をあげるとは限らず、時には実現不可能なことがあるか、または完全に失敗することがある。これらの戦略には、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性のあるデリバティブ商品および効率的ポートフォリオ運用手法の利用が含まれることがある。また、ヘッジには、投資パフォーマンスを低下させる経費が伴う。ヘッジは、成功した限りにおいて、通常、損失リスクを消失させる一方で、利益獲得の機会を失わせる。

金融デリバティブへの投資 一部のサブ・ファンドは、自らの資産の一部を金融デリバティブに投資する場合がある。かかる商品および手法により生じるリスクは極めて複雑かつレバレッジを伴う場合があり、これには(1) 信用リスク（取引相手方による金融債務の不履行から生じる損失の可能性に対するエクスポージャー）、(2) 市場リスク（金融資産価格の不利な変動）、(3) 法的リスク（取引の特性または当事者の取引を行う法的能力により金融契約が執行不能となるおそれがあり、取引相手方が支払不能または破産に陥った場合には、本来であれば執行可能な契約上の権利が無効となるおそれがある。）、(4) オペレーショナル・リスク（不適切な管理、不完全な手続、人為的ミス、システム障害または不正）、(5) ドキュメンテーション・リスク（不適切なドキュメンテーションから生じる損失に対するエクスポージャー）、(6) 流動性リスク（デリバティブの早期解約が不可能であることによる損失に対するエクスポージャー）、(7) システムリスク（ある機関の財政難または市場の大きな混乱が、金融システムに制御不能な経済的損害を及ぼすリスク）、(8) 集中リスク（特定の産業に対するエクスポー

ジャーまたは特定の事業体と連動するエクスポージャー等の密接に関連するリスクが集中することによる損失に対するエクスポージャー）および(9) 決済リスク（取引の一方当事者が契約に基づく債務を履行したが、取引相手方から未だ対価を受領していない場合に直面するリスク）が含まれる。

デリバティブ手法の利用は一定の追加リスクを伴っており、これには(i) ヘッジされる証券の価格変動を予測する能力への依存、(ii) デリバティブが基準とする証券の変動と、投資先ポートフォリオの資産の変動との間の不完全な相関関係および(iii) 債務の引当として分別されたポートフォリオの資産の比率により、効率的ポートフォリオ運用または短期債務を履行する能力が妨げられる可能性が含まれる。

特定のポジションをヘッジする際、かかるポジションの価値の上昇による潜在的な利益は限定される場合がある。

投資運用と対立する立場 投資運用会社またはその関連会社は、一または複数の顧客のために、他の顧客の利益に影響を及ぼす可能性のある投資判断を行い、取引を行い、投資ポジションを維持することがある。このことは、特に当該企業またはそのスタッフがマンデート、一商品または一顧客から他よりも高額報酬を得る場合に投資運用会社の利益相反を引き起こす可能性がある。例えば、投資運用会社は、異なる顧客のために同時に同一の証券の売買を行うか、または異なる顧客のために同時に同一の金融商品の逆方向の市場エクスポージャーを有する市場ポジションを維持することがある。かかる利益相反は、投資運用会社および個々のポートフォリオ・マネージャーがロングのみのマンデート、ロング・ショート・マンデートまたはショート・みのマンデートを管理することがある場合により多く見られる可能性がある。かかる投資判断、取引またはポジションは、特定のマンデート、商品または顧客のいずれにも不当な利益または不利益をもたらすことがないように、締結または履行された取引および投資判断の適切な集約および振分けを確保することを目的として確立された方針および手続きに従い、履行され、行われ、また、維持される。

特定の状況において、この利益相反の管理は、顧客の投資機会の喪失につながる可能性があるか、または投資運用会社がこれらの利益相反が存在しなかった場合とは異なる取引方法で取引もしくは市場エクスポージャーの維持を行うことにつながり、その結果として投資パフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性がある。

法的リスク 効率的ポートフォリオ運用手法および金融デリバティブの利用は、法的リスクを伴う。取引の特性または当事者の取引を行う法的能力により金融契約が執行不能となるおそれがあり、取引相手方が支払不能または破産に陥った場合には、本来であれば執行可能な契約上の権利が無効となるおそれがある。

レバレッジ サブ・ファンドがレバレッジをかける（サブ・ファンドが本来得るであろう利得または被るであろう損失を増幅する方法で投資を行う）限りにおいて、当該サブ・ファンドの純資産価額は変動しやすくなると予想され、多額の損失が生じるリスクが高まる。レバレッジ・リスクは、多くのデリバティブ商品により、ショート・ポジションをとることにより（これもまたデリバティブ商品に関係する。）、また証券貸付けにより生み出され得る。

手法および商品の利用

レポ取引／リバースレポ取引リスク サブ・ファンドによるレポ取引およびリバースレポ取引の締結は、一定のリスクを伴い、かかる利用によって得ようとする目的が達成される保証はない。投資者は、(1) サブ・ファンドの現金が交付されている取引相手方が債務不履行した場合、受け取った担保が当該交付された現金を下回るリスクがあること（担保の価格決定の不正確さ、不利な市場変動、担保の発行体の信用格付けの悪化または担保が取引される市場の非流動性によるか否かを問わない。）、および(2) (i) 過度な規模もしくは期間の取引に現金を固定すること、(ii) 保管された現金の回収が遅延すること、または(iii) 担保の換金が困難であることにより、サブ・ファンドが売渡請求、証券の購入もしくは

は、より一般的に、再投資に起因する支払債務を履行する能力が制限される可能性があることに特に留意しなければならない。

レボ取引に関連して受け取った現金担保の再投資は、投資の種類に関連するリスクおよび再投資された現金担保のリターンに係る価額が取引相手方に対して負う金額を下回るリスクを伴い、レバレッジ効果（ファンドの包括的エクスポージャーの計算において考慮される。）が生じる場合がある。レボ取引の利用はまた、法的リスクも伴う。取引の特性または当事者の取引を行う法的能力により金融契約が執行不能となるおそれがあり、取引相手方が支払不能または破産に陥った場合には、本来であれば執行可能な契約上の権利が無効となるおそれがある。レボ取引の利用はまた、オペレーショナル・リスク（すなわち、決済および会計処理におけるエラー、サービスの中断またはその他障害および不正、破損、コンピュータ犯罪、不安定性、テロまたはその他異常事由による損失のリスク）も伴う。レボ取引を締結するサブ・ファンドはまた、保管リスク（すなわち、保管会社（または副保管会社）の支払不能、過失、不正、不十分な管理事務または不適切な記録保存によって保管資産に損失が及ぶリスク）にもさらされる場合がある。

証券貸付リスク 貸し付けた証券は、借り手の債務不履行、破産または支払不能の場合において返還されないかまたは適時に返還されない可能性があり、証券貸付代理人が債務不履行に陥った場合、担保に対する権利を喪失する可能性がある。証券の借り手が、サブ・ファンドが貸し付けた証券を返還しない場合、担保の不正確な価格付けによるか、担保の価額における不利な市場変動によるか、担保の発行体の信用力の減少によるか、担保が取引される市場の非流動性によるかを問わず、受け取った担保が貸し付けた証券の価額より低い価額で換金される可能性があるというリスクが生じる。サブ・ファンドは、借り手から受け取った現金担保を再投資することができる。証券貸借取引に関連して受け取った現金担保の再投資は、実行される投資の種類に関連するリスクおよび再投資された現金担保の返還時の価額が取引相手方に対して負う金額を下回る可能性があるというリスクを伴い、ファンドの総エクスポージャーの計算時に考慮されるレバレッジ効果を生み出す可能性がある。貸し付けた証券の返還の遅延は、サブ・ファンドが証券の売却に基づく引渡義務または買戻請求により生じる支払義務を履行する能力を制限する可能性がある。証券貸付けはまた、証券貸付けに関連する指図書が決済されないといったオペレーショナル・リスクを伴う。かかるオペレーショナル・リスクは、証券貸付代理人および管理会社が導入している手順、規制手段およびシステムによって管理される。証券貸借取引の利用はまた、法的リスクも伴う。取引の特性または当事者の取引を行う法的能力により金融契約が執行不能となるおそれがあり、取引相手方が支払不能または破産に陥った場合には、本来であれば執行可能な契約上の権利が無効となるおそれがある。証券貸借取引の利用はまた、オペレーショナル・リスク（すなわち、決済および会計処理におけるエラー、サービスの中断またはその他障害および不正、破損、コンピュータ犯罪、不安定性、テロまたはその他異常事由による損失のリスク）も伴う。証券貸借取引を締結するサブ・ファンドはまた、保管リスク（すなわち、保管会社（または副保管会社）の支払不能、過失、不正、不十分な管理事務または不適切な記録保存によって保管資産に損失が及ぶリスク）にもさらされる場合がある。

ショート・ポジション サブ・ファンドは、デリバティブ商品を利用して、合成ショート・ポジションをとることがあるが、サブ・ファンドは、これにより対応するロング・ポジションと相殺することができることもあれば、できないこともある。ショート・ポジションをとることにはサブ・ファンドの資産のレバレッジが伴い、様々なリスクが生じる。サブ・ファンドがショート・ポジションをとっている金融商品または市場の価格が上昇した場合、サブ・ファンドは、当該ショート・ポジションをとった時点からの価格の上昇分が取引相手方に支払うプレミアムおよび利息を上乗せした金額に相当する損失を被る。したがって、ショート・ポジションをとることには、損失が増幅し、実際の投資コストを上回る損失を被る可能性があるリスクが伴う。

持続可能な投資のリスク

投資運用会社は、サブ・ファンドを代理して投資を行う場合、持続可能性要因に対する投資判断の主な悪影響を考慮する。関連する補遺に記載されるとおり、一定のサブ・ファンドが、（i）環境および社会的特性の促進を目指す投資方針、または（ii）持続可能な投資の目的のいずれかで設定される可能性もある。サブ・ファンドを運用するにあたり、またサブ・ファンドが投資する資産を選択するにあたり、投資運用会社は、管理会社の責任投資方針を適用する。

特定のサブ・ファンドは、E S Gスコアを含む特定の基準を満たし、一定の持続可能な開発テーマに関係し、かつ、環境、社会およびコーポレート・ガバナンス慣行の遵守を証明する企業への投資に集中する投資ユニバースを有する可能性がある。したがって、当該サブ・ファンドの投資ユニバースは、他のファンドの投資ユニバースよりも小さい可能性がある。当該サブ・ファンドは、（i）当該投資が市場を下回る場合には、市場全体を下回り、および／または、（ii）投資対象を選択するにあたりE S G基準を利用しない他のファンドに比べてパフォーマンスが低い可能性があり、および／またはサブ・ファンドをして、E S Gに関連する事項のため、パフォーマンスが良く、またその後もパフォーマンスの良い投資対象を売却させる可能性がある。

E S G基準を満たさない発行体の証券をサブ・ファンドの投資ユニバースから除外または処分することにより、サブ・ファンドは、かかる責任投資方針を有さず、また、投資対象の選択にあたりE S Gスクリーニング基準を適用しない類似のファンドとはパフォーマンスが異なる可能性がある。

サブ・ファンドは、関連する発行体の短期パフォーマンスの最大化とは必ずしも一致しない、関連するE S G除外基準に一致する方法で代理で議決権を行使する。アムンディのE S G議決権行使方針に関する詳細な情報は、www.amundi.comに掲載される。

資産の選択は、第三者のデータに部分的に依存する独自のE S Gスコアリングプロセスに依存することができる。第三者が提供するデータは、不完全、不正確または利用不可能である可能性があり、そのため、投資運用会社が証券または発行体を不正確に評価するリスクがある。

（２）リスクに対する管理体制

投資運用会社におけるリスク管理体制

投資運用会社は、資産運用に関連するすべてのリスクを特定、モニタリング、管理することを目的として、強力なリスク管理手順を設定しており、オペレーショナル・チームとコントロール・チームの両方が関与する構造化されたリスク管理アプローチを採用している。

投資運用会社のリスク管理プロセスでは、以下が定義される。

- ・ファンドが負担する可能性のある最大のリスク水準。これは、リスク・バジェットとして定義され、ファンドの純資産価額とプロテクトされた価値の現在価値の差として毎日計算される。
- ・ヒストリカル・データと統計的指標に基づいて計算される、ファンドのポートフォリオの最大予測ドローダウン。

プロテクションを満たすため、ポートフォリオの最大ドローダウンは常にリスク・バジェットよりも低くなければならないものとされている。このモニタリングはファンド・マネジャーが１次レベルとして日常的に行うほか、２次レベルとして専任のリスク管理チームが行う。また、コントロールは投資運用会社の様々なチームによっても行われる。

デリバティブ・リスクの管理およびモニタリング

管理会社は、各デリバティブ商品のポジションのリスクおよびそれらのリスクに関する各サブ・ファンドの全体的リスク特性への寄与度を常に監視し測定することができるリスク管理プロセスを用いる。リスクの算出は、サブ・ファンドがその日に純資産価額を算出するか否かに関わらず、毎日行われる。

各サブ・ファンドのグローバルなエクスポージャーを算出し、そのリスク特性を示すために利用可能な方法は、以下の２つである。

- ・コミットメント・アプローチ
- ・V a Rアプローチ（ファンドの性質に応じて絶対的V a Rおよび相対的V a R）

管理会社は、すべてのサブ・ファンドにとって適切な測定方法として、V a Rアプローチを選択している。ただし、本サブ・ファンドおよびSMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201809については、コミットメント・アプローチが選択される。

V a Rアプローチ

V a Rアプローチは、特定の資産ポートフォリオが被る可能性の高い市場リスクによる潜在的最大損失額の測定に広く仕様されている。V a Rアプローチの利用により、サブ・ファンドは、99%の信頼区間で、1 か月間（すなわち20取引日）における市場変動と通常の市況下において被る可能性がある最大損失額の予想を目指す。サブ・ファンドは、絶対的V a Rまたは相対的V a Rを採用することができる。相対的V a Rは、サブ・ファンドが自身のV a Rを参照ポートフォリオのV a Rと比較して測定する点を除き、絶対的V a Rと同じである。

サブ・ファンドのV a Rは、参照ポートフォリオのV a Rの2倍を超えてはならない。絶対的V a Rは、サブ・ファンドの純資産価額の20%に限定される（信頼区間99%、保有期間20取引日）。

V a Rアプローチを利用するすべてのサブ・ファンドは、保有するデリバティブ商品のエクスポージャーを「想定元本の合計」方法により算出しなければならない。サブ・ファンドの投資運用戦略に一致する場合、管理会社はサブ・ファンドがコミットメント方法をも利用してそのデリバティブ商品のエクスポージャーを算出する旨を決定することができる。

コミットメント・アプローチ

サブ・ファンドは原投資対象のポジションに直接投資しているものとしてすべてのデリバティブ商品のエクスポージャーを計算する。これは、サブ・ファンドが、効率的ポートフォリオ運用のためのポジションと共にヘッジまたは相殺のポジションの影響を考慮することを可能にする。この方法を利用するサブ・ファンドは、デリバティブ・コミットメントによる全体的市場エクスポージャーが総資産の210%（直接投資から100%、デリバティブから100%、借入から10%）を超えないことを確保しなければならない。

追加のリスク要件

デリバティブ商品のグローバルなエクスポージャーの算出においては、原資産の実勢価額、取引相手方リスク、予見可能な市場変動およびポジション清算までの期間を含む多くの要因を考慮しなければならない。

法令遵守およびリスク監視の目的上、譲渡可能証券または短期金融市場商品に組み込まれたいずれのデリバティブ商品も、デリバティブ商品として数えられ、デリバティブ商品（インデックス・ベースのデリバティブ商品は除く。）によって取得された譲渡可能証券または短期金融市場商品に対するエクスポージャーはすべて、それらの証券または商品に対する投資として数えられる。

資産プール

効率的な運用のため、かつサブ・ファンドの投資方針が認める場合、管理会社は、特定の複数のサブ・ファンドの資産をプールし、合同で運用する旨を選択することができる（合同運用）。

あるサブ・ファンドの資産プールにおける持分は、当該サブ・ファンドがプールに加えかつプールから引き出した資産およびプールの投資実績に関連して変化する。すなわち、資産プールは、U C I T Sまたはその他の投資信託と同じ原理に従い機能する（ただし投資信託の内部にあるものであり、その適格な直接「投資者」はサブ・ファンドに限定される。）。

持続可能な投資

開示規則

2019年12月18日、欧州議会および理事会は、開示規則に関して政治的合意に達し、持続可能な投資を促進するための汎欧州の枠組みの構築を目指すことを発表した。開示規則は、欧州経済圏の金融サービスセクターにおける投資家に対する持続可能性関連開示に関して調和のとれたアプローチを規定している。

開示規則の対象範囲は極めて広く、非常に幅広い金融商品（UCITSファンド、オルタナティブ投資ファンド、年金制度など）および金融市場参加者（欧州連合の公認投資運用会社およびアドバイザー）を対象としている。また、金融市場参加者が投資判断に持続可能性リスクをどのように組み込んでいるか、および投資プロセスにおける持続可能性への悪影響をどのように考慮しているかについて、透明性を高めることを目指している。その目的は、（1）金融商品の投資家保護を強化すること、（2）金融市場参加者から投資家が入手可能な開示を改善すること、また、（3）金融商品に関して投資家が入手可能な開示を改善し、とりわけ、投資家が十分な情報を得た上で投資判断を行えるようにすることである。

開示規則の目的上、管理会社は、「金融市場参加者」の基準を満たし、各サブ・ファンドは「金融商品」として適格である。

タクソノミー規則

タクソノミー規則は、環境的に持続可能な経済活動（以下「持続可能な活動」という。）を特定することを目指す。

タクソノミー規則は、以下の6つの環境的な目標への貢献度に従ってかかる活動を特定する。（i）気候変動の緩和、（ii）気候変動への適応、（iii）水および海洋資源の持続可能な利用および保護、（iv）循環型経済への移行、（v）汚染の防止および管理、（vi）生物多様性および生態系の保護および回復。

ある経済活動が、6つの環境的な目標の一つ以上に実質的に貢献し、環境的な目標のいずれにも著しい害を及ぼさず（以下「著しい害を及ぼさない」または「DNSH」原則という。）、かつ、タクソノミー規則第18条に定める最低限の予防策を遵守して実行される場合に、当該経済活動は、環境的に持続可能となるものとする。「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮する関連するサブ・ファンドの投資にのみ適用される。

それぞれの投資方針の項において第8条または第9条として特定されるサブ・ファンドは、タクソノミー規則第9条に定める環境的な目標（気候変動の軽減および／または気候変動への適応）に貢献する経済活動に投資することができるが、英文目論見書の日付現在、かかる経済活動に投資することを確約していない。

タクソノミー規則の現在の状況に照らして、管理会社は、現時点において、環境および／または社会および／またはガバナンスに関する慣行が議論の対象となっている発行体に関して除外方針を実施することにより、かかる投資がその他のいずれの環境的な目標にも著しい害を及ぼさないことを確保する。

上記の確約は、可能な限り速やかにタクソノミー規則の要件を関連するサブ・ファンドの投資プロセスに統合することによって、段階的かつ継続的に達成される。このことは、当該時点において投資家に提供されるポートフォリオの持続可能な活動への適合の程度が最低限となることにつながる。

その間、いずれのポートフォリオの持続可能な活動への適合の程度も、投資家には提供されない。

データが十分に入手可能となり、関連する計算方法が最終決定された後、関連するサブ・ファンドの投資のどの範囲が持続可能な活動に対して行われるかについての説明が投資家に提供される。この情報ならびに貢献を可能とする活動および移行を促進する活動の割合に関する情報は、将来の英文目論見書に記載される。

サブ・ファンドが開示制限およびタクソノミー規則の要件にどのように準拠しているかについての詳細は、当該サブ・ファンドの補遺を参照されたい。管理会社は、開示規則に従い、下記および該当する補遺において、一定の持続可能性に関する事項を記載するよう努めている。特に、（1）サブ・ファンドの投資戦略が環境または社会的特性を達成するためにどのように利用されているか、または、（2）当該サブ・ファンドが投資目的として持続可能な投資を行っているか否かに関する詳細は、該当する補遺に記載される。

持続可能性リスクが投資プロセスにどのように統合されているかについては、下記「責任投資方針の概要」も参照されたい。

責任投資方針の概要

アムンディのグループ会社（以下「アムンディ」という。）は、経済および金融関係者は持続可能な社会に対してより大きな責任を負っており、E S Gは長期的な業績の牽引役であるとの信念のもと、設立以来、責任ある投資および企業責任を設立の柱の一つとしてきた。

アムンディは、経済的および財務的側面に加え、持続可能性要因および持続可能性リスクを含むE S G側面の投資判断プロセスにおける統合により、投資リスクおよび投資機会をより包括的に評価できるようになると考えている。

アムンディによる持続可能性リスクの統合

アムンディは独自のE S G格付け手法を開発した。アムンディE S G格付けは、発行体のE S Gパフォーマンス、すなわち、その業界および個々の状況に固有の持続可能性リスクおよび機会を予測し、かつ、管理する能力を測定することを目的としている。アムンディE S G格付けを利用することにより、投資運用会社は、投資判断において持続可能性リスクを考慮している。

アムンディは、国際協定、国際的に認知されている枠組みまたは国内規制に準拠しない企業など、責任投資方針に反する企業を除外することにより、アムンディのすべてのアクティブ投資戦略にターゲットを絞った除外方針を適用している。

アムンディは「ベスト・イン・クラス」アプローチに基づき、独自の社内E S G格付けプロセスを開発している。各活動セクターに適用される格付けは、発行体が活動するダイナミクスを評価することを目的としている。

E S Gの格付けおよび分析は、アムンディのE S G分析チーム内で行われ、以下に詳細に記載されるように、意思決定プロセスへの独立した補完的なインプットとしても利用されている。

アムンディE S G格付けは、A（ベスト・プラクティス）からG（ワースト・プラクティス）までの7段階に解釈されるE S Gの定量的なスコアである。アムンディE S G格付け基準では、除外リストに属する証券はGに相当する。

企業発行体のE S Gパフォーマンスは、3つのE S Gの側面を通じて、その業界の平均的なパフォーマンスとの比較によって評価される：

- 1．環境的側面 エネルギー消費の抑制、温室効果ガス排出の削減、資源枯渇への対処および生物多様性の保全を通じ、環境への直接的・間接的な影響をコントロールする発行体の能力を調査する。
- 2．社会的側面 発行体が2つの異なる概念、すなわち、発行体の人的資本を発展させるための戦略および一般的な人権の尊重に基づいて、どのように活動しているかを測定する。
- 3．ガバナンスの側面 効果的なコーポレート・ガバナンスの枠組みの基盤を確保し、長期的に価値を生み出す発行体の能力を評価する。

アムンディE S G格付けが適用する方法は、37の基準を用いており、それらは、一般基準（その活動にかかわらず、すべての会社に共通するもの）またはセクターごとにウェイトが付けられ、発行体に関する評判、経営効率および規則への影響という観点から検討されるセクターごとの基準のいずれかである。

アムンディE S G格付けでは、以下の指標を含め、発行体の活動が持続可能性に及ぼす潜在的な悪影響（アムンディが決定した持続可能性要因に対する投資判断の主な悪影響）についても検討している：

- 温室効果ガス排出およびエネルギー性能（排出量およびエネルギー利用基準）
- 生物多様性（廃棄物、リサイクル、生物多様性および汚染基準、責任ある森林管理基準）
- 水（水基準）
- 廃棄物（廃棄物、リサイクル、生物多様性および汚染基準）
- 社会および従業員問題（地域社会への貢献および人権基準、雇用慣行基準、取締役会構成基準、労働関係基準ならびに健康および安全基準）

- 人権（地域社会への貢献および人権基準）
- 汚職防止および贈賄防止（倫理基準）

E S G分析が、例えばE S Gスコアに基づいてどのようにどの程度統合されているかは、投資運用会社が、サブ・ファンドごとに個別に決定する。

アムンディの責任投資方針および格付け方法を含むより詳細な情報は、www.amundi.comに掲載される。

サブ・ファンドレベルでの持続可能性リスクの統合

アムンディの責任投資方針に従い、開示規則第8条または第9条に基づき分類されていない他のすべてのサブ・ファンドの投資運用会社は、投資プロセスに持続可能性要因を統合し、また、アムンディE S G格付けの使用および責任投資方針の除外リストに明記されている発行体を除外することにより、持続可能性要因にかかる投資判断への悪影響を考慮する。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

申込手数料は課されない。

(注)ただし、満期日の前に受益証券の買戻しを請求する場合、投資者は、下記「(2)買戻し手数料」記載の条件付後払申込手数料(CDSC)を負担する。

日本における申込手数料

申込手数料は課されない。

(注)ただし、満期日の前に受益証券の買戻しを請求する場合、投資者は、下記「(2)買戻し手数料」記載の条件付後払申込手数料(CDSC)を負担する。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

満期日の前に買い戻された受益証券に対して条件付後払申込手数料(CDSC)が課され、管理会社に支払われる。以下の表は、同手数料の計算料率を示している。

下記期間中（両端の日を含む。）の買戻日における買戻し	条件付後払申込手数料（CDSC）
設定日から2019年3月末日の間	買い戻される受益証券の口数に募集価格を乗じた額の2.00%
2019年4月1日～2020年3月末日の間	買い戻される受益証券の口数に募集価格を乗じた額の1.67%
2020年4月1日～2021年3月末日の間	買い戻される受益証券の口数に募集価格を乗じた額の1.33%
2021年4月1日～2022年3月末日の間	買い戻される受益証券の口数に募集価格を乗じた額の1.00%
2022年4月1日～2023年3月末日の間	買い戻される受益証券の口数に募集価格を乗じた額の0.67%
2023年4月1日～2024年2月27日の間	買い戻される受益証券の口数に募集価格を乗じた額の0.33%

*「買戻日」とは、海外の申込締切時刻（中央ヨーロッパ時間12時）以前に登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社が買戻請求を受領した日をいう。

日本における買戻し手数料

以下に従って計算される条件付後払申込手数料(CDSC)が満期日の前に買い戻される受益証券の買戻代金から控除される。

日本の消費税および地方消費税は条件付後払申込手数料(CDSC)に対してかからない。

下記期間中（両端の日を含む。）の買戻日における買戻し	条件付後払申込手数料（CDSC）
設定日から2019年3月末日の間	買い戻される受益証券の口数に募集価格を乗じた額の2.00%
2019年4月1日～2020年3月末日の間	買い戻される受益証券の口数に募集価格を乗じた額の1.67%

2020年4月1日～2021年3月末日の間	買い戻される受益証券の口数に募集価格を乗じた額の1.33%
2021年4月1日～2022年3月末日の間	買い戻される受益証券の口数に募集価格を乗じた額の1.00%
2022年4月1日～2023年3月末日の間	買い戻される受益証券の口数に募集価格を乗じた額の0.67%
2023年4月1日～2024年2月27日の間	買い戻される受益証券の口数に募集価格を乗じた額の0.33%

*「買戻日」とは、海外の申込締切時刻（中央ヨーロッパ時間12時）以前に登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社が買戻請求を受領した日をいう。

（３）【管理報酬等】

以下の報酬が、本サブ・ファンドの信託財産から支払われる。報酬およびその他の手数料等の合計額の上限は、本サブ・ファンドの純資産総額に対する年率1.55%を乗じた額である。毎年の実際の報酬およびその他の手数料等の合計が、かかる上限を超過する場合、超過分は管理会社が負担するものとし、本サブ・ファンドには請求されないものとする。

管理報酬

管理会社は、サブ・ファンド内の関連する受益証券クラスの純資産価額に対する割合として算出される管理報酬を、ファンドから受領する権限を有する。

管理報酬は、関連するサブ・ファンド内の関連するクラスの日々の純資産価額の平均に基づき、各評価日に算出されかつ発生し、毎月後払いで支払われる。

管理報酬は、管理会社と関連する投資者との間で合意される方法および支払条件に従って算出されることがある。

管理会社は、投資運用会社に対する報酬の支払いについて責任を負い、投資運用会社は自身の報酬のすべてまたは一部を副投資運用会社への支払いに回すことができる。

本サブ・ファンドの管理報酬は、上限年率0.30%である。管理報酬は、本サブ・ファンドの信託財産の管理業務に対する対価として支払われる。

保管受託銀行、支払代理人および管理事務代行会社の報酬

保管受託銀行、支払代理人および管理事務代行会社は、関連するサブ・ファンド（該当する場合は、関連する受益証券のクラス）の資産から、関連するサブ・ファンドまたは受益証券のクラスの裏付けとなる資産価額に対して0.003%から0.5%の間（関連するサブ・ファンドの資産が保有される国によって異なる）で設定され、毎月後払いされる報酬を受領する権限を有する。

保管受託銀行、支払代理人および管理事務代行会社の報酬は、本サブ・ファンドの信託財産の保管、本サブ・ファンドの支払代理人業務および管理事務代行業務に対する対価として支払われる。

販売報酬

管理会社は、総販売会社としての資格において、関連するサブ・ファンド内の関連するクラスにおける日々の純資産価額の平均に基づき毎月後払いで支払われる販売報酬を受領する。管理会社は、かかる報酬の一部または全部を、その販売代理人（もしあれば）および専門アドバイザーに対し、それらが提供した業務の手数料として支払うことができる。

本サブ・ファンドの販売報酬の料率は、年率0.75%である。かかる販売報酬は、ファンドの総販売会社としての業務の対価として管理会社に支払われる。

管理会社は、本サブ・ファンドの受益証券の販売者としてアムンディ アセットマネジメントを任命しており、同社は株式会社三井住友銀行を日本における販売会社に任命している。同社から、日本におけ

る販売会社に対し、年率0.38%の販売会社報酬が暦年の四半期毎に支払われる。かかる報酬は、受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

設定日において、本サブ・ファンドの販売業務に対する対価として、アムンディ アセットマネジメントから日本における販売会社に対し、受益証券の募集金額の2%が支払われる。かかる支払いは、満期日の前に受益証券の買戻しを請求する場合に生じる条件付後払申込手数料（C D S C）および販売報酬の一部をもって、受益者が実質的に負担することになる。

保証料

保証会社により本サブ・ファンドに対して提供される保証業務の対価として、保証会社は本サブ・ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.22%（税込み）の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に、管理会社の指示により支払われる。

代行協会員報酬

目論見書、運用報告書等の日本における販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務に対する対価として、代行協会員は本サブ・ファンドの純資産総額に対し年率0.10%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に支払われる。

（４）【その他の手数料等】

ファンドに請求されるその他の費用および経費には、以下が含まれる。

- ・サブ・ファンドの資産および収益に課せられるあらゆる税金
- ・サブ・ファンドのポートフォリオに保有される有価証券の取引に関し支払われる通常の売買委託手数料（当該手数料は、取得価格に含まれ、また、売却価格から差し引かれる。）
- ・ファンドの受益者の利益のための行為において、管理会社または保管受託銀行が負担する法律上の費用
- ・ファンドまたはファンドの受益証券の募集に関する管轄権を有するすべての関係機関へ提出するためまたはルクセンブルク大公国およびその他のいずれかの国のいずれかの証券取引所へ提出するための、約款およびファンドに関するその他のあらゆる文書（販売用資料およびその変更または追補書類を含む。）の作成および／または提出に関連する手数料および費用
- ・ファンドの設立費用
- ・管理会社に支払われる報酬、ファンドの会計士、保管受託銀行およびその取引機関、管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換代行会社、登録地の永久的代表者ならびにファンドによって採用されるその他のあらゆる代理人に対し支払われる報酬および費用
- ・報告および公表費用（販売用資料、年次報告書、半期報告書および適用法令に基づき必要となるその他の報告書または文書の、受益者の利益のために必要な言語でなされる、作成および印刷費用ならびに配布費用を含む。）
- ・管理会社の取締役会によって誠意をもって決定されるファンドの販売促進費用の合理的な割り当て分（合理的な販売および広告費用を含む。）
- ・会計および経理に関する費用
- ・受益者への公告の作成および配布費用
- ・サブ・ファンドの資産の売買費用（取引および担保マッチングならびに決済業務に関連する費用を含む。）
- ・金利、銀行手数料、郵送料、電話料金、監査費用ならびにあらゆる同様の管理事務費用および運営費用（上記の文書または報告書の写しの印刷費用を含む。）を含む、受益証券の価格の公表費用およびその他のあらゆる維持費用

いずれかのサブ・ファンドのすべての負債は、（当該サブ・ファンドの債権者によって別途合意される場合を除き、）当該サブ・ファンドのみに対し拘束力を有するものとし、当該サブ・ファンドに請求することができるものとする。

すべての経常費用は、最初にファンドの収益に対し、その後、ファンドのキャピタルゲインに対し、その後、ファンドの資産に対し請求される。その他の費用は、5年以内に償却されるものとする。

新サブ・ファンドの設立に関する費用は、サブ・ファンドの資産に対し5年以内に償却されるものとし、毎年の金額は、管理会社によって公平に決定されるものとする。新規に設立されたサブ・ファンドは、新サブ・ファンドの設立時に償却されていないファンドの設立および受益証券の当初発行に関連する費用および経費の比例按分割り当て分を負担しないものとする。

本サブ・ファンドに関する上記の費用・手数料の上限は、本サブ・ファンドの純資産総額に対して最大年率0.15%である。

コミッション・シェアリングに関する取決め

ファンドの投資運用会社は、手数料の配分またはこれに類似する取決めを行うことができる。コミッション・シェアリング・アグリーメント（以下「CSA」という。）は、ブローカーに送付された取引手数料のうち一定割合を、一または複数の第三者と行うリサーチのために留保することを定める、投資運用会社と指名されたブローカーとの間の契約で、最良執行の実施に則した契約である。

リサーチの提供は、投資運用会社とリサーチ提供会社との間の取決めに基づき、取引の執行手数料とリサーチ手数料の分離については、投資運用会社と執行ブローカーとの間で決定される。CSAとは別に、執行ブローカーは、執行費用から控除する形で支払いが行われるリサーチを提供することもできる。

受領した投資リサーチおよび投資情報ならびに関連サービスによって、投資運用会社は、自身で行ったリサーチおよび分析を補充し、個人および他の会社のリサーチスタッフの見解や情報を活用することができる。かかるサービスには、旅行、宿泊設備、娯楽、一般的管理商品もしくはサービス、一般的事務所設備もしくは建物、投資運用会社によって支払われる会費、従業員の給与または直接的金銭の支払は含まれない。

ベンチマークの使用

管理会社は、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために使用される指数に関する2016年6月8日付欧州議会および理事会規則（EU）2016/1011（以下「ベンチマーク規則」という。）の意味においてサブ・ファンドが使用するいずれかのベンチマークが変更されるかまたは提供されなくなった場合に管理会社がサブ・ファンドに関して講じる措置を定めた書面による計画を採択している。この計画に関する情報は、管理会社の登録上の事務所において、無償で入手することができる。

現時点で英文目論見書において言及され、かつ、（i）ベンチマーク規則に基づき付与される暫定的な取決めを利用するためベンチマーク規則第36条に基づきESMAが維持する管理者およびベンチマークの名簿に記載されないベンチマーク管理者によって提供され、または、（ii）ベンチマーク規則第34条に基づき授権される管理者としてベンチマーク規則第36条において言及される名簿に記載されるベンチマーク管理者によって提供されるベンチマークの完全なリストについては、www.amundi.lu/Amundi-Fundsを参照されたい。

（5）【課税上の取扱い】

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募公社債投資信託である場合

（ ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- () 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるため原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- () 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。
- () 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- () 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、()と同様の取扱いとなる。

- () 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルクに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルク税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- () 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- () 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- () 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われる。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- () 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

- () 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- () 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、()と同様の取扱いとなる。

- () 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルクに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルク税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、2014年1月1日以降の非課税制度である。NISAを利用する場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる。利用できるのは、満20歳以上のもので、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当するものが対象となる。なお、未成年者向けの少額投資非課税制度（ジュニアNISA：新規投資額で年間80万円を上限）が2016年4月1日に開始している。ただし、NISAで取り扱っている商品は販売会社によって異なる。詳しくは、日本における販売会社に照会のこと。

ルクセンブルク

一般

以下は、英文目論見書の日付現在、ルクセンブルクで有効な法律に基づく一般的概要であり、法律または実務について今後行われるあらゆる変更に従う。この概要は、初歩的情報としてのみ提供され、投資予定者またはファンドの受益証券の取引に関連する税務上の考慮事項すべてを包括的に説明することを意図したものではなく、また、法律上または税務上のアドバイスとして解釈されることを意図したものではなく、解釈されるべきではない。投資者は、自身が市民権、組織、居住地または住所を有する国または投資者が課税対象となり得るその他の法域の法律の影響について、自身の専門アドバイザーに相談すべきである。投資者は、収益もしくは配当の受領または実現利益について、これらの法域において追加で課税されることがある点に留意すべきである。投資者は、居住する法域またはその他の管轄法域において自身に対する課税がどの程度（もしあれば）であるかを判断するため、自身の税務アドバイザーに相談すべきである。

ファンド

ルクセンブルクの現行法に基づき、ファンドはルクセンブルクにおいてファンドの純資産価額の0.05%の年次税（taxe d'abonnement）を負担し、これは暦四半期末時点のファンドの純資産に基づき四半期ごとに支払われる。

ただし、サブ・ファンドが短期金融市場商品もしくは与信金融機関への預金にのみ投資する場合、またはサブ・ファンドの受益証券もしくは受益証券のクラスがーもしくは複数の機関投資家に限定されている場合、0.01%の軽減税率が適用される。

この軽減された年次税率は、上記に挙げた前提条件に該当することを条件として、すべてのサブ・ファンドのクラスI、クラスJ、クラスSおよびクラスX 受益証券に適用される。

適用される年次税の免除事項は、以下のとおり。

- ・サブ・ファンドが別のUCIの受益証券に投資し、そのUCIがすでに年次税を賦課されている場合
 - ・サブ・ファンドの受益証券クラスが、(i) 機関投資家に販売されており、(ii) サブ・ファンドが短期金融市場商品もしくは与信金融機関の預金にのみ投資し、(iii) ポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ(iv) サブ・ファンドが公認格付機関から最高格付けを取得している場合
 - ・サブ・ファンドの受益証券クラスが、(i) 企業退職年金のために設立された機関もしくは従業員のため同一グループの一部として設立された同様の投資ビークル、または(ii) 従業員に年金給付を提供するため自らが保有する資金を投資する(i)に記載されるグループの会社に限定されている場合
- 持続可能な経済活動を規定している2020年12月19日付ルクセンブルグ税法および持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU)2020/852(以下「規則(EU)2020/852」という。)以降、他の税率が適用される。
- ・持続可能な経済活動に投資されるファンドまたはサブ・ファンドの純資産の割合がファンドまたはサブ・ファンドの純資産総額の5%以上である場合、持続可能な活動に投資される純資産については、0.04%の軽減税率が適用される。
 - ・持続可能な経済活動に投資されるファンドまたはサブ・ファンドの純資産の割合がファンドまたはサブ・ファンドの純資産総額の20%以上である場合、持続可能な活動に投資される純資産については、0.03%の軽減税率が適用される。
 - ・持続可能な経済活動に投資されるファンドまたはサブ・ファンドの純資産の割合がファンドまたはサブ・ファンドの純資産総額の35%以上である場合、持続可能な活動に投資される純資産の割合については、0.02%の軽減税率が適用される。
 - ・持続可能な経済活動に投資されるファンドまたはサブ・ファンドの純資産の割合がファンドまたはサブ・ファンドの純資産総額の50%以上である場合、持続可能な活動に投資される純資産の割合については、0.01%の軽減税率が適用される。

上記の税率のいずれかの恩恵を受けるために、持続可能な経済活動に投資される純資産の割合は、2010年法第154条第1項に基づく要件に従い、承認された法定監査人により監査されるか、または場合に依りて、証明されなければならない。

年次報告書に示される持続可能な経済活動に投資される純資産の割合が記載され、承認された法定監査人により証明された証明書は、年次報告書の完成後に行われる年次税(taxe d'abonnement)の初回申告のために、当局(Administration de l'enregistrement, des domaines et de la TVA)に提出されなければならない。提出された証明書に記載される持続可能な経済活動に投資される純資産の割合は、当局(Administration de l'enregistrement, des domaines et de la TVA)への証明書の提出後の4四半期に関して、持続可能な経済活動に投資され、各四半期末日に評価される純資産の割合に適用される税率を決定する基準となる。

源泉徴収税

ルクセンブルクの現行税法においては、受益証券に関連してファンドが受益者に対して行う分配、買戻しまたは支払いに賦課される源泉徴収税は存在しない。また、受益者に対する清算代金の分配に賦課される源泉徴収税もない。

付加価値税

規制された投資ファンドは、ルクセンブルクにおいて付加価値税（以下「VAT」という。）の目的上、課税法人としての地位を有する。ファンドはVATの目的上、ルクセンブルクにおいて、仕入VAT控除権のない課税法人とみなされる。ルクセンブルクにおいては、資金運用サービスとしての適格とされるサービスについてVATが免除される。ファンドおよび／または管理会社に提供されるその他のサービスは、VATの対象となる可能性があり、ルクセンブルクにおいてファンド／管理会社のVAT登録が必要となる。かかるVAT登録の結果、管理会社を通じて行為するファンドは、海外から購入した課税対象サービス（または一定の物品）に関して、ルクセンブルクで支払うべきVATの申告納税義務を充足する立場となる。

ルクセンブルクで行われるファンドから受益者への支払いについては、かかる支払いが当該受益者のファンド受益証券の申込みに関連しており、そのため課税対象サービスの提供に対する受領対価に該当しない場合、原則としてVAT債務は生じない。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】（資産別及び地域別の投資状況）

（2022年4月末日現在）

資産の種類	国名 （発行地）	時価合計（米ドル）	投資比率（％）（注）
債券	アメリカ合衆国	173,483,202.52	87.97
	スウェーデン	14,491,000.00	7.35
	フランス	9,444,239.72	4.79
現金・その他の資産（負債控除後）		- 202,520.36	- 0.10
合計 （純資産総額）		197,215,921.88 （約25,413百万円）	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

< 債券 >

（2022年4月末日現在）

順位	銘柄	国名 （発行地）	種類	利率 （％）	満期日 （年/月/日）	額面金額		取得金額 （米ドル）	時価 （米ドル）	投資比率 （％）
						通貨	金額			
1	UNITED STATES OF AMERICA 0% 15/02/2024	アメリカ 合衆国	国債	0.000	2024/02/15	米ドル	61,529,700.00	52,253,280.02	58,573,388.66	29.70
2	UNITED STATES OF AMERICA 0% 15/02/2024	アメリカ 合衆国	国債	0.000	2024/02/15	米ドル	61,361,205.46	52,009,543.77	58,585,568.15	29.71
3	UNITED STATES OF AMERICA TREASURY 2.125% 29/02/2024	アメリカ 合衆国	国債	2.125	2024/02/29	米ドル	24,122,800.00	25,386,822.38	23,967,976.83	12.15
4	DAIMLER FINANCE NA LLC 3.65% 22/02/2024	アメリカ 合衆国	社債	3.650	2024/02/22	米ドル	15,000,000.00	16,191,600.00	15,143,745.83	7.68
5	VOLKSWAGEN GROUP AMERICA 4.25% 13/11/2023	アメリカ 合衆国	社債	4.250	2023/11/13	米ドル	14,440,000.00	15,519,800.00	14,907,093.89	7.56
6	SWEDBANK AB 0.6% 25/09/2023	スウェー デン	社債	0.600	2023/09/25	米ドル	15,000,000.00	15,033,900.00	14,491,000.00	7.35
7	TOTAL CAP INTL SA 3.7% 15/01/2024	フランス	社債	3.700	2024/01/15	米ドル	9,250,000.00	9,832,579.50	9,444,239.72	4.79
8	WYETH LLC 6.45% 01/02/2024	アメリカ 合衆国	社債	6.450	2024/02/01	米ドル	2,145,000.00	2,532,322.65	2,302,435.85	1.17
9	UNITED STATES OF AMERICA 2.75% 15/02/2024	アメリカ 合衆国	国債	2.750	2024/02/15	米ドル	1,000.00	1,062.85	1,006.76	0.00
10	USA TREASURY N/B 2.125% 31/03/2024	アメリカ 合衆国	国債	2.125	2024/03/31	米ドル	1,000.00	961.80	990.71	0.00
11	USA TREASURY 2% 30/04/2024	アメリカ 合衆国	国債	2.000	2024/04/30	米ドル	1,000.00	954.10	995.84	0.00

【投資不動産物件】

2022年4月末日現在、該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】

2022年4月末日現在、該当事項なし。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記の会計年度末および2022年4月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(百万円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2018年12月末日)	500,661,498.23	64,515	98.53	12,697
第2会計年度末 (2019年12月末日)	514,235,877.62	66,264	108.26	13,950
第3会計年度末 (2020年12月末日)	439,281,534.93	56,606	108.66	14,002
第4会計年度末 (2021年12月末日)	279,210,192.83	35,979	106.00	13,659
2021年5月末日	384,723,366.31	49,575	107.83	13,895
6月末日	376,113,658.35	48,466	107.41	13,841
7月末日	365,248,912.22	47,066	107.58	13,863
8月末日	357,327,414.05	46,045	107.45	13,846
9月末日	337,999,872.75	43,555	107.14	13,806
10月末日	322,984,847.85	41,620	106.51	13,725
11月末日	313,126,743.14	40,350	106.37	13,707
12月末日	279,210,192.83	35,979	106.00	13,659
2022年1月末日	247,423,346.29	31,883	104.99	13,529
2月末日	229,550,515.35	29,580	104.43	13,457
3月末日	216,120,906.65	27,849	102.86	13,255
4月末日	197,215,921.88	25,413	102.28	13,180

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）
第 1 会計年度	- 1.47%
第 2 会計年度	9.88%
第 3 会計年度	0.37%
第 4 会計年度	- 2.45%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 各会計年度末の 1 口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b = 各会計年度の直前の会計年度末の 1 口当たり純資産価格（分配落の額）（ただし、第 1 会計年度については、1 口当たり当初発行価格（100米ドル））

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記の会計年度における販売および買戻しの実績ならびに会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	5,182,950 (5,182,950)	101,570 (101,570)	5,081,380 (5,081,380)
第 2 会計年度	0 (0)	331,350 (331,350)	4,750,030 (4,750,030)
第 3 会計年度	0 (0)	707,330 (707,330)	4,042,700 (4,042,700)
第 4 会計年度	0 (0)	1,408,530 (1,408,530)	2,634,170 (2,634,170)

（注 1）（ ）内の数は本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数である。

（注 2）第 1 会計年度の販売口数は、当初申込期間（2018年 2 月26日から2018年 4 月10日まで）中の販売口数を含む。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における申込（販売）手続等

受益証券の当初申込み後、追加募集は行われない。

過剰取引および短期取引

短期的な利益を目的としたサブ・ファンド受益証券の購入および買戻しは、ポートフォリオの運用を妨げ、他の受益者の不利益となる影響をサブ・ファンドの費用およびパフォーマンスに与える可能性がある。ファンドは、故意に短期取引を認めることはなく、過剰取引、短期取引またはサブ・ファンドに混乱を生じさせる取引と関係する投資者、投資者グループまたは取引パターンによると考えられる注文価額の2%を手数料として課すことを含め、受益者の利益を保護する様々な措置を講じることができる。

ある投資者が過剰取引または短期取引を行っていると考えられる場合、ファンドが講じ得るその他の措置には、当該投資者の注文の拒絶、停止もしくは取消、または当該投資者の投資対象すべてを当該投資者単独の費用およびリスクにおいて強制的に買戻すことが含まれる。管理会社は、注文の拒絶または強制買戻しの結果生じた損失について、一切責任を問われない。ファンドは、共通する所有者または支配者の下にある複数口座において取引が行われていること、または関連のない口座において連携された取引パターンが見られることを判断基準として、これらの措置を講じることがある。

名義人口座など顧客に代わり仲介業者によって口座が保有されている場合、管理会社は仲介業者に対し、取引に関する情報の提供および過剰取引実務を阻止する措置を要求することができる。

マネーロンダリングの防止

管理会社は法律により投資者の身元確認および継続的なデュー・ディリジェンスの実施を要求される。この要件を満たすため、管理会社は、実質的所有権、資金源および資産の出所に関する情報を含め、管理会社が必要と考える情報および補足文書を請求することができる。口座開設の承認を受ける前に、各投資者は口座開設情報および文書ならびに確実な身元確認書を提供しなければならない。

自然人の場合 投資者の居住国の公的機関（公証人、警察官、大使館、領事館または管理会社が決定したその他の機関など）の法的証明を受けた身分証明書または旅券

法人その他の法主体の場合 法主体の設立文書、商業登記簿の抄本、公表済会計記録またはその他の公的な法定文書の認証謄本に加え、法主体所有者またはその他の経済的所有者について、上記自然人の場合について記載された身分証明書

投資者の書類に何らかの不備があるとファンドが判断した場合、ファンドは（口座開設前または口座開設後のいつでも）投資者に追加の文書を請求することがあり、投資者の投資または買戻しを延期するまたは認めないことがある。投資者がいずれかのサブ・ファンドの元投資者であり、その投資残高が12か月以上ゼロであった場合、かかる投資者は新規の投資者として再申請しなければならない。詳細についてはファンドに問い合わせられたい。

文書または情報が不完全であるために生じた取引処理の遅延または不実施について、管理会社は一切責任を負わない。

ファンドは、その親会社またはその所在国が、ファンドが利用している要件以上に厳しい確実な身元証明要件を利用している金融専門家を通じて投資を行う投資者については、これらの措置を免除することがある。

（2）日本における申込（販売）手続等

日本においては、2018年2月9日付有価証券届出書（2018年2月19日付有価証券届出書の訂正届出書で訂正済。）「第一部 証券情報（7）申込期間」記載の申込期間の国内営業日（日本における販売会社の日本における営業日をいう。以下同じ。）に、受益証券1口当たり100米ドルで日本における販売会社により取扱いが行われた。その後、募集の取扱いは行われない。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し手続等

受益証券を買い戻す場合、投資者は、受益証券の総数（端数の受益証券を含む。）または通貨額のいずれかで表示することができる。すべての請求は、請求が受領された順番で取り扱われる。

投資者が受益証券を買い戻す場合、買戻価格の支払いは、関連する評価日後3ファンド営業日以内を実行日として銀行振込みで行われる。ただし販売代理人を通じて行われる買戻しは、異なる期限設定で買戻価格の支払いが行われ、その場合、販売代理人は受益者に関する手続きを、該当する受益者に通知する。

投資者の販売代理人が定期引落プランを提供している場合、投資者はかかるプランを通じて受益証券を買い戻すこともできる。詳細については、自身の財務アドバイザーに相談されたい。

投資者は買戻代金を別の通貨に変換することができる。条件および報酬については、買戻請求を出す前に、名義書換事務代行会社に相談されたい。

ファンドは、受益者名簿で確認される受益者に対してのみ買戻代金を支払う。ファンドは、その送金または受領が遅滞した買戻代金に関して、その遅滞の理由を問わず利息を支払わない。

投資者の買戻注文により、投資残高がサブ・ファンドの最低投資額を下回る場合、ファンドは、投資者が保有するかかるサブ・ファンドの受益証券全てを買戻し、その代金を投資者に送金することができる。

任意の日において、いずれかのサブ・ファンドの発行済受益証券の10%を超える買戻請求に対する支払いが、関連するサブ・ファンドの資産または承認を受けた借入れにより実行できない場合、管理会社は、保管受託銀行の同意を得た上で、大量の買戻請求に応じるために関連サブ・ファンドの資産の一部を売却するのに必要と考える期間、10%を超える部分の買戻しを延期することができる。

受益証券の買戻し

純資産価額の計算が停止されている期間を除き、受益者は、いつでも自身の受益証券の買戻しを請求することができる。

買戻しは、受益証券の買戻請求が受領された評価日において、約款の受益証券1口当たり純資産価格の決定に関する規定に従って決定される該当するサブ・ファンドの該当するクラスの受益証券1口当たり取引価格で行われるものとする。ただし、当該請求が評価日において、海外の申込締切時刻（中央ヨーロッパ時間12時）以前に登録事務代行会社兼名義書換代行会社によって受領されることを条件とする。当該締切時間までに受領されない場合は、当該請求は、翌評価日に受領されたものとみなされる。

しかしながら、受益証券の買戻しが販売代理人を通して行われる場合、受益者に対する平等な取り扱いの原則が遵守されることを条件として、異なる期限が適用される場合がある。かかる場合、販売代理人は、該当する投資家に対し、当該投資家に該当する手続きについて通知するものとする。

該当するサブ・ファンドの該当するクラスの純資産価額の一定比率を占める後払申込手数料および買戻手数料（該当する場合）が差し引かれ、管理会社またはサブ・ファンド（妥当な場合）に支払われるものとする。

受益証券1口当たり取引価格は、該当するサブ・ファンドの該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格から該当する後払申込手数料および/または買戻手数料を差し引いた（該当する場合）金額とする。

総販売会社およびその販売代理人（もしあれば）は、受益者に代わって、買戻請求を登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社に送付することができる。

受益証券の買戻しに関する指示は、ファックス、電話、郵便または管理会社が適切と考えるその他の通信手段により行うことができる。

買戻請求は、次の情報（該当する場合）を含まなくてはならない。買戻請求を行う受益者の身元および住所、該当するサブ・ファンドおよび受益証券クラス、買戻請求される受益証券の口数、当該受益証券の登録上の名義、支払いに関する完全な詳細（受益者の氏名（名称）を含む。）、銀行の名称および口座番号またはファンドまたは総販売会社もしくはその販売代理人（もしあれば）が満足するその他の文書。買戻しを実行するために必要なすべての文書が当該請求書に同封されなければならない。

自然人ではない受益者による買戻請求書には、管理会社が認める書式および内容の、当該受益者に代わって行為する権限を証明する文書または委任状が添付されなければならない。上記の手続きに従って作成された買戻請求書は、取消不能とする。ただし、受益者は、約款の純資産価額の計算の停止に関する規定に記載されているいずれかの理由により、支払いが行われない場合、当該請求を取り消すことができるものとする。

管理会社は、受益者の請求により、各サブ・ファンドの受益証券の買戻しが（通常の状況において）迅速に行われるよう、適切な流動性レベルが維持されていることを確認するものとする。

買戻価格の支払いは、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社からの指示により、該当する評価日から3ファンド営業日以内の決済日または登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社が譲渡書類を受け取った日のいずれか遅い方の日に、保管受託銀行またはその代行会社による送金により行われるものとする。ただし、買戻しが販売代理人を通して行われた場合、買戻価格は、異なる期限までに支払われる可能性がある。かかる場合、販売代理人は、該当する投資家に対し、当該投資家に該当する手続きについて通知するものとする。また、小切手による支払いを請求することもできるが、かかる場合、手続きが遅れる可能性もある。サブ・ファンドによっては、より早い支払い期限が適用される可能性もある。

買戻価格の支払いは、自動的に、該当するサブ・ファンドの該当するクラスの建て通貨または投資家が指定するその他の通貨建てで行われるものとする。通貨の換算費用は、投資家が負担するものとし、かかる換算のレートは、該当する評価日のレートとする。

管理会社は、受益証券の買戻しを希望する受益者の要求により、当該受益者に買戻代金を現金で支払う代わりに、いずれかの受益証券クラスの有価証券で現物分配すること（すべてまたは一部）に同意することができる。管理会社は、かかる取引が該当するクラスの他の受益者の最大の利益を損なうことはないとは判断する場合、かかる取引を行うことに同意するものとする。当該受益者に譲渡される資産は、該当する投資運用会社および保管受託銀行によって、資産の譲渡の実現可能性、該当する受益証券クラス、継続的参加者および受益者の利益を考慮し、決定されるものとする。当該受益者は、買戻しにより受領する有価証券の譲渡または売却により生じる費用（売買委託手数料および／または現地の税金費用を含むがこれらに限定されない。）を負担するものとする。かかる有価証券の売却による買戻請求受益者の純手取金は、市場環境および／またはかかる売却または譲渡において使用された価格の相違および当該受益証券クラスの純資産価額の計算によって、該当するクラスの受益証券の比較対応買戻価格よりも高くなるまたは低くなる可能性がある。資産の選定、評価および譲渡は、ファンドの監査人の評価報告に従うものとする。

任意の日において、いずれかのサブ・ファンドの発行済受益証券の10%を超える買戻請求に対する支払いが、関連するサブ・ファンドの資産または承認を受けた借入れにより実行できない場合、管理会社は、保管受託銀行の同意を得た上で、大量の買戻請求に応じるために関連サブ・ファンドの資産の一部を売却するのに必要と考える期間、10%を超える部分の買戻しを延期することができる。

いずれかの買戻請求により、いずれかの受益証券クラスのいずれかの受益者によって保有されているすべての受益証券の純資産価額の総額が約款の受益証券の発行に関する規定に記載されている最低金額である1,000ユーロ相当額を下回ることになった場合、管理会社は、当該請求を、該当する受益証券クラスの当該受益者のすべての保有受益証券に関する買戻請求として取り扱うことができる。

（２）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、換金申込締切日の午後３時までに買戻請求を日本における販売会社に行うことにより買戻しを行うことができる。「換金申込締切日」とは、買戻しに関連する評価日の前ファンド

営業日をいう。当該日が取扱休業日である場合は、その直前の取扱休業日に該当しないファンド営業日を換金申込締切日とする。「取扱休業日」とは、受益証券の買戻請求を行うことができず、ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の計算が行われない日をいう。

買戻価格は、海外の申込締切時刻（中央ヨーロッパ時間12時）以前に登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社が買戻請求を受領した日の関連する評価日における受益証券の1口当たり純資産価額から、条件付後払申込手数料（C D S C）を引いた金額である。

買戻請求の最低単位は、10口以上10口単位である。ただし、日本における販売会社は管理会社の許可を得て整数単位で買戻単位を決定することができる。

本サブ・ファンドの発行済受益証券の10%を超える買戻請求に対する支払いが、本サブ・ファンドの資産または承認を受けた借入れにより実行できない場合、10%を超える部分の買戻しが延期されることがある。

申込日当日または翌国内営業日がファンド営業日でない場合およびファンドの満期日には、換金（買戻し）の申込みを行うことはできない。「国内営業日」とは、日本における販売会社の日本における営業日をいう。

買戻代金の支払いは、原則として、国内約定日（日本における販売会社が買戻請求の成立を確認した日。通常、買戻申込日の翌ファンド営業日の翌国内営業日）から起算して5国内営業日目から日本における販売会社を通じて行われる。

買戻代金は、口座約款の定めるところに従って米ドルまたは日本円によって支払われる。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

受益証券１口当たり純資産価格の計算

各評価日における各サブ・ファンドおよび受益証券クラスの純資産価額は、当該日の終了時点のものである。それぞれの純資産価額は、各受益証券クラスの建て通貨で記載され、小数点第三位まで算出される。サブ・ファンドの各受益証券クラスの受益証券１口当たり純資産価格算出のために使用される計算式は、以下のとおりである。

$$\frac{1 \text{ 受益証券クラス当たりの（資産 - 負債）}}{1 \text{ クラスの発行済受益証券口数}} = \text{受益証券 1 口当たり純資産価格}$$

各サブ・ファンドおよび受益証券クラスに帰属する手数料および報酬ならびに投資対象の未収収益を対象として、適切な引当金が積み立てられる。

純資産価額は通常、各ファンド営業日（以下「評価日」という。）に、関連するサブ・ファンド内の関連するクラスの投資先資産の価額を参照して算出される。これらの投資先資産は、関連する評価日の評価時点における入手可能な最新の価格で評価される。

計算の頻度

各クラスに関し決定される受益証券１口当たり純資産価格および発行価格、交換価格および買戻価格は、下記「資産の評価」に従って決定される該当するクラスに帰属する資産の評価額を参照して、少なくとも月に２回、評価日に算出されるものとする。かかる計算は、管理会社の責任において、管理会社によって定められるガイドラインに従って、管理事務代行会社によって行われるものとする。

計算

各クラスに関し決定される受益証券１口当たり純資産価格は、該当するクラスの建て通貨で表示されるものとし、また、該当する受益証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産価額（(i) 当該クラスに帰属する資産およびその収益から(ii) 当該クラスに帰属する負債および堅実または必要とみなされる一切の引当金を差し引いた金額に相当する。）を該当する評価日に発行済みの当該クラスの受益証券総口数で除することによって算出される。

受益証券１口当たり純資産価格に関しては、各サブ・ファンドの各クラスの建て通貨未満の位を四捨五入することができる。

特定のサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の決定時以降に当該サブ・ファンドの投資対象の大部分が取引または上場されている市場の相場に重大な変動があった場合、管理会社は、受益者およびファンドの利益を保護するために、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の最初の計算を取り消し、２回目の計算を行うことができる。

投資収益、未払い利息、手数料およびその他の負債（管理会社に支払われる管理費用および管理報酬を含む。）は、実行可能な範囲内で、各評価日に計上されるものとする。

資産の評価額は、下記「資産の評価」に記載されているとおり決定されるものとする。ファンドが負担する手数料は、約款のファンドの費用に関する規定に記載されている。

資産の評価

あらゆるサブ・ファンドのあらゆるクラスの受益証券の純資産価額およびあらゆるサブ・ファンドのあらゆるクラスの資産および負債の計算は、以下のとおり行われるものとする。

- Ⅰ. ファンドの資産には、以下が含まれるものとする。

- (1) あらゆる手許現金または現金預金（発生する一切の利息を含む。）
 - (2) あらゆる支払手形および売掛金（売却されたものの引き渡されていない有価証券の代金を含む。）
 - (3) ファンドが保有または契約するあらゆる債券、定期約束手形、投資証券、株式、社債、新株引権、ワラント、オプションおよびその他の有価証券、金融商品ならびに類似の資産（ただし、ファンドは、配当権利落ちもしくは権利落ちの取引により、または類似の慣習により生じた有価証券の市場価額の変動に関し、以下のパラグラフ1.と矛盾しない方法で調整を行うことができることを条件とする。）
 - (4) ファンドが受け取るあらゆる株式配当、現金配当および現金の分配（ファンドがその情報を合理的に入手することができる場合に限り。）
 - (5) ファンドが保有する利付き資産に発生するあらゆる利息（かかる利息がかかる資産の元本金額に含まれるかまたは反映されている場合を除く。）
 - (6) ファンドがオープン・ポジションを有しているあらゆる先渡し契約およびあらゆるコールまたはプット・オプションの清算価額
 - (7) かかる費用が償却されなければならない場合において、ファンドの受益証券の発行および販売費用を含む、ファンドの当初費用
 - (8) その他のあらゆる種類および性質のあらゆる資産（未経過費用を含む。）
- (A) マネー・マーケット・サブ・ファンドを除くすべてのサブ・ファンドの資産の価額は、以下のとおり決定されるものとする。
1. あらゆる手許現金または現金預金、上記のとおり宣言されたかまたは発生したものの受取られていない手形および要求払い約束手形ならびに売掛金、前払い費用、現金配当および利息の価額は、その全額とみなされるものとする。ただし、これらが全額で支払われないかまたは受け取ることができない可能性がある場合は、これらの価額は、管理会社はその真正な価額を反映するために適切であると考える割引を行った後、算出されるものとする。
 2. 証券取引所または規制された市場もしくは他のあらゆる規制された市場において上場または取引されている譲渡可能証券、短期金融市場商品ならびにあらゆる流動性のある金融資産および金融商品の価額は、通常、当該資産の主たる市場である該当する証券取引所または市場における当該資産の評価時点における入手可能な終値に基づくものとする。
 3. 該当日にサブ・ファンドのポートフォリオに保有されているいずれかの資産がいずれの証券取引所もしくは規制された市場もしくは他の規制された市場において上場もしくは取引されていない場合、または証券取引所において上場もしくは取引されているか、もしくはかかる市場において取引されている資産に関し、サブ・パラグラフ2に基づき決定される入手可能な終値が該当する資産の適正市場価額を示していない場合、当該資産の価額は、慎重に、また誠意をもって決定される合理的に予想できる売却価格に基づくものとする。
 4. 証券取引所もしくは規制された市場もしくは他の規制された市場において取引されていない先物、先渡しまたはオプション契約の清算価額とは、異なる各契約に常に適用される基準に基づき管理会社によって定められる方針に従って決定される正味清算価額をいう。証券取引所もしくは規制された市場もしくは他の規制された市場において取引されている先物、先渡しまたはオプション契約の価額は、特定の先物、先渡しまたはオプション契約がファンドのために取引されている証券取引所または規制された市場もしくは他の規制された市場においてかかる契約に適用される入手可能な最終清算価格または終値に基づくものとする。ただし、資産の価額が決定される日に、先物、先渡しまたはオプション契約を清算することができない場合は、当該契約の清算価額を決定する基準は、管理会社が適正かつ合理的であると考える価額とする。
 5. スワップおよびその他のあらゆる有価証券ならびにその他の資産は、管理会社によって定められる手続きに従って、誠意をもって決定される適正市場価額で評価されるものとする。
 6. オープン・エンド型投資信託（UCI）の受益証券または投資証券は、決定され、入手可能な最終純資産価額で評価されるものとし、また、当該価格が当該資産の適正市場価額を示していない場

合は、価格は、公平かつ公正な基準に従って、管理会社によって決定されるものとする。クロード・エンド型投資信託（UCI）の受益証券または投資証券は、株式市場において入手可能な終値で評価されるものとする。

(B) マネー・マーケット・サブ・ファンドの資産の価額は、以下のとおり決定されるものとする。

1. あらゆる手許現金または現金預金、上記のとおり宣言されたかまたは発生したものの受取られていない手形および要求払い約束手形ならびに売掛金、前払い費用、現金配当および利息の価額は、その全額とみなされるものとする。ただし、これらが全額で支払われないかまたは受け取ることができない可能性がある場合は、これらの価額は、管理会社がその真正な価額を反映するために適切であると考える割引を行った後、算出されるものとする。
2. 当該サブ・ファンドの資産は、償却原価法により評価されるものとする。かかる評価方法に基づき、当該資産は、プレミアムの償却またはディスカウントの回復等の調整が行われた取得原価で評価されるものとする。管理会社は、かかる評価額がその時点の適正価額を反映していることを確認するために継続的に評価を行うものとし、償却後原価が適正価額を反映していない場合は、サブ・ファンドの資産が一般に認められた評価方法に従って管理会社によって誠意をもって決定された適正市場価額で評価されるよう、保管受託銀行の承認を得て、変更を行うものとする。

II. ファンドの負債には以下が含まれるものとする。

- (1) あらゆる借入金、支払手形および買掛金
- (2) ファンドのローンに関するあらゆる未払い利息（当該ローンのコミットメントに関する未払い費用を含む。）
- (3) あらゆる未払い費用（管理事務費用、管理報酬（成功報酬（もしあれば））を含む。）および保管報酬を含むがこれらに限定されない。）
- (4) 現在および将来のあらゆる周知の負債（金銭または資産（ファンドによって宣言された未払い分配金の金額を含む。）の支払い期限が到来した契約上の債務を含む。）
- (5) ファンドによって随時決定される評価日時点での資本および収益に基づく将来の税金のための適切な引当金、管理会社によって許可および承認されるその他の準備金（もしあれば）、ならびにファンドの偶発債務に関する管理会社が適切と考える引当金（もしあれば）
- (6) 一般に認められた会計原則に従うファンドのその他のあらゆる種類および性質のあらゆる負債。かかる負債の金額を決定する際、ファンドは、約款のファンドの費用に関する規定に基づきファンドが支払うべきあらゆる手数料および費用を考慮に入れるものとする。ファンドは、1年間またはその他の期間に関し見積もることができる予想金額に基づく定期的または経常的性質を有する管理費用およびその他の費用を計上することができる。

サブ・ファンドの表示通貨で表示されていないあらゆる資産および負債の価額は、該当する評価日におけるルクセンブルクの実勢為替レートで当該サブ・ファンドの表示通貨に換算されるものとする。かかる為替相場を入手することができなかった場合、為替レートは、管理会社の取締役会によって誠意をもって、管理会社の取締役会によって定められた手続きに従って決定されるものとする。

管理会社の取締役会は、その評価がファンドの資産の適正価額をより正確に反映すると考える場合、自身の裁量により、他の評価方法の使用を許可することができる。

特別な状況により上記のガイドラインに従った評価が実行不可能または不適切となった場合、管理会社は、かかる状況において適切であると考える評価を行うために、慎重に、誠意をもって、他の基準を使用するものとする。

III. ファンドの資産の配分

管理会社の取締役会は、以下のとおり、各受益証券クラスに関し、1つのサブ・ファンドを設定するものとし、また、2以上の受益証券クラスに関し、1つのサブ・ファンドを設定することができる。

- (a) 1つのサブ・ファンドに関し、2以上の受益証券クラスが設定される場合、当該クラスに帰属する資産は、関係するサブ・ファンドの特定の投資方針に従って、共同投資されるものとする。
- (b) あるクラスの受益証券の発行により受け取られる手取金は、ファンドの帳簿において、当該クラスが帰属するサブ・ファンドに充当されるものとする。ただし、当該サブ・ファンドに関し複数のクラスの受益証券が発行されている場合は、該当する金額は、当該サブ・ファンドの純資産のうち、発行される受益証券のクラスに帰属する部分の比率を上昇させるものとする。
- (c) あるサブ・ファンドに充当される資産および負債ならびに収益および支出は、当該サブ・ファンドに帰属する一または複数の受益証券クラスに帰属するものとする。
- (d) ファンドが、特定のサブ・ファンドもしくはクラスの資産に関連する、または特定のサブ・ファンドもしくはクラスの資産に関連して行われた行為に関連する負債を負った場合、かかる負債は、該当するサブ・ファンドまたはクラスに割り当てられるものとする。
- (e) ファンドのいずれかの資産または負債が特定のクラスまたはサブ・ファンドに帰属すると考えられない場合、かかる資産または負債は、該当する受益証券クラスの純資産価額に比例して、または誠意をもって行為する管理会社が決定するその他の方法により、いずれかのサブ・ファンドのすべてのクラスまたは複数のサブ・ファンドに割り当てられるものとする。ファンドは、単一の法的主体とみなされるものとする。しかしながら、第三者に対しては、特に、ファンドの債権者に対しては、各サブ・ファンドは、自身に帰属するすべての負債について、単独責任を負うものとする。
- (f) いずれかのクラスの受益証券保有者に対し、分配金が支払われる場合、当該クラスの純資産価額から当該分配金の金額が差し引かれるものとする。

受益証券1口当たり純資産価格の計算、発行、買戻しおよび乗り換えの停止

管理会社は、以下のいずれかの事象が発生した場合、いずれかのサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定を一時停止することができるものとし、これにより、いずれかのクラスの受益証券の発行、買戻しおよび乗り換えも一時停止することができる。

- ・あるサブ・ファンドの資産の大部分の主たる市場である一もしくは複数の証券取引所、規制された市場、もしくはメンバー国もしくは非メンバー国の他の規制された市場、もしくはサブ・ファンドの資産の大部分の表示通貨である通貨の一もしくは複数の外国為替市場が通常の公休日以外の日に閉鎖されている場合、またはかかる市場における取引が制限もしくは一時停止されている場合
- ・政治的、経済的、軍事的もしくは金融事象または管理会社の責任および管理が及ばない状況により、サブ・ファンドの資産を受益者の利益を大幅に損なうことなく、合理的にまたは通常の方法で処分することができない場合
- ・サブ・ファンドの投資対象を評価するために使用されている通常の通信手段が故障した場合、または何らかの理由により、サブ・ファンドのいずれかの資産の評価額を要求されているとおり迅速かつ正確に決定することができない場合
- ・管理会社が受益証券の買戻しに関する支払いを行うための資金を送金することができない場合、または投資対象の現金化もしくは取得に関する資金の移転もしくは受益証券の買戻しに関する支払いを通常の為替レートで行うことができないと管理会社の取締役会が考える期間
- ・サブ・ファンドがフィーダー・ファンドとしての資格において投資するマスター・ファンドの投資証券/受益証券の(i) 1口当たり純資産価格の計算、(ii) 発行、(iii) 買戻しおよび/または(iv) 乗り換えが一時停止された場合

かかる一切の一時停止およびその終了は、受益証券の買付、買戻しまたは乗換を申し込んだ受益者に通知されるものとし、また、約款の公表に関する規定に定められているとおり公表されるものとする。

（２）【保管】

あらゆるサブ・ファンドの受益証券は、登録方式でのみ発行される。受益者名簿への受益者の氏名（または名称）の記入は、当該受益証券のかかる者の所有権を証明するものである。受益者は、自身の受益証券の保有の確認書を受け取るものとし、券面は発行されない。

日本の投資者に販売される受益証券の券面または確認書は、日本における販売会社により保有され、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。

ただし、日本の受益者が、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドは、存続期間を無期限として設定されている。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年12月31日である。

（５）【その他】

ファンドおよびサブ・ファンドまたはクラス受益証券の清算

ファンドは、存続期間を無期限として設定されているが、本サブ・ファンドの満期日は、2024年2月28日である。しかしながら、管理会社および保管受託銀行は、その双方の合意により、事前の通知を条件として、ファンドまたはそのサブ・ファンド（またはその受益証券クラス）を、いつでも解散および清算することができる。管理会社は、特に、保管受託銀行の承認を得ることを条件として、ファンドまたはそのサブ・ファンド（またはその受益証券クラス）の純資産価額が、ファンドもしくはそのサブ・ファンド（または当該受益証券クラス）が経済的に効率的に運営されるための最低水準であると管理会社が決定した水準まで下落した場合または経済もしくは政治情勢が大きく変化した場合、ファンドまたはそのサブ・ファンド（または受益証券クラス）を解散することを決定する権利を有する。

いずれかのサブ・ファンドまたは受益証券クラスが解散される場合であっても、管理会社は、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの解散の決議が行われた日からその効力発生日までの期間において、受益者の要求により受益者の受益証券のすべてまたは一部を、適用される受益証券1口当たり純資産価格（かかる解散に関連する投資対象の実際の現金化価格および現金化費用を考慮に入れる。）で買い戻すまたは交換することを妨げられないものとする。

ファンドの解散の決定がなされた時点または解散の原因となる事象が発生した時点で、受益証券の発行、買戻しおよび交換は、停止されるものとする。

解散する場合、管理会社は、受益者の最大の利益のために、ファンドまたは該当するサブ・ファンドもしくは該当する受益証券クラスの資産を現金化するものとし、また、管理会社の指示により、保管受託銀行は、かかる清算による純手取金（これに関連するあらゆる費用の控除後）を該当するサブ・ファンドまたは該当する受益証券クラスの受益者に、かかる者が保有する該当するクラスの受益証券口数に応じて、分配するものとする。管理会社は、管理会社が定める条件（独立した評価報告書の引き渡しを含むがこれに限定されない。）および受益者に対する平等な取り扱いの原則を遵守し、ファンドまたは該当するサブ・ファンドもしくは該当する受益証券クラスの資産のすべてまたは一部を、現物で分配することができる。

ルクセンブルク法に定められているとおり、ファンドの清算終了時において、提出されなかった受益証券に関する手取金は、その時効期間の終了までルクセンブルクの供託機関に安全保管されるものとする。

ファンドが清算される場合、解散の決定または解散の原因となった事象は、2010年法により要求される方法で、R E S Aまたは十分な販売総数を有する2紙の新聞（そのうち少なくとも1紙はルクセンブルクの新聞でなければならない。）において公表されるものとする。

サブ・ファンドまたは受益証券クラスの解散に関する決定は、当該サブ・ファンドまたは当該受益証券クラスの受益者のために、約款の公表に関する規定に定められているとおり、公表されるものとする。

受益者またはその相続人もしくは受取人は、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドもしくは受益証券クラスの清算または分割を要求することはできない。

満期日を有するサブ・ファンドに関する追加的情報

満期日 本サブ・ファンドの満期日は、2024年2月28日である。

最低額 いかなる時点においても、本サブ・ファンドの純資産価額が5,000万ユーロを下回る場合、管理会社は、サブ・ファンドを設定しないか、または清算することを決定することができる。

満期日における償還 満期日において、本サブ・ファンドは清算され、投資運用会社を通じてすべての受益者の利益のために行う管理会社は、可能な限り速やかに証券を換金し、受益者に純手取金を分配することを目指す。

本サブ・ファンドがディストレスト状態にあるか、デフォルトしているか、その他評価または売却が困難な証券を保有している場合、換金された純手取金の全額を分配することについて遅延が生じることがある。かかる場合、受益者は支払可能な手取金の部分を入手可能になったものとして受領する。

サブ・ファンドの合併または他のUCITSとの合併

管理会社の取締役会は、2010年法により課せられた条件および手続き（特に、合併計画および受益者に提供される情報に関するもの）に従って、ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドについて、UCITSまたはサブ・ファンドの取得またはこれらの合併を行うものとして、2010年法に定義される合併を行うことを決定することができる。2010年法により課せられた条件および手続きは以下のとおりである。

ファンドの合併

管理会社の取締役会は、UCITSの取得またはこれの合併を行うものとして、ルクセンブルクの他のUCITSもしくは外国のUCITSとの合併（以下「新UCITS」という。）またはそのサブ・ファンドとの合併を行うことを決定することができ、また、必要に応じて、ファンドの受益証券を新UCITSまたはそのサブ・ファンド（該当する場合）の受益証券として再指定することを決定することができる。

サブ・ファンドの合併

管理会社の取締役会は、サブ・ファンドの取得またはこれの合併を行うものとして、ファンドの他の既存のサブ・ファンドもしくは新UCITSの他のサブ・ファンドとの合併（以下「新サブ・ファンド」という。）または新UCITSとの合併を行うことを決定することができ、また、必要に応じて、該当するサブ・ファンドの受益証券を新UCITSまたは新サブ・ファンド（該当する場合）の受益証券として再指定することを決定することができる。

受益者の権利および受益者が負担する費用

上記のあらゆる合併に関し、受益者は、いずれの場合においても、2010年法の規定に従って、手数料（投資の解約費用に充てるためのファンドまたはサブ・ファンドの手数料を除く。）なしで、自身の受益証券に関する買戻請求を行うことができるものとし、また、可能な場合は、類似の投資方針を有し、かつ管理会社によるか、共同管理もしくは支配によってまたは多額の直接的もしくは間接的保有によって管理会社と関連付けられる他の会社による管理がなされている他のUCITSの受益証券または投資証券と交換することができるものとする。かかる権利は、該当する受益者が予定されている合併に関する通知を受けた時点で効力を生じるものとし、また、合併に関する交換比率の計算日の5営業日前に消滅するものとする。

合併の準備および完了に関連する一切の費用は、ファンド、サブ・ファンドまたはその受益者のいずれにも請求されないものとする。

約款の変更

約款およびその一切の変更は、別段の記載がなされていない限り、署名日に効力を生じるものとする。

管理会社は、受益者の利益のために、いつでも、約款のすべてまたは一部を変更することができる。

約款の有効な初版およびその変更は、ルクセンブルクの商業登記所に預託されるものとする。各預託に関しては、RESEAにおいて公表されるものとする。

日本においては、約款の重要事項の変更は、公告され、日本の受益者に通知される。

関係法人との契約の更改等に関する手続

預託および支払事務代行契約

預託および支払事務代行契約は、同契約のいずれかの当事者が90日前に他の当事者に対し、書面により通知することにより終了する。

同契約はルクセンブルクの法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

ファンド管理事務代行契約

ファンド管理事務代行契約は、同契約のいずれかの当事者が90日前に他の当事者に対し、書面により通知することにより終了する。

同契約はルクセンブルクの法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

登録事務代行契約

登録事務代行契約は、同契約のいずれかの当事者が6か月前に他の当事者に対し、書面により通知することにより終了する。

同契約はルクセンブルクの法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、同契約のいずれかの当事者が90日前に他の当事者に対し、書面により通知することにより終了する。

同契約はルクセンブルクの法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

総販売契約

総販売契約は、同契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により通知することにより終了し、暦四半期末に効力を発生する。

同契約はルクセンブルクの法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、同契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により通知することにより終了する。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、同契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により通知することにより終了する。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保証契約

保証契約は、同契約の条項に従って解除事由が生じない限り、満期日までの6年間継続する。

同契約は、ルクセンブルクの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は口座約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

分配請求権

分配が行われる場合、受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有する。

残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散される場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

受益者集会に関する権利

定時受益者集会は行われず、受益証券に議決権は付与されない。

（2）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルクにおける外国為替管理上の制限はない。

（3）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社、ファンドまたは本サブ・ファンドに対する、ルクセンブルクおよび日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、

日本における受益証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお日本国財務省関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する代理人ならびに金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 竹野 康造

弁護士 廣本 文晴

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の受益者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを
管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a . アムンディ エス・エフの日本において募集されたサブ・ファンド（以下「関係するサブ・ファンド」という。）の直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルクにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 原文の財務書類は、アムンディ エス・エフおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載し、日本語の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載し、日本語は関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。
- c . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d . 原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について、2022年4月28日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝128.86円）で換算された円換算額が併記されている。
- e . ファンドの独立監査人は、2021年12月31日に終了した会計年度より、デロイト・オーディット・エス・エー・アール・エルからプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブに変更された。

（１）【貸借対照表】

アムンディ エス・エフ

純資産計算書

2021年12月31日現在

注記		アムンディ エス・エフ - SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803			
		2021年12月31日		2020年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
有価証券、取得原価		259,021,133	33,377,463	398,908,808	51,403,389
有価証券に係る未実現純利益 / (損失)		20,291,656	2,614,783	38,236,432	4,927,147
投資有価証券、時価	2	279,312,789	35,992,246	437,145,240	56,330,536
時価で購入された前払プレミアム・オプション契約	2,10	-	-	-	-
先渡為替契約に係る未実現純利益	2,9	-	-	-	-
金融先物契約に係る未実現純利益	2,8	-	-	16,766	2,160
スワップ契約に係る未実現純利益	2,11	-	-	-	-
銀行およびブローカー預託金		3,090,224	398,206	3,103,856	399,963
未収利息		908,339	117,049	1,354,694	174,566
未収分配金		-	-	-	-
発行未収金		-	-	-	-
有価証券売却未収金		-	-	-	-
設立費用、純額		-	-	-	-
その他の未収金		-	-	-	-
資産合計		283,311,352	36,507,501	441,620,556	56,907,225
負債					
当座借越 / ブローカー未払金		-	-	-	-
時価で償却された前払プレミアム・オプション契約	2,10	-	-	-	-
先物型オプション契約に係る未実現純損失	2,10	-	-	-	-
先渡為替契約に係る未実現純損失	2,9	-	-	-	-
金融先物契約に係る未実現純損失	2,8	11,063	1,426	-	-
スワップ契約に係る未実現純損失	2,11	-	-	-	-
買戻未払金		2,861,804	368,772	350,013	45,103
有価証券購入未払金		-	-	-	-
未払費用		1,228,292	158,278	1,989,008	256,304
その他の未払金		-	-	-	-
負債合計		4,101,159	528,475	2,339,021	301,406
純資産		279,210,193	35,979,025	439,281,535	56,605,819

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

アムンディ エス・エフ
運用および純資産変動計算書
2021年12月31日終了年度

	注記	アムンディ エス・エフ - SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803			
		2021年12月31日		2020年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
分配金、純額	2	-	-	-	-
有価証券に係る利息	2	3,419,073	440,582	3,253,125	419,198
銀行預金に係る利息	2	25	3	17,476	2,252
スワップ契約に係る利息	2	-	-	-	-
レボ契約／リバースレボ契約に係る受取利息		-	-	-	-
その他の収益	13	536	69	-	-
収益合計		3,419,634	440,654	3,270,601	421,450
費用					
管理報酬	4	966,823	124,585	1,269,924	163,642
販売報酬	4	1,417,006	182,595	1,856,047	239,170
保管受託および管理事務代行報酬	6	155,476	20,035	246,220	31,728
年次税	7	175,509	22,616	232,739	29,991
専門家報酬		388,099	50,010	506,886	65,317
印刷および公告費		7,428	957	9,748	1,256
成功報酬	5	-	-	-	-
取引費用	17	527	68	12,506	1,612
注文の受理および回送手数料		-	-	-	-
スワップ契約に係る利息	2	-	-	-	-
レボ契約／リバースレボ契約に係る支払利息		-	-	-	-
その他の手数料	14	2,314,170	298,204	2,860,789	368,641
費用合計		5,425,038	699,070	6,994,859	901,358
期首現在純資産価額		439,281,535	56,605,819	514,235,878	66,264,435
運用純収益／（損失）		(2,005,404)	(258,416)	(3,724,258)	(479,908)
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）		11,043,890	1,423,116	2,852,581	367,584
為替に係る実現純利益／（損失）		(11,701)	(1,508)	800,097	103,100
先渡為替契約に係る実現純利益／（損失）		-	-	(918,126)	(118,310)
金融先物契約に係る実現純利益／（損失）		(72,085)	(9,289)	1,302,060	167,783
オプション契約に係る実現純利益／（損失）		-	-	(1,277,000)	(164,554)
スワップ契約に係る実現純利益／（損失）		-	-	-	-
実現純利益／（損失）		10,960,104	1,412,319	2,759,612	355,604
有価証券に係る未実現利益／（損失）の純変動		(17,944,777)	(2,312,364)	3,273,421	421,813
先渡為替契約に係る未実現利益／（損失）の純変動		-	-	439,966	56,694
金融先物契約に係る未実現利益／（損失）の純変動		(27,829)	(3,586)	(594,505)	(76,608)
オプション契約に係る未実現利益／（損失）の純変動		-	-	(104,791)	(13,503)
スワップ契約に係る未実現利益／（損失）の純変動		-	-	-	-
未実現利益／（損失）の当期純変動		(17,972,606)	(2,315,950)	3,014,091	388,396
運用の結果としての純資産の純増加／（減少）		(9,017,906)	(1,162,047)	2,049,445	264,091
発行／（買戻）、純額		(151,053,436)	(19,464,746)	(77,003,788)	(9,922,708)
分配金宣言額	16	-	-	-	-
連結された純資産の再評価		-	-	-	-
期末現在純資産価額		279,210,193	35,979,025	439,281,535	56,605,819

添付の注記は当財務書類の一部である。

アムンディ エス・エフ

受益証券統計表

アムンディ エス・エフ - SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

	ISIN	2021年12月31日 受益証券口数		2021年12月31日	2020年12月31日	2019年12月31日
				受益証券 1口当たり 純資産価格	受益証券 1口当たり 純資産価格	受益証券 1口当たり 純資産価格
クラスW1受益証券 - 非分配型	LU1744900314	2,634,170.000	米ドル	106.00	108.66	108.26
純資産総額			米ドル	279,210,193	439,281,535	514,235,878

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

アムンディ エス・エフ

財務書類に対する注記

2021年12月31日現在

注1 はじめに

アムンディ エス・エフ（以下「ファンド」という。）は、複数の独立したサブ・ファンド（以下、個別にまたは総称して「サブ・ファンド」という。）を有する契約型投資信託（*Fonds Commun de Placement*）（以下「FCP」という。）として設立されている。ファンドは、2003年6月6日に設立された譲渡可能証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）であり、投資信託に関する2010年12月17日付ルクセンブルク法（改正済）のパート に基づき適格である。ファンドは、直近では2018年6月29日付で更新され、2018年7月16日付で会社公告集（*Recueil Electronique des Sociétés et Associations*）（以下「RESA」という。）において公告された、期末現在有効な約款に準拠している。

ファンドは、2010年12月17日法（改正済）の第15章に基づく株式会社（*société anonyme*）の形式で設立された会社であり、登録番号B57.255で商業および法人登記所に登録され、ルクセンブルクに登録事務所を有するアムンディ・アセット・マネジメント・エス・エー・エスの完全子会社であるアムンディ・ルクセンブルク・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって管理される、法人化されていない証券およびその他の資産の集合体である。管理会社は、1996年12月20日に無期限で設立された。管理会社の定款は、1997年1月28日にメモリアルで公告され、直近では2018年1月1日に改正された。

異なるサブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従って個別に投資される。すべてのサブ・ファンドはユーロまたは米ドル建てであり（以下「基準通貨」という。）、各サブ・ファンドのすべての資産および負債は各サブ・ファンドの基準通貨で評価される。

基準通貨以外の通貨での受益証券1口当たり純資産価格（以下「1口当たりNAV」という。）は、基準通貨での1口当たりNAVへ日々換算して表示される。

以下のサブ・ファンドが運用を開始した：

関係するサブ・ファンドなし。

以下のサブ・ファンドが償還した：

関係するサブ・ファンドなし。

以下のサブ・ファンドが、2021年11月19日付で合併した：

関係するサブ・ファンドなし。

2021年12月31日現在、以下の18サブ・ファンドが運用されていた：

債券型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

エクイティ型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

アブソリュート・リターン型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

マルチ・アセット型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

コモディティー型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

元本保証型サブ・ファンド

アムンディ エス・エフ - SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

アムンディ エス・エフ - SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201809

2021年12月31日現在運用中の受益証券クラスの詳細は「直近3年に関連する金融詳細」に記載されており、受益証券クラスの記載事項は最新の英文目論見書に開示されている。

注2 重要な会計方針

財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルクにおける譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法令およびルクセンブルクで一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。

本財務書類は、投資有価証券の入手可能な最新の市場価格に基づいて当期の最終営業日に計算された純資産価額（以下「NAV」という。）を反映している。

投資有価証券またはその他の投資の評価

以下の価格決定方針が適用される。

- ・ 投資有価証券の評価 - 証券取引所または規制された市場もしくは他の規制された市場において上場または取引されている投資有価証券は、関連する評価日の午後6時（ルクセンブルク時間）時点における入手可能な最新の価格で評価される。ただし、アムンディ・エス・エフ・ヨーロピアン・エクイティ・オブティマル・ボラティリティ サブ・ファンドにおいては午前10時（ルクセンブルク時間）時点における入手可能な最新の価格で評価される。各サブ・ファンドの（買い／中間／売り）価格算定ルールは、ファンドの管理会社の取締役会によって定期的に見直され、また各サブ・ファンドの投資サイクルおよび／または投資目的に合わせて適応されることがある。該当日にサブ・ファンドのポートフォリオに保有されている資産が証券取引所または規制された市場もしくは他の規制された市場において上場または取引されていない場合、または証券取引所において上場もしくは取引されているか、もしくはかかる市場において取引されている資産に関し、（前段落に従って決定される）入手可能な最新の価格が関連する資産の適正市場価額を示していない場合、かかる資産の価額は、管理会社の取締役会によって慎重に、かつ誠意をもって決定される合理的に予想できる売却価格に基づくものとする。
- ・ オープン・エンド型およびクローズド・エンド型投資信託 - オープン・エンド型投資信託の受益証券または投資証券は、決定され入手可能な最新の純資産価額で評価されるものとし、また、かかる価格が当該資産の適正市場価額を示していない場合には、管理会社の取締役会によって慎重に、かつ誠意をもって価格が決定される。クローズド・エンド型投資信託の受益証券または投資証券は、入手可能な最新の時価で評価されるものとする。
- ・ 先渡為替契約 - 先渡為替契約は、満期までの期間において「純資産計算書」日の適用される先物レートで評価される。先渡為替契約に係る未実現純利益および損失は「純資産計算書」に計上され、先渡為替契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。ファンドはまた、ヘッジ付受益証券クラスも発行する。ヘッジ付受益証券クラスのために使用された先渡為替契約に係るすべての利益／（損失）は、関連する受益証券クラスにのみ割り当てられる。
- ・ 金融先物契約 - 金融先物契約は、公認の証券取引所において入手可能な取引価格で（上述の「投資有価証券の評価」に記載された価格決定方針に従って）評価される。先物契約を締結する際、当初証拠金の差入れは現金で行われる。変動証拠金と呼ばれるその後の支払いは、サブ・ファンドにより定期的に行われるか、受領され、また、未決済の先物契約の時価の変動に基づく。金融先物契約に係る未実現純利益および損失は「純資産計算書」に計上され、金融先物契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。当該契約が終了した場合、関連するサブ・ファンドは、取引開始時と取引終了時の手取金（または費用）の差額と同額の実現利益または損失を計上する。
- ・ 前払プレミアム・オプション契約 - サブ・ファンドが前払プレミアム付きのオプション契約を購入した場合、サブ・ファンドはプレミアムを支払い、当該プレミアムに等しい金額が資産として計上される。サブ・ファンドが前払プレミアム付きのオプションを売却した場合、サブ・ファンドはプレミアムを受領し、当該プレミアムに等しい金額が負債として計上される。

資産または負債は、オプション契約の現在の時価を反映するために日々調整される。

証券取引所または規制された市場もしくは他の規制された市場において上場または取引されているオプション契約は、取引価格で（上述の「投資有価証券の評価」に記載された価格決定方針に従って）評価される。店頭オプションは、第三者の代理人により日々計算される価格に基づき取引相手方から受領した価額に対して検証された時価で評価される。

最新の公表価格がオプションを代表する価格でない場合、その評価は、管理会社の取締役会によって慎重に、かつ誠意をもって見積もられる潜在的売却価格に基づく。

オプションが行使されずに期限切れとなった場合、サブ・ファンドは、受領されたか、支払われたプレミアムの範囲で、利益または損失を現金化する。受領されたか、支払われたプレミアムならびにオプション契約からの未実現純利益および損失は、「時価で購入された前払プレミアム・オプション契約」または「時価で償却された前払プレミアム・オプション契約」の勘定残高において「純資産計算書」に計上される。

オプション契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。

- ・ 先物型オプション契約 - 先物型オプション契約は、公認の証券取引所において入手可能な取引価格で（上述の「投資有価証券の評価」に記載された価格決定方針に従って）評価される。契約締結時の当初証拠金の差入れは現金で行われる。変動証拠金と呼ばれるその後のプラスまたはマイナスのキャッシュ・フローは、サブ・ファンドにより定期的に行われるか、受領され、また、未決済のオプション契約の時価の変動に基づく。当該契約が終了した場合、関連するサブ・ファンドは、取引開始時と取引終了時の手取金（または費用）の差額と同額の実現利益または損失を計上する。

先物型オプション契約に係る未実現純利益および損失は、「純資産計算書」に計上される。

先物型オプション契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」の「オプション」の項目に計上される。

- ・ スワップ契約 - サブ・ファンドは、金利スワップ、スワップション、インフレ連動スワップ、クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップなど、様々な種類のスワップ契約を締結することができる。スワップ契約に係る未実現純利益および損失は、「純資産計算書」に計上される。スワップ契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。スワップ契約は、管理会社の取締役会によって確立された手続きに従って、慎重に、かつ誠意をもって決定される公正な時価で評価される。

スワップ契約は、純資産価額の算出日ごとに時価で評価される。時価は、当該契約に規定された要素の評価に基づき、また、第三者の代理人、マーケット・メーカーまたは管理会社の取締役会によって確立された手続きに従って内部モデルから取得される。

スワップ契約に係る実効利息費用／収益は、その全額が「運用および純資産変動計算書」に計上される。スワップ契約に係る未払費用／未収収益は、純資産価額の算出日ごとに各スワップ契約ごとで相殺され、また、その結果による純残高は、スワップ契約ごとに、スワップ契約に係る利息費用またはスワップ契約に係る利息収益のいずれかとして「運用および純資産変動計算書」に掲載される。

- ・ 収益 - 利息収益は、日次ベースで計上される。分配金は、源泉徴収された源泉徴収税を控除した金額で表示され、分配の権利落ち日に収益として計上される。
- ・ 実現純利益および損失 - 実現純利益および損失は、期中における有価証券およびその他の投資有価証券、金融先物契約、先渡為替契約、オプション、差金決済取引（CFD）、スワップおよびその他の投資有価証券の取引により利益または損失、ならびに期末におけるその他の外貨建資産および外貨建負債の再評価から生じる差額から構成される。実現純利益および損失は、先入先出法（以下「FIFO」という。）が適用される先物契約とCFDを除いて、売却投資有価証券の加重平均費用に基づいて決定される。
- ・ 連結財務書類 - 各サブ・ファンドの数字は、それぞれの基準通貨で提示される。連結財務書類はユーロで表示されており、異なる通貨によるサブ・ファンドの純資産の合計は、期末現在の実勢為替レートでユーロに換算される。連結財務書類は、情報提供のみを目的として提示される。

期末現在、サブ・ファンドが同一アンブレラの他のサブ・ファンドに対して実施した投資の価額は17,929,849ユーロであり、連結純資産の0.53%に相当する。したがって、サブ・ファンド間における投資を除いた期末現在の連結純資産の合計は、3,370,445,410ユーロとなる。

- ・ 証券貸付 - サブ・ファンドは、借手にポートフォリオの証券を貸し付けることができる。この取引を保証するため、サブ・ファンドは担保を受領する。貸付証券は第三者ブローカーに引き渡され、これらの資産はサブ・ファンドのポートフォリオの一部として評価され続ける。貸付が終了した場合、サブ・ファンドは受領した担保を借手に返却しなければならない。貸付は、当事者によっていつでも終了することができる。証券貸付は、契約上の取り決めに従ってサブ・ファンドに追加の収益を発生させる。当該報酬は、「運用および純資産変動計算書」に計上される。

注 3 2021年12月31日現在使用された換算レート

関連するサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示された資産および負債は、2021年12月31日現在の実勢為替レートで換算される。外国為替運用に生じる利益および損失は、「運用および純資産変動計算書」に計上される。外貨での取引は、取引日の実勢為替レートで関連するサブ・ファンドの基準通貨に換算される。

2021年12月31日現在使用された換算レートは、以下のとおりである。

1 ユーロ =

1.56415	オーストラリア・ドル
6.33420	ブラジル・レアル
1.43650	カナダ・ドル
1.03615	スイス・フラン
968.89450	チリ・ペソ
7.23150	オフショア人民元
7.24780	オンショア人民元
4,628.40445	コロンビア・ペソ
24.85000	チェコ・コルナ
1.95583	ドイツ・マルク
7.43760	デンマーク・クローネ
17.86540	エジプト・ポンド
0.83960	英ポンド
8.86595	香港ドル
368.56500	ハンガリー・フォリント
16,207.94325	インドネシア・ルピア
3.53940	イスラエル・シェケル
84.53450	インド・ルピー

1 ユーロ =

130.95425	日本円
1,351.84655	韓国ウォン
23.27280	メキシコ・ペソ
4.73760	マレーシア・リンギット
10.02815	ノルウェー・クローネ
1.66100	ニュージーランド・ドル
57.98870	フィリピン・ペソ
4.58335	ポーランド・ズウォティ
4.94875	ルーマニア・レウ
85.29710	ロシア・ルーブル
4.26950	サウジアラビア・リヤル
10.29600	スウェーデン・クローネ
1.53310	シンガポール・ドル
37.98815	タイ・バーツ
15.10175	トルコ・リラ
31.46295	台湾ドル
1.13720	米ドル
18.14975	南アフリカ・ランド

注 4 管理報酬、投資運用報酬および販売報酬

管理報酬は各サブ・ファンドの純資産価額に対する割合であり、その範囲は、英文目論見書に従って、関連するサブ・ファンドおよび受益証券クラスによって年率0.25%から年率2.25%の間である。

クラスX受益証券については、管理報酬が管理会社によって受益者から直接請求および徴収され、サブ・ファンドには請求されず、純資産価額にも反映されない。

2021年12月31日現在、実際に適用された管理報酬の料率は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券	クラスC 受益証券	クラスE 受益証券	クラスF 受益証券	クラスG 受益証券	クラスH 受益証券	クラスI 受益証券	クラスP 受益証券	クラスR 受益証券	クラスU 受益証券	クラスW 受益証券	クラスW1 受益証券
アムンディ エス・エフ - SMBC・アムンディ プロテクトファ ンド 米ドルステップ 201803	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.26%
アムンディ エス・エフ - SMBC・アムンディ プロテクトファ ンド 米ドルステップ 201809	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.26%

* 運用開始されていない、および／または該当なし。

販売報酬（該当する場合）は、各サブ・ファンドの純資産価額に対する割合であり、その範囲は、英文目論見書に従って、関連する受益証券クラスによって年率0.20%から年率1.50%（上限）の間である。

2021年12月31日現在、実際に適用された販売報酬の料率は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券	クラスC 受益証券	クラスE 受益証券	クラスF 受益証券	クラスG 受益証券	クラスH 受益証券	クラスI 受益証券	クラスP 受益証券	クラスR 受益証券	クラスU 受益証券	クラスW 受益証券	クラスW1 受益証券
アムンディ エス・エフ - SMBC・アムンディ プロテクトファ ンド 米ドルステップ 201803	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.75%
アムンディ エス・エフ - SMBC・アムンディ プロテクトファ ンド 米ドルステップ 201809	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.75%

* 運用開始されていない、および／または該当なし。

管理報酬および販売報酬は、いずれも、サブ・ファンドおよび受益証券クラスの純資産価額に基づき、各評価日に算出されかつ発生し、毎月後払いで支払われる。

投資運用会社は、ファンドの約款に従って、管理会社により管理報酬の中からその報酬の支払いを受ける。

注5 成功報酬

管理会社は、英文目論見書に記載されるとおり、運用期間中に特定のサブ・ファンドの特定のクラスの受益証券1口当たり純資産価格がベンチマークまたはパフォーマンス目標を上回った場合に当該受益証券クラスについて成功報酬を稼得することができる。

運用期間は、運用開始日から満期日までを運用期間とする一部のサブ・ファンド（エマージング・マーケット・ボンド2024、エマージング・マーケット・ボンド2025、グローバル・ハイ・イールド・オポチュニティーズ2025、セービング・ボックス、セービング・ボックス およびセービング・ボックス）を除き、暦年末である。

15%の上限料率で（該当する場合には受益証券クラスに応じて）設定される成功報酬は、運用期間中の関連する受益証券クラスの発行および買戻しに応じて調整されたベンチマークまたはパフォーマンス目標を超えて増加した、当該クラスの資産の増加を参照して算出される。算出方法は以下のとおりである。

- 1) ベンチマークまたは運用利益がプラスである場合、管理会社は、関連する受益証券のクラスが運用期間中それぞれのベンチマークを超えて達成した業績に対して、該当する場合には、（以下に定義された）ハイ・ウォーターマーク原則に基づき、英文目論見書に記載される割合と同等の成功報酬を稼得する。
- 2) 運用期間中にサブ・ファンドのベンチマークまたはパフォーマンス目標が低下した場合、管理会社は、関連する受益証券のクラスが運用期間中達成したプラスのパフォーマンスに対して、該当する場合には、ハイ・ウォーターマーク原則に基づき、英文目論見書に記載される割合と同等の成功報酬を稼得する。
- 3) クラスのパフォーマンスがハイ・ウォーターマークおよびベンチマークまたはパフォーマンス目標を超えたが、ハイ・ウォーターマークに対する超過パフォーマンスがベンチマークまたはパフォーマンス目標の超過パフォーマンスより少ない場合、成功報酬は、ベンチマークまたはパフォーマンス目標ではなくハイ・ウォーターマークに対する超過パフォーマンスの割合を参照して算出される。

英文目論見書に定義されるように、ハイ・ウォーターマーク原則は、成功報酬が支払われていない場合の受益証券1口当たり純資産価格を以下のとおり設定する。

関連するクラスに最終成功報酬が支払われた場合は受益証券1口当たり純資産価格、関連するクラスに成功報酬が支払われていない場合はそのクラスの運用開始時の受益証券1口当たり純資産価格、または、関連するクラスに成功報酬が初めて導入された場合にはそのクラスが成功報酬を導入した日の直前の営業日の受益証券1口当たり純資産価格が設定される。

ベンチマークまたはパフォーマンス目標は、別段の定めがない限り、トータル・リターン・インデックスに基づく管理報酬およびその他の手数料の総額で算出される。

（債券型サブ・ファンド以外の）クラスF受益証券に関しては、パフォーマンス計算は「価格指数」（すなわち、ベンチマークまたはパフォーマンス目標から分配金を控除したもの）で行われる。

クラスX受益証券に関しては、成功報酬は、もしあれば、管理会社によって受益者から直接請求および徴収され、純資産価額には反映されない。

注6 保管受託銀行および支払事務代行会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社および名義書換事務代行会社

保管受託銀行および支払事務代行会社、管理事務代行会社、ならびに登録事務代行会社および名義書換事務代行会社は、関連するサブ・ファンドの資産から、以下の業務の対価として報酬を受領する。

- ・ 保管受託銀行および支払事務代行会社：当該報酬は、毎月末日の各サブ・ファンドのポートフォリオ価額に対する割合である。その範囲は、関連するサブ・ファンドの資産が保有される場所によって、年率0.003%から年率0.50%の間である。当該報酬は、各評価日に算出されかつ発生し、毎月後払いで支払われる。
- ・ 管理事務代行会社：当該報酬は、提供される主な業務の対価として年率0.01%の金額が、関連するサブ・ファンドの純資産価額に基づき、各評価日に算出されかつ発生する。当該報酬は、毎月後払いで支払われる。
- ・ 登録事務代行会社および名義書換事務代行会社：提供された業務に対する報酬の主な構成要素は、運用中の受益証券クラスの数、顧客の口座の数および処理された取引の数である。

注7 ファンドの課税 - 年次税

ルクセンブルクの現行法に基づき、ファンドは法人所得税またはキャピタル・ゲイン税を課せられない。ファンドは、暦四半期末時点の各サブ・ファンドの純資産価額に基づき年率0.05%の、四半期ごとに算出されかつ発生する、サブスクリプション税である年次税（Taxe d'abonnement）が課せられる。ただし、当該税は、適格な機関投資家のみを目的とする受益証

券クラスに関連する場合、ならびにサブ・ファンドが短期金融市場商品および与信金融機関への預金への集合投資のみを目的とする場合、純資産価額の0.01%に減額される。

2010年12月17日法（改正済）の第175条(a)に従って、年次税が既に課せられた投資信託に投資される純資産は、当該税を免除される。ファンドが受領した利息収益および分配金収益には、発生した国の回収不能な源泉徴収税が課せられることがある。

注8 先物契約の未決済ポジション

2021年12月31日現在、一部のサブ・ファンドは先物契約の以下のポジションを保有している。

すべての上場された先物のブローカーは、ニューエッジである。

・ アムンディ エス・エフ - SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

契約数 購入 / 売却	銘柄	満期	通貨	コミットメント 米ドル	未実現評価益 / 評価損 米ドル
62	US 2 YR NOTE FUTURE	2022年 4 月	米ドル	12,862,520.00	-11,062.81
合計：					-11,062.81

注9 先渡為替契約の未決済ポジション

2021年12月31日現在、以下のサブ・ファンドは先渡為替契約の未決済ポジションを保有しており、関連する未実現評価益 / 評価損の合計は以下に記載される。

・ アムンディ エス・エフ - SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201809

	通貨	金額 米ドル
受取通貨	米ドル	2,262,901.20
	合計：	2,262,901.20
支払通貨	ユーロ	2,275,616.67
	合計：	2,275,616.67
	合計：	-12,715.47

すべての未決済契約の最終期日は2022年 1 月31日である。

先渡為替予約のカウンターパーティーは、バンク・オブ・アメリカである。

注10 オプション

関係するサブ・ファンドなし。

注11 スワップ

関係するサブ・ファンドなし。

注12 担保

関係するサブ・ファンドなし。

注13 その他の収益

「運用および純資産変動計算書」の「その他の収益」の金額には、主に源泉徴収税の還付請求およびクラス・アクションからの収益、割り戻し報酬、ならびに償還報酬が含まれる。

注14 その他の手数料

「運用および純資産変動計算書」の「その他の手数料」の残高には、その他の税金ならびに利息および銀行手数料が含まれる。

注15 ポートフォリオ変動計算書

2021年12月31日終了年度のポートフォリオの変動の一覧表は、ファンドの管理会社の登録事務所において無料で入手可能である。

2021年12月31日現在未決済のデリバティブ契約に関連するすべての詳細は、財務書類に対する注記に記載されている。

注16 分配金

- ・ 分配型クラス：当該クラスは、日次ベースで、生じた純収益に基づく金額の分配を行う。日次の金額は、月次で累積されかつ支払われる。
- ・ 毎年分配型クラス：当該クラスは、年次ベースで、前年に生じた収益に基づく金額または運用開始日／年度初めに設定した年次目標利回りに基づく分配金の分配を行う。サブ・ファンドによって、報酬控除後または報酬込みの収益が分配されることがある。
- ・ 四半期分配目標型クラス：当該クラスは、四半期ベースで、年度初めに設定した年次目標利回りに基づく分配金の分配を行うことを目指す。
- ・ 四半期分配型クラス：当該クラスは、四半期ベースで、同四半期に生じた純収益に基づく金額の分配を行う。

分配金の分配方針は、ファンドの英文目論見書により詳細に記載されている。当期において、英文目論見書に記載されている分配以外の分配は実施されていない。

注17 取引費用

金融商品の購入または売却に関連して2021年にサブ・ファンドが負担した取引費用は、「運用および純資産変動計算書」の特定の費用欄に開示されている。取引費用には、金融商品の購入または売却に直接関連する費用が（かかる費用が取引確認書において個別に表示される場合に限り）含まれる。

一部の資産クラスでは、取引費用は通常、取引価格に組み込まれており、個別に計上されない。

このため、サブ・ファンドの投資の性質によっては、一部のサブ・ファンドにおいて取引費用区分にデータが報告されないことがある。

証券貸付に関連する取引および証券貸付に関連する費用は、これらの数値に含まれていない。

注18 償還したサブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

（３）【投資有価証券明細表等】

アムンディ エス・エフ - SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

投資有価証券明細表

2021年12月31日現在

数量		時価 米ドル	純資産比率 %
ロングポジション		279,312,789	100.04
公認の証券取引所に上場されているおよび／または他の規制ある市場で取引されている 譲渡性のある有価証券		279,312,789	100.04
	債券	279,312,789	100.04
	フランス	9,755,605	3.49
9,250,000	TOTAL CAPITAL INTERNATIONAL SA 3.70% 15/01/2024	9,755,605	3.49
	スウェーデン	14,914,050	5.34
15,000,000	SWEDBANK FORENINGSSPARBKN 0.60% REGS 25/09/2023	14,914,050	5.34
	アメリカ合衆国	254,643,134	91.21
15,000,000	DAIMLER FINANCE NORTH AMERICA LLC 3.65% REGS 22/02/2024	15,783,000	5.65
2,145,000	PFIZER INC 6.45% 01/02/2024	2,380,156	0.85
83,857,200	USA T-BONDS 0% 15/02/2024 USD (ISIN US912820L473)	82,435,561	29.53
84,028,205	USA T-BONDS 0% 15/02/2024 USD (ISIN US912833LQ14)	82,636,489	29.61
1,000	USA T-BONDS 2.00% 30/04/2024	1,027	0.00
54,609,800	USA T-BONDS 2.125% 29/02/2024	56,158,501	20.11
1,000	USA T-BONDS 2.125% 31/03/2024	1,029	0.00
1,000	USA T-BONDS 2.75% 15/02/2024	1,041	0.00
14,440,000	VOLKSWAGEN GROUP OF AMERICA FINANCE 4.25% REGS 13/11/2023	15,246,330	5.46
投資有価証券合計		279,312,789	100.04

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

Note Amundi S.F. - SMBC Amundi Protect
Fund USD \$Sep 2018Q3

	31/12/2021 USD	31/12/2020 USD
Assets		
Securities at cost	259,021,133	398,908,808
Net unrealised gains/(losses) on securities	20,291,656	38,236,432
Investments in securities at market value	2	437,145,240
Upfront premium Options contracts purchased at market value	2, 10	-
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts	2, 9	-
Net unrealised gain on financial futures contracts	2, 8	16,766
Net unrealised gain on swaps contracts	2, 11	-
Cash at bank and brokers	3,090,224	3,103,856
Interest receivable	908,339	1,354,694
Dividends receivable	-	-
Receivables resulting from subscriptions	-	-
Receivables resulting from sales of securities	-	-
Formation expenses, net	-	-
Other receivables	-	-
Total Assets	283,311,352	441,620,556
Liabilities		
Bank overdraft/brokers payable	-	-
Upfront premium Options contracts written at market value	-	-
Net unrealised loss on futures-style options contracts	2, 10	-
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts	2, 9	-
Net unrealised loss on financial futures contracts	2, 8	11,063
Net unrealised loss on swaps contracts	2, 11	-
Payables resulting from redemptions	2,861,804	350,013
Payables resulting from purchases of securities	-	-
Accrued expenses	1,228,292	1,989,008
Other payables	-	-
Total Liabilities	4,101,159	2,339,021
Net Assets	279,210,193	439,281,535

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Financial Details Relating to the Last 3 Years

Amundi S.F. - SMBC Amundi Protect Fund USD Step 201803

	ISIN	Number of units 31/12/21	Currency	NAV per unit 31/12/21	NAV per unit 31/12/20	NAV per unit 31/12/19
Class W1 Non - Distributing	LU1744900314	2,634,170.000	USD	106.00	108.66	108.26
Total Net Assets			USD	279,210,193	439,281,535	514,235,878

Statement of Operations and Changes in Net Assets

Note: Amundi S.F. - SMBC Amundi Protect
Fund USD Step 201803

		31/12/2021 USD	31/12/2020 USD
Income			
Dividends, net	2	-	-
Interest on securities	2	3,419,073	3,253,125
Interest on bank accounts	2	25	17,476
Interest on swaps contracts	2	-	-
Interest received on repos/reverse repos		-	-
Other income	13	536	-
Total Income		3,419,634	3,270,601
Expenses			
Management fees	4	966,823	1,269,924
Distribution fees	4	1,417,006	1,856,047
Depository & administration fees	6	155,476	246,220
"Taxe d'abonnement"	7	175,509	232,739
Professional fees		388,099	506,886
Printing & publishing fees		7,428	9,748
Performance fee	5	-	-
Transaction costs	17	527	12,506
Reception and transmission of orders fees		-	-
Interest on swaps contracts	2	-	-
Interest paid on repos/reverse repos		-	-
Other charges	14	2,314,170	2,860,789
Total Expenses		5,425,038	6,994,859
Net asset value at the beginning of the year		439,281,535	514,235,878
Net Operational Income/(Loss)		-2,005,404	-3,724,258
Net realised gain/(loss) on sales of securities		11,043,890	2,852,581
Net realised gain/(loss) on foreign exchange		-11,701	800,097
Net realised gain/(loss) on forward foreign exchange contracts		-	-918,126
Net realised gain/(loss) on financial futures contracts		-72,085	1,302,060
Net realised gain/(loss) on options contracts		-	-1,277,000
Net realised gain/(loss) on swaps contracts		-	-
Net Realised Gain/(Loss)		10,960,104	2,759,612
Net change in unrealised gain/(loss) on securities		-17,944,777	3,273,421
Net change in unrealised gain/(loss) on forward foreign exchange contracts		-	-439,966
Net change in unrealised gain/(loss) on financial futures contracts		-27,829	-594,505
Net change in unrealised gain/(loss) on options contracts		-	-104,791
Net change in unrealised gain/(loss) on swaps contracts		-	-
Net Change in Unrealised Gain/(Loss) for the Year		-17,972,606	3,014,091
Net Increase/(Decrease) in Net Assets as a Result of Operations		-9,017,906	2,040,445
Net subscriptions/(redemptions)		-151,053,436	-77,003,788
Dividend paid	16	-	-
Revaluation of consolidated Net Assets		-	-
Net Asset Value at Year End		279,210,193	439,281,535

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Notes to the Financial Statements as at 31/12/21

1 INTRODUCTION

Amundi S.F. (the "Fund") is organised as a *Fonds Commun de Placements* (FCP) with several separate Sub-Funds (individually the "Sub-Fund" and collectively the "Sub-Funds"). The Fund is an Undertaking for Collective Investment in Transferable Securities (UCITS) created 06 June 2003 and qualifies under Part I of the Luxembourg amended law of 17 December 2010 relating to Undertakings for Collective Investment. It is governed by the Management Regulations effective as at year-end, and updated for the last time on 29 June 2018 and published in the *Recueil Electronique des Sociétés et Associations* ("RESA") on 16 July 2018.

The Fund is an unincorporated co-proprietorship of its securities and other assets, managed by Amundi Luxembourg S.A. (the "Management Company") a company organised in the form of a public limited company ("société anonyme") under chapter 15 of the Law of 17 December 2010 as amended, wholly owned subsidiary of Amundi Asset Management S.A.S., registered with the Trade and Companies Register under number B 57.255 and having its registered office in Luxembourg. It was incorporated on 20 December 1998 for an unlimited period of time. Its Articles of Incorporation are published in the *Mémorial* on 28 January 1997 and have been amended for the last time on 1 January 2018.

The assets of the different Sub-Funds are separately invested in accordance with their respective investment policies and objectives. All Sub-Funds are denominated in EUR or in USD (the "Base Currency") and all assets and liabilities of each Sub-Fund are valued in the Base Currency of such Sub-Fund. Net Asset Value ("NAV") in currency different from the Base Currency represents the daily conversion of the NAV per unit calculated in the Base Currency.

The following Sub-Funds have been launched:

Amundi S.F. - SBI FM India Bond on 17 June 2021
Amundi S.F. - High Potential Bond on 30 July 2021

The following Sub-Funds have been liquidated:

Amundi S.F. - High Yield & Emerging Markets Bond Opportunities 2021 on 30 June 2021
Amundi S.F. - Diversified Target Income 11/2021 on 5 November 2021

The following Sub-Funds have been merged on 19 November 2021:

Amundi S.F. - Euro Curve 1-3year into Amundi S.F. - Diversified Short-Term Bond
Amundi S.F. - Euro Curve 3-5year into Amundi Funds Euro Aggregate Bond
Amundi S.F. - European Equity Market Plus into Amundi Funds European Equity ESG Improvers
Amundi S.F. - European Research into Amundi Funds European Equity ESG Improvers

As at 31 December 2021, 18 Sub-Funds were active as detailed below:

Bond Sub-Funds

Amundi S.F. - Diversified Short-Term Bond
Amundi S.F. - Emerging Markets Bond 2024
Amundi S.F. - Emerging Markets Bond 2025
Amundi S.F. - Euro Curve 7-10year
Amundi S.F. - Euro Curve 10+year
Amundi S.F. - Global High Yield Opportunities 2025
Amundi S.F. - SBI FM India Bond
Amundi S.F. - High Potential Bond

Equity Sub-Funds

Amundi S.F. - European Equity Optimal Volatility

Absolute Return Sub-Funds

Amundi S.F. - Absolute Return Multi-Strategy Control
Amundi S.F. - Saving Box I
Amundi S.F. - Saving Box II
Amundi S.F. - Saving Box III

Multi-Asset Sub-Funds

Amundi S.F. - Amundi Target Trend 2024
Amundi S.F. - Diversified Target Income 11/2022

Commodities Sub-Funds

Amundi S.F. - EUR Commodities

Capital Guaranteed Sub-Funds

Amundi S.F. - SMSC Amundi Protect Fund USD Step 201803
Amundi S.F. - SMSC Amundi Protect Fund USD Step 201809

Detailed Units Classes active as at 31 December 2021 are listed in the "Financial Details Relating to the Last 3 Years" and description of Units Classes are disclosed in the latest prospectus.

Notes to the Financial Statements as at 31/12/21

2 PRINCIPAL ACCOUNTING CONVENTIONS

■ PRESENTATION OF FINANCIAL STATEMENTS

These financial statements are prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to undertakings for collective investment in transferable securities and generally accepted accounting principles in Luxembourg.

The financial statements reflect the Net Asset Values ("NAV") as calculated on the last business day of the year based on latest available market prices of the investments.

■ Valuation of investments and other investments

The following pricing policy applies:

- **Valuation of investments** - Investments which are quoted or dealt in on a stock exchange or on a Regulated Market or any Other Regulated Market are valued at the last available price at 8.00 p.m. Luxembourg time of the relevant Valuation Day except for the Amundi S.F. - European Equity Optimal Volatility Sub-Fund where the investments are valued at the last available prices at 10.00 p.m. Luxembourg time. Pricing rules (Bid/Mid/Ask) of each Sub-Fund are regularly reviewed by the Board of Directors of the Management Company of the Fund, and may be adapted either to the investment cycle and/or to the investment objective of each Sub-Fund. In the event that any assets held in a Sub-Fund's portfolio on the relevant day are not quoted or dealt in on any stock exchange or on any Regulated Market, or on any Other Regulated Market or if, with respect of assets quoted or dealt in on any stock exchange or dealt in on any such markets, the last available price (as determined pursuant to the previous paragraph) is not representative of the fair market value of the relevant assets, the value of such assets is based on a reasonably foreseeable sales price determined prudently and in good faith by the Board of Directors of the Management Company.
- **Open-ended and closed-ended UCIs** - Units or shares of open-ended UCIs are valued at their last determined and available Net Asset Value or, if such price is not representative of the fair market value of such assets, then the price is determined prudently and in good faith by the Board of Directors of the Management Company. Units or shares of a closed-ended UCI are valued at their last available market value.
- **Forward foreign exchange contracts** - Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the "Statement of Net Assets" date for the period until their maturity. Net unrealised gain and loss on forward foreign exchange contracts are recorded in the "Statement of Net Assets"; net realised and net change in unrealised gain/(loss) on forward foreign exchange contracts are recorded in the "Statement of Operations and Changes in Net Assets". The Fund also offers Hedged Unit Classes. All gain/(loss) on forward foreign exchange contracts used for Hedged Unit Classes are allocated solely to the relevant Unit Class.
- **Financial futures contracts** - Financial futures contracts are valued at the quoted price available on an official stock exchange (following the pricing policy as described above under "Valuation of investments"). Initial margin deposits are made in cash upon entering into futures contracts. Subsequent payments, referred to as variation margins, are made or received by the Sub-Fund periodically and are based on changes in the market value of open futures contracts. Net unrealised gain and loss on financial futures contracts are recorded in the "Statement of Net Assets"; net realised and net change in unrealised gain/(loss) on financial futures contracts are recorded in the "Statement of Operations and Changes in Net Assets". When the contract is closed, the concerned Sub-Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the closing transaction and the opening transaction.
- **Upfront premium Options contracts** - When the Sub-Fund purchases an options contract with an upfront premium, it pays a premium and an amount equal to that premium is recorded as an asset. When the Sub-Fund writes an option with an upfront premium, it receives a premium and an amount equal to that premium is recorded as a liability.
The asset or liability is adjusted daily to reflect the current market value of the options contracts.
Options contracts which are quoted or dealt in on a stock exchange or on a Regulated Market or any Other Regulated Market are valued at the exchange quoted price (following the pricing policy described above under "Valuation of investments"). OTC options are marked-to-market based upon daily prices calculated by third party agents and verified against the value received from the counterparty.
If the last known prices are not representative, the valuation will be based on the potential realisation value estimated by the Board of Directors of the Management Company with prudence and in good faith.
If an option expires unexercised, the Sub-Fund realises a gain or loss to the extent of the premium received or paid. Premiums received or paid, net unrealised gain and loss from options contracts are recorded in the "Statement of Net Assets" under the account balances "Upfront premium Options contracts purchased at market value" or "Upfront premium Options contracts written at market value".
Net realised and net change in unrealised gain/(loss) on options contracts are recorded in the "Statement of Operations and Changes in Net Assets".
- **Futures-style options contracts** - Futures-style options contracts are valued at the quoted price available on an official stock exchange (following the pricing policy as described above under "Valuation of investments"). Initial margin deposits are paid in cash upon entering into the contract. Subsequent positive or negative cash-flows, referred to as variation margins, are paid or received by the Sub-Fund periodically and are based on changes in the market value of open option contracts. When the contract is closed, the concerned Sub-Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the closing transaction and the opening transaction.
Net unrealised gain and loss on futures-style options contracts are recorded in the "Statement of Net Assets".
Net realised and net change in unrealised gain/(loss) on futures-style options contracts are recorded on the caption "Options" in the "Statement of Operations and Changes in Net Assets".
- **Swaps Contracts** - Sub-Funds may enter into different types of swaps agreements such as interest rate swaps, swaptions, inflation-linked swaps, credit default swaps and total return swaps. Net unrealised gain and loss on swaps contracts are recorded in the "Statement of Net Assets". Net realised and net change in unrealised gain/(loss) on swap contracts are recorded in the "Statement of Operations and Changes in Net Assets". Swaps contracts are valued at fair market value as determined prudently and in good faith pursuant to procedures established by the Board of Directors of the Management Company.
Swaps contracts are marked-to-market at each Net Asset Valuation calculation date. The market value is based on the valuation of elements laid down in the contract, and it is obtained from third party agents, market makers or internal models, pursuant to the procedures established by the Board of Directors of the Management Company.
Effective interest expense/income on swaps is booked in full in the "Statement of Operations and Changes in Net Assets". Accrued expense/income on swaps are netted on each Net Asset Valuation calculation date for each swap contract and the resulting net balance is posted per swap, either as interest expense on swap or interest income on swap, in the "Statement of Operations and Changes in Net Assets".
- **Income** - Interest income is accrued on a daily basis. Dividends are shown net of withholding taxes deducted at source, and are recorded as income on the ex-dividend date.
- **Net realised gain and loss** - Net Realised gain and loss comprise the gain or loss arising on the trading of securities and other investments, financial futures contracts, forward foreign exchange contracts, options, CFDs, swaps and other investments during the year, and differences arising on the revaluation of other assets and liabilities denominated in foreign currencies at year end. Net realised gains or losses are determined on the basis of weighted average cost of the investments sold except for future contracts and CFDs, where the First-In First-Out ("FIFO") methodology is applied.
- **Combined financial statements** - The figures of each Sub-Fund are presented in their respective Base Currency. The combined financial statements are expressed in euros and the sum of the Sub-Funds' net assets which are in another currency are converted in euros at the exchange rates prevailing at year end. The combined financial statements are presented for information purposes only.
At year-end, the value of investments made by Sub-Funds in other Sub-Funds of the same umbrella amounts to EUR 17 929 849 representing 0.53% of the Combined Net Assets and therefore the total Combined Net Assets at year-end without cross Sub-Fund investment would amount to EUR 3 370 445 410.
- **Securities Lending** - Sub-Funds may lend securities in their portfolios to a borrower. To guarantee this transaction, the Sub-Fund receives collateral. Securities on loan are delivered to a third party broker and these assets continue to be valued as part of the portfolio of the Sub-Fund. Upon termination of a loan, the Sub-Fund is required to return to the borrower the collateral received. Loans can be terminated by the parties at any time. Securities lending generates additional income for the Sub-Fund according to the contractual arrangements. This remuneration is accounted in the "Statement of Operations and Changes in Net Assets".

3. EXCHANGE RATES USED AS OF 31 DECEMBER 2021

The exchange rates used as at 31 December 2021 are as follows:

1 EUR =	1 EUR =
1.58415 AUD	130.95425 JPY
6.33420 BRL	1,351.84655 KRW
1.43850 CAD	23.27280 MXN
1.03815 CHF	4.73780 MYR
988.89450 CLP	10.02815 NOK
7.23150 CNH	1.86100 NZD
7.24780 CNY	57.98870 PHP
4,828.40445 COP	4.58335 PLN
24.85000 CZK	4.94875 RON
1.65583 DEM	85.29710 RUB
7.43780 DKK	4.28950 SAR
17.86540 EGP	10.26800 SEK
0.83980 GBP	1.53310 SGD
8.88595 HKD	37.98815 THB
368.56500 HUF	15.10175 TRY
16,207.04325 IDR	31.46295 TWD
3.53940 ILS	1.13720 USD
84.53450 INR	18.14975 ZAR

The management fee rates effectively applied as at 31 December 2021 are as follows:

[illegible]

*Not launched and/or applicable

Notes to the Financial Statements as at 31/12/21

The distribution fee, when applicable, is a percentage of the Net Asset Value of each Sub-Fund, which ranges, according to the prospectus, from 0.20% to max 1.50% p.a., depending on the relevant unit class.

The distribution fee rates effectively applied as at 31 December 2021 are as follows:

Sub-Fund	Class A	Class A2	Class B	Class C	Class E	Class F	Class G	Class H	Class I	Class I2	Class K	Class P	Class R	Class U	Class W	Class W1
Amundi S.F. - Diversified Short-Term Bond	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
Amundi S.F. - Emerging Markets Bond 2024	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
Amundi S.F. - Emerging Markets Bond 2025	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
Amundi S.F. - Euro Curve 7-10 Year	*	*	*	1.00%	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
Amundi S.F. - Euro Curve 10+ Year	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
Amundi S.F. - Global High Yield Opportunities 2025	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
Amundi S.F. - SBI FM India Bond	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
Amundi S.F. - High Potential Bond	*	*	*	*	*	0.20%	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
Amundi S.F. - European Equity Optimal Volatility	*	*	1.00%	1.00%	*	0.50%	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
Amundi S.F. - Absolute Return Multi-Strategy Control	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
Amundi S.F. - Saving Box I	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
Amundi S.F. - Saving Box II	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
Amundi S.F. - Saving Box III	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
Amundi S.F. - Amundi Target Trend 2024	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
Amundi S.F. - Diversified Target Income 11/2022	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
Amundi S.F. - EUR Commodities	*	*	*	1.00%	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
Amundi S.F. - SMBC Amundi Protect Fund USD Step 201803	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.75%
Amundi S.F. - SMBC Amundi Protect Fund USD Step 201809	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.75%

*Not launched and/or applicable

Both management fee and distribution fee are calculated and accrued on each Valuation Day on the basis of the Net Asset Value of the Sub-Fund and unit class and are payable monthly in arrears.

The Investment Managers are paid by the Management Company out of the management fee payable to it in accordance with the Management Regulations of the Fund.

5 PERFORMANCE FEE

The Management Company may earn a performance fee for certain Classes of Units within certain Sub-Funds where the Net Asset Value per Unit of the Class outperforms its benchmark or performance hurdle during its performance period as reported in the prospectus.

The performance period is a calendar year ending except for Emerging Markets Bond 2024, Emerging Markets Bond 2025, Global High Yield Opportunities 2025, Saving Box I, Saving Box II and Saving Box III Sub-Funds where the performance period is from the Launch Date until the Maturity Date.

The performance fee, set up at a maximum rate of 15% (where applicable and depending on the Unit Class), is calculated by reference to the increase in the Class's assets over and above the increase in the benchmark or performance hurdle as adjusted for subscriptions into and redemptions out of the relevant Classes of Units during the Performance Period. The calculation is as follows:

- 1) where the benchmark or performance returns are positive, the Management Company earns a performance fee equal to the percentage listed in the Prospectus of the outperformance the relevant Classes of Units achieved over its respective benchmark subject, where applicable, to the High Watermark Principle (as defined below) during the Performance Period.
- 2) where the Sub-Fund's benchmark or performance hurdle declines over the Performance Period, the Management Company earns a performance fee equal to the percentage listed in the Prospectus of the positive performance that the relevant Classes of Units achieved subject, where applicable, to the High Watermark Principle during the Performance Period.
- 3) where a Class performance exceeds the High Watermark and the benchmark or performance hurdle, but the excess performance against the High Watermark is less than the excess performance against benchmark or performance hurdle, then the performance fee is calculated by reference to the portion of the excess performance over the High Watermark and not the benchmark or performance hurdle.

As defined in the prospectus, the High Watermark principle establishes a Net Asset Value per Unit below which performance fees is not paid.

It is set at the Net Asset Value per Unit of the relevant Classes at which the last performance fee was paid or, if no performance fee has ever been paid on that Class, at the Net Asset Value per Unit at which the Class was launched or, where a performance fee is introduced to that Class for the first time, at the Net Asset Value per Unit of the Class on the Business Day immediately preceding the date of introduction of the performance fee on that Class.

The benchmarks or performance hurdles are calculated gross of management and other fees and charges based on a Total Return Index unless otherwise specified. In respect of the Class F Units (other than Bond Sub-Funds), the performance calculation is performed on a "Price Index", i.e., the calculation of the performance of the benchmark or performance hurdle is net of dividends.

In respect of the Class X Units, performance fee, if any, are charged and collected by the Management Company directly from the Unitholders and are not, therefore, reflected in the Net Asset Value.

Notes to the Financial Statements as at 31/12/21

6 DEPOSITARY AND PAYING AGENT, ADMINISTRATOR, REGISTRAR AND TRANSFER AGENT

The Depositary and Paying Agent, the Administrator and the Registrar and Transfer Agent receive out of the assets of the relevant Sub-Fund, a fee for their services as detailed below.

- **Depositary and Paying Agent:** The fee is a percentage of portfolio value at each month end of each Sub-Fund. It ranges from 0.003% to 0.50% p.a. depending on where the assets of the relevant Sub-Fund are held. The fee is calculated and accrued on each Valuation Day and is payable monthly in arrears.
- **Administrator:** The fee for the main services provided, amounts to an annual rate of 0.01%, is calculated and accrued on each Valuation Day on the basis of the Net Asset Value of the relevant Sub-Fund. It is payable monthly in arrears.
- **Registrar and Transfer Agent:** The main components of the compensation for the services provided are the number of the existing active Unit Classes, the number of clients' accounts and the number of transactions processed.

7 TAXATION OF THE FUND - TAXE D'ABONNEMENT

In accordance with the legislation currently prevailing in Luxembourg, the Fund is not subject to any taxes on income or capital gains. The Fund is subject to a subscription tax *Taxe d'abonnement*, which amounts to an annual rate of 0.05% based on the Net Asset Value of each Sub-Fund at the end of each calendar quarter, calculated and paid quarterly. However, this tax is reduced to 0.01% for Net Asset Value related to units classes only aimed at eligible institutional investors and for Sub-Funds whose sole object is collective investment in money market instruments and in deposits with credit institutions.

Pursuant to Article 175 (a) of the amended law of 17 December 2010, the net asset invested in UCIs already subject to *Taxe d'abonnement* is exempted from this tax. Interest and dividend income received by the Fund may be subject to non-recoverable withholding tax in the countries of origin.

Notes to the Financial Statements as at 31/12/21

8 OPEN POSITIONS ON FUTURES CONTRACTS

As at 31 December 2021, certain Sub-Funds had the following positions on futures contracts.
The broker of all the futures listed is NEWEDGE.

■ Amundi S.F. - Diversified Short-Term Bond

Number of contracts Purchase/Sale	Description	Maturity date	Currency	Commitment in EUR	Unrealised appreciation / depreciation in EUR
-3,818	EURO BÖBL	03-2022	EUR	-390,203,418.00	3,990,230.00
171	EURO BUND	03-2022	EUR	17,444,052.00	-519,180.00
-88	EURO BUXL	03-2022	EUR	-13,713,044.00	985,220.00
-5,072	EURO SCHATZ	03-2022	EUR	-513,529,856.00	907,485.00
-58	LONG GILT	03-2022	GBP	-8,887,222.49	57,801.33
-128	US 10 YR NOTE FUTURE	03-2022	USD	-12,518,494.55	-23,791.18
-2	US 10YR ULTRA T NOTE	03-2022	USD	-172,023.38	-1,373.99
-247	US 2 YR NOTE FUTURE	04-2022	USD	-45,080,341.19	29,294.52
-1,837	US 5 YR NOTE FUTURE	04-2022	USD	-158,318,289.48	-913,308.10
Total :					4,512,357.58

■ Amundi S.F. - Euro Curve 7-10year

Number of contracts Purchase/Sale	Description	Maturity date	Currency	Commitment in EUR	Unrealised appreciation / depreciation in EUR
7	EURO BÖBL	03-2022	EUR	715,407.00	-1,470.00
112	EURO BUND	03-2022	EUR	11,425,344.00	-361,350.00
-53	EURO BUXL	03-2022	EUR	-8,451,062.00	607,060.00
-66	EURO-BTP FUTURE	03-2022	EUR	-6,942,012.00	106,750.00
28	EURO-OAT FUTURES	03-2022	EUR	3,158,576.00	-86,940.00
144	SHORT EURO BTP	03-2022	EUR	14,407,056.00	-84,800.00
-43	US 5 YR NOTE FUTURE	04-2022	USD	-3,705,895.18	-25,700.55
Total :					173,549.45

■ Amundi S.F. - Euro Curve 10+year

Number of contracts Purchase/Sale	Description	Maturity date	Currency	Commitment in EUR	Unrealised appreciation / depreciation in EUR
36	EURO BÖBL	03-2022	EUR	3,679,236.00	-7,450.00
101	EURO BUND	03-2022	EUR	10,303,212.00	-322,060.00
-28	EURO BUXL	03-2022	EUR	-4,464,712.00	314,260.00
-32	EURO-BTP FUTURE	03-2022	EUR	-3,365,824.00	47,080.00
-52	EURO-OAT FUTURES	03-2022	EUR	-5,867,784.00	159,110.00
100	SHORT EURO BTP	03-2022	EUR	10,004,800.00	-44,990.00
-14	US ULTRA BOND CBT	03-2022	USD	-1,485,586.81	29,801.82
-26	US 5 YR NOTE FUTURE	04-2022	USD	-2,240,773.83	-15,539.87
Total :					160,211.95

■ Amundi S.F. - High Potential Bond

Number of contracts Purchase/Sale	Description	Maturity date	Currency	Commitment in EUR	Unrealised appreciation / depreciation in EUR
-26	EURO BUND	03-2022	EUR	-2,852,312.00	83,800.00
-4	US LONG BOND	03-2022	USD	-512,223.00	7,254.66
-15	US 10 YR NOTE FUTURE	03-2022	USD	-1,467,011.08	-1,058.07
Total :					89,796.59

■ Amundi S.F. - European Equity Optimal Volatility

Number of contracts Purchase/Sale	Description	Maturity date	Currency	Commitment in EUR	Unrealised appreciation / depreciation in EUR
-1,860	MSCI EUROPE	03-2022	EUR	-49,883,730.00	-1,450,020.00
Total :					-1,450,020.00

Notes to the Financial Statements as at 31/12/21

Number of contracts Purchase/Sale	Description	Maturity date	Currency	Commitment in EUR	Unrealised appreciation / depreciation in EUR
-63	US 10 YR NOTE FUTURE	03-2022	USD	-8,085,488.70	-31,945.85
-5	US 10YR ULTRA T NOTE	03-2022	USD	-430,058.48	-2,857.90
18	US 2 YR NOTE FUTURE	04-2022	USD	3,283,749.58	-1,851.84
-19	US 5 YR NOTE FUTURE	04-2022	USD	-1,837,488.57	-10,875.93
4	10Y AUSTRALIAN BOND	03-2022	AUD	251,331.39	56.95
Total :					-68.13

■ Amundi S.F. - Saving Box III

Number of contracts Purchase/Sale	Description	Maturity date	Currency	Commitment in EUR	Unrealised appreciation / depreciation in EUR
-23	EURO BUND	03-2022	EUR	-2,345,276.00	68,010.00
-4	EURO BUXL	03-2022	EUR	-637,818.00	44,240.00
17	EURO-BTP FUTURE	03-2022	EUR	1,788,094.00	-55,080.00
-3	EURO-OAT FUTURES	03-2022	EUR	-338,526.00	210.00
-8	LONG GILT	03-2022	GBP	-850,058.55	-250.12
-3	US LONG BOND	03-2022	USD	-384,167.25	1,133.54
-1	US ULTRA BOND CBT	03-2022	USD	-106,827.83	2,006.02
-43	US 10 YR NOTE FUTURE	03-2022	USD	-4,205,431.78	-14,770.57
-1	US 10YR ULTRA T NOTE	03-2022	USD	-86,011.70	-577.08
8	US 2 YR NOTE FUTURE	04-2022	USD	1,458,444.25	-803.82
-7	US 5 YR NOTE FUTURE	04-2022	USD	-803,285.28	-3,950.24
-1	10Y AUSTRALIAN BOND	03-2022	AUD	-62,832.85	-42.70
Total :					38,125.03

■ Amundi S.F. - Diversified Target Income 11/2022

Number of contracts Purchase/Sale	Description	Maturity date	Currency	Commitment in EUR	Unrealised appreciation / depreciation in EUR
-20	AUST 3YR BOND FUT	03-2022	AUD	-1,263,497.75	-447.78
-2	CAN 10YR BOND FUT	03-2022	CAD	-137,974.24	-5,764.01
-35	EURO BOBL	03-2022	EUR	-3,577,035.00	38,150.00
9	EURO BUND	03-2022	EUR	918,108.00	-29,180.00
-16	EURO SCHATZ	03-2022	EUR	-1,619,968.00	2,960.00
-67	EURO STOXX 50	03-2022	EUR	-2,879,934.70	-58,725.00
-10	EURO-BTP FUTURE	03-2022	EUR	-1,051,820.00	30,400.00
7	FTSE CHINA A50	01-2022	USD	96,628.62	-1,645.97
-11	FTSE 100 INDEX	03-2022	GBP	-967,483.80	-16,281.56
2	HSCEI FUTURES	01-2022	HKD	92,898.67	298.90
1	JAPANESE 10Y BOND	03-2022	JPY	772,348.07	-3,589.04
-7	LONG GILT	03-2022	GBP	-1,108,402.81	6,038.59
-8	MSCI EM NTR INDEX	03-2022	EUR	-401,737.84	-3,088.00
2	NASDAQ 100 E-MINI	03-2022	USD	574,044.32	-559.27
1	NIKKEI 225 OSE	03-2022	JPY	218,361.97	1,403.16
-8	S&P 500 EMINI	03-2022	USD	-1,680,875.84	-24,070.08
2	SPI 200 FUTURES	03-2022	AUD	237,977.24	2,141.74
-6	SWISS MKT INDEX FUT	03-2022	CHF	-729,468.32	-29,532.40
2	TOPIX INDEX	03-2022	JPY	303,420.47	.00
1	US LONG BOND	03-2022	USD	128,055.75	-577.08
3	US 10YR ULTRA T NOTE	03-2022	USD	258,035.09	-3,827.33
19	US 2 YR NOTE FUTURE	04-2022	USD	3,486,180.09	-8,683.69
-10	US 5 YR NOTE FUTURE	04-2022	USD	-861,836.09	-6,320.37
2	10Y AUSTRALIAN BOND	03-2022	AUD	125,865.70	28.48
Total :					-108,650.71

■ Amundi S.F. - SMBC Amundi Protect Fund USD Step 201803

Number of contracts Purchase/Sale	Description	Maturity date	Currency	Commitment in USD	Unrealised appreciation / depreciation in USD
62	US 2 YR NOTE FUTURE	04-2022	USD	12,882,520.00	-11,062.81
Total :					-11,062.81

Notes to the Financial Statements as at 31/12/21

9 OPEN POSITIONS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

As at 31 December 2021, the following Sub-Funds had open positions on forward foreign exchange contracts and related total unrealised appreciation / depreciation as listed below.

■ Amundi S.F. - Diversified Short-Term Bond

	Currency	Amount in EUR
Currency receivable	EUR	220,621,927.55
	GBP	6,081,709.69
	USD	18,704,538.25
	Total :	243,408,173.49
Currency payable	EUR	22,836,672.03
	GBP	25,481,292.48
	USD	197,958,859.80
	Total :	246,276,824.32
Total unrealised :		-2,868,650.83

The final expiry date for all open contracts will be 09 February 2022.

The counterparties of the forwards are BARCLAYS BANK, BANK OF AMERICA, CITIGROUP, MORGAN STANLEY, GOLDMAN SACHS, CREDIT AGRICOLE, DEUTSCHE BANK, HSBC, SOCIETE GENERALE, JP MORGAN, STATE STREET and STANDARD CHARTERED.

■ Amundi S.F. - Emerging Markets Bond 2024

	Currency	Amount in EUR
Currency receivable	CZK	18,123,232.15
	EUR	3,670,581.33
	GBP	1,202,929.23
	USD	43,082,848.13
	Total :	64,059,379.84
Currency payable	CZK	220,105.03
	EUR	58,876,381.98
	GBP	3,489,885.78
	Total :	62,586,152.77
Total unrealised :		1,473,218.07

The maximal final expiry date for the open contracts will be 03 February 2022.

The counterparties of the forwards are BANK OF AMERICA, GOLDMAN SACHS BANK EUROPE SE, SOCIETE GENERALE and UBS EUROPE SE.

■ Amundi S.F. - Emerging Markets Bond 2025

	Currency	Amount in EUR
Currency receivable	EUR	10,230,846.51
	GBP	1,238,659.80
	USD	73,821,882.51
	Total :	85,299,988.82
Currency payable	EUR	73,128,682.15
	GBP	9,018,014.12
	USD	1,265,006.37
	Total :	83,439,702.64
Total unrealised :		1,851,286.18

The maximal final expiry date for the open contracts will be 03 February 2022.

The counterparties of the forwards are BANK OF AMERICA, HSBC and UBS.

■ Amundi S.F. - Euro Curve 10+year

	Currency	Amount in EUR
Currency receivable	EUR	1,951,300.94
	Total :	1,951,300.94
Currency payable	CAD	1,739,010.00
	USD	219,680.91
	Total :	1,958,690.91
Total unrealised :		-7,389.97

The final expiry date for all open contracts will be 09 February 2022.

The counterparty of the forwards is HSBC.

Notes to the Financial Statements as at 31/12/21

	EUR	1,808,808.58
	GBP	4,188,353.88
	HKD	135,290.54
	JPY	30,537.80
	KRW	59,178.31
	PLN	218,088.26
	RUB	48,825.88
	TWD	85,350.25
	USD	18,840,072.98
	ZAR	137,387.97
	Total :	27,363,432.33
	Total unrealised :	71,303.90

The maximal final expiry date for the open contracts will be 18 March 2022.

The counterparties of the forwards are BANK OF AMERICA, CITIGROUP, GOLDMAN SACHS, HSBC, JP MORGAN, MORGAN STANLEY, ROYAL BANK OF CANADA, SOCIETE GENERALE, STATE STREET and UBS.

■ Amundi S.F. - EUR Commodities

	Currency	Amount in EUR
Currency receivable	CHF	175,307.52
	EUR	1,428,739.11
	USD	18,335,070.87
	Total :	17,939,117.50
Currency payable	CHF	4,927.00
	EUR	18,819,420.98
	USD	1,415,321.98
	Total :	18,039,670.97
	Total unrealised :	-100,553.37

The final expiry date for all open contracts will be 10 January 2022.

The counterparty of the forwards is SOCIETE GENERALE.

■ Amundi S.F. - SMBC Amundi Protect Fund USD Step 201809

	Currency	Amount in USD
Currency receivable	USD	2,262,901.20
	Total :	2,262,901.20
Currency payable	EUR	2,275,816.67
	Total :	2,275,816.67
	Total unrealised :	-12,715.47

The final expiry date for all open contracts will be 31 January 2022.

The counterparty of the forwards is BANK OF AMERICA.

Notes to the Financial Statements as at 31/12/21

10 OPTIONS

As at 31 December 2021, certain Sub-Funds had the following open positions:

UPFRONT PREMIUM OPTIONS CONTRACTS

■ Amundi S.F. - Diversified Short-Term Bond

Contract	Strike	Maturity date	Currency	Number of options	Total commitment in EUR
CALL CDX OPTION - ITRAXX EUROPE CROSSOVER SERIES 35 INDEX	212.50	19/01/22	EUR	200,000,000	-
CALL CDX OPTION - ITRAXX EUROPE CROSSOVER SERIES 35 INDEX	225.00	19/01/22	EUR	-200,000,000	-200,000,000.00
PUT CDX OPTION - ITRAXX EUROPE CROSSOVER SERIES 35 INDEX	300.00	19/01/22	EUR	-200,000,000	200,000,000.00
PUT CDX OPTION - ITRAXX EUROPE CROSSOVER SERIES 35 INDEX	337.50	19/01/22	EUR	-200,000,000	200,000,000.00
PUT CDX OPTION - ITRAXX EUROPE CROSSOVER SERIES 35 INDEX	275.00	19/01/22	EUR	200,000,000	-
10YR US TREASURY NOTE /CALL	132.00	21/01/22	USD	-1,250	-21,081,281.05
10YR US TREASURY NOTE /CALL	133.50	21/01/22	USD	1,250	-
10YR US TREASURY NOTE /PUT	125.50	21/01/22	USD	1,250	-
10YR US TREASURY NOTE /PUT	129.00	21/01/22	USD	-1,250	24,235,302.71
10YR US TREASURY NOTE /PUT	128.00	21/01/22	USD	-1,250	9,321,854.89
10YR US TREASURY NOTE /PUT	130.00	21/01/22	USD	1,250	-
Total :					212,476,876.55

As at 31 December 2021, the total net market value on Upfront Premium Options Contracts purchased amounted to EUR 875,844.78.

As at 31 December 2021, the total net market value on Upfront Premium Options Contracts sold amounted to EUR 570,457.83.

The broker/counterparty of these options is NEWEDGE and JP MORGAN.

■ Amundi S.F. - Absolute Return Multi-Strategy Control

Contract	Strike	Maturity date	Currency	Number of options	Total commitment in EUR
AES CORP /PUT	18.00	18/02/22	USD	17	-
ALBEMARLE /PUT	180.00	18/03/22	USD	2	-
AMSTERDAM EXCHANGES INDEX /PUT	740	21/01/22	EUR	-13	88,171.27
AMSTERDAM EXCHANGES INDEX /PUT	780	21/01/22	EUR	13	-
CAC 40 /CALL	7,300	21/01/22	EUR	-5	-78,883.33
CAC 40 /CALL	8,900	18/03/22	EUR	-15	-715,733.81
CAC 40 /CALL	8,800	17/08/22	EUR	12	-
CAC 40 /PUT	8,200	21/01/22	EUR	-10	20,743.79
CAC 40 /PUT	8,600	21/01/22	EUR	10	-
CAC 40 /PUT	8,000	18/03/22	EUR	-15	89,055.22
CAC 40 /PUT	5,800	17/08/22	EUR	12	-
CALL CDX OPTION - ITRAXX EUROPE CROSSOVER SERIES 35 INDEX	275.00	18/02/22	EUR	3,000,000	-
CARMAX /PUT	95.00	14/04/22	USD	3	-
CSOE S&P VOL INDEX /PUT	15	18/02/22	USD	18	-
DARDEN RESTAURANTS INC /PUT	110.00	14/04/22	USD	3	-
DAX INDEX /CALL	16,650	21/01/22	EUR	8	-
DAX INDEX /CALL	16,700	21/01/22	EUR	8	-
DAX INDEX /CALL	16,250	21/01/22	EUR	8	-
DAX INDEX /CALL	16,200	21/01/22	EUR	9	-
DAX INDEX /PUT	15,250	21/01/22	EUR	9	-
DAX INDEX /PUT	14,450	21/01/22	EUR	-8	715,261.85
DAX INDEX /PUT	15,300	21/01/22	EUR	8	-
DAX INDEX /PUT	14,750	21/01/22	EUR	-8	635,677.20
DAX INDEX /PUT	15,000	21/01/22	EUR	9	-
DAX INDEX /PUT	14,500	21/01/22	EUR	-9	715,261.85
DJ EURO STOXX 50 EUR /CALL	4,275	21/01/22	EUR	18	-
DJ EURO STOXX 50 EUR /CALL	4,375	21/01/22	EUR	-32	-1,375,491.20
DJ EURO STOXX 50 EUR /CALL	4,350	18/03/22	EUR	-24	-1,031,618.40
DJ EURO STOXX 50 EUR /CALL	4,350	17/08/22	EUR	20	-

Notes to the Financial Statements as at 31/12/21

11 SWAPS

Please refer to the note 12 for detailed collateral information.

■ Amundi S.F. - Emerging Markets Bond 2024

Maturity Date	Contract	Underlying	Received Rate	Paid Rate	Currency	Counterparty	Nominal	Unrealised Gain/(Loss) (in Sub-Fund Ccy)
20-Dec-22	Credit Default Swap Seller	Argentina	5.000%	-	USD	MORGAN STANLEY	1,000,000	-89,503.25
Total:								-89,503.25

■ Amundi S.F. - Emerging Markets Bond 2025

Maturity Date	Contract	Underlying	Received Rate	Paid Rate	Currency	Counterparty	Nominal	Unrealised Gain/(Loss) (in Sub-Fund Ccy)
20-Dec-22	Credit Default Swap Seller	Argentina	5.000%	-	USD	MORGAN STANLEY	2,000,000	-139,006.50
Total:								-139,006.50

■ Amundi S.F. - Euro Curve 7-10year

Maturity Date	Contract	Underlying	Received Rate	Paid Rate	Currency	Counterparty	Nominal	Unrealised Gain/(Loss) (in Sub-Fund Ccy)
15-Oct-25	Inflation Swap	-	0.674%	1M CPTFEMU Index	EUR	JP MORGAN	7,000,000	-491,051.07
09-Dec-31	Interest Rate Swap	-	0.106%	Eunbor 6M	EUR	JP MORGAN	5,300,000	-100,856.82
Total:								-591,907.89

■ Amundi S.F. - Euro Curve 10+year

Maturity Date	Contract	Underlying	Received Rate	Paid Rate	Currency	Counterparty	Nominal	Unrealised Gain/(Loss) (in Sub-Fund Ccy)
15-Oct-25	Inflation Swap	-	0.674%	1M CPTFEMU Index	EUR	JP MORGAN	6,000,000	-420,900.92
09-Dec-31	Interest Rate Swap	-	0.106%	Eunbor 6M	EUR	JP MORGAN	3,000,000	-57,088.63
Total:								-477,989.55

■ Amundi S.F. - Global High Yield Opportunities 2025

Maturity Date	Contract	Underlying	Received Rate	Paid Rate	Currency	Counterparty	Nominal	Unrealised Gain/(Loss) (in Sub-Fund Ccy)
20-Dec-25	Credit Default Swap Seller	CDX NA HY 35 Index	5.000%	-	USD	JP MORGAN	15,000,000	1,145,944.31
Total:								1,145,944.31

■ Amundi S.F. - Absolute Return Multi-Strategy Control

Maturity Date	Contract	Underlying	Received Rate	Paid Rate	Currency	Counterparty	Nominal	Unrealised Gain/(Loss) (in Sub-Fund Ccy)
20-Jun-26	Credit Default Swap Buyer	Akzonobel	-	1.000%	EUR	JP MORGAN	300,000	-10,019.71
20-Jun-26	Credit Default Swap Buyer	ArcelorMittal S.A	-	5.000%	EUR	JP MORGAN	300,000	-51,224.96
20-Jun-25	Credit Default Swap Buyer	Arrow Electronics Inc	-	1.000%	USD	GOLDMAN SACHS	200,000	-3,843.77
20-Jun-26	Credit Default Swap Buyer	AT & T	-	1.000%	USD	JP MORGAN	300,000	-4,850.52
20-Jun-22	Credit Default Swap Buyer	Aust & NZ Banking Group	-	1.000%	USD	CITIGROUP	350,000	-1,400.85

Notes to the Financial Statements as at 31/12/21

12 COLLATERAL

As at 31 December 2021, the collateral received or paid from/brokers and counterparties for the purpose of transacting in OTC derivatives are as follows:

Sub-funds	Sub-fund Currency	Counterparty	Type of collateral	Collateral Amount Received (in Sub-fund Currency)	Collateral Amount Paid (in Sub-fund Currency)
Amundi S.F. - Diversified Short-Term Bond	EUR	MORGAN STANLEY, CITIGROUP GLOBAL MARKETS INC, JP MORGAN, SOCIETE GENERALE	Cash	150,000	4,040,000
Amundi S.F. - Emerging Markets Bond 2024	EUR	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL LTD LONDON	Cash	1,240,000	-
Amundi S.F. - Emerging Markets Bond 2025	EUR	UBS AG	Cash	2,580,000	-
Amundi S.F. - Euro Curve 7-10year	EUR	JP MORGAN	Cash	-	580,000
Amundi S.F. - Euro Curve 10+year	EUR	JP MORGAN	Cash	-	550,000
Amundi S.F. - High Potential Bond	EUR	MORGAN STANLEY	Cash	380,000	-
Amundi S.F. - Absolute Return Multi-Strategy Control	EUR	BARCLAYS BANK, BOFA SECURITIES EUROPE SA FRANCE, GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL LTD LONDON, CITIGROUP GLOBAL MARKETS INC, MORGAN STANLEY, UBS AG	Cash	1,020,000	810,000
Amundi S.F. - Saving Box I	EUR	JP MORGAN	Cash	-	280,000
Amundi S.F. - Saving Box II	EUR	CITIGROUP GLOBAL MARKETS INC, GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL LTD LONDON, HSBC HOLDINGS PLC, UBS AG	Cash	-	850,000
Amundi S.F. - Saving Box III	EUR	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL LTD LONDON, JP MORGAN	Cash	-	540,000
Amundi S.F. - Diversified Target Income 11/2022	EUR	BOFA SECURITIES EUROPE SA FRANCE, GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL LTD LONDON	Cash	740,000	-
Amundi S.F. - EUR Commodities	EUR	JP MORGAN, MACQUARIE SECURITIES, SOCIETE GENERALE PARIS	Cash	5,680,000	-

13 OTHER INCOME

Amounts of other income in the Statement of Operations and Changes in Net Assets include rebate fees and redemptions fees.

14 OTHER CHARGES

Balances for other charges in the Statement of Operations and Changes in Net Assets include other taxes and interest and bank charges.

15 STATEMENT OF PORTFOLIO MOVEMENTS

A list of changes in the portfolio for the year ended 31 December 2021 is available free of charge at the registered office of the Management Company of the Fund. All details relating to the Outstanding Derivatives Contracts as at 31 December 2021 are presented within the Notes to the Financial Statements.

16 DIVIDENDS

- **Distributing Classes:** these classes distribute on a daily basis an amount based on the net income generated; daily amounts are cumulated and paid monthly.
- **Distributing Annually:** these classes distribute on an annual basis an amount based on the income generated in the previous year or a dividend based on an annual target yield defined at the launch date/beginning of the year. Depending on the Sub-Fund the income distributed could be net or gross of fees.
- **Distributing Quarterly Target:** these classes aim to distribute on a quarterly basis a dividend based on an annual target yield defined at the beginning of the year.
- **Quarterly Distributing:** these classes distribute on a quarterly basis an amount based on the net income generated on the same quarter.

Dividend Distribution policy is described in the prospectus of the Fund for further details. No distribution other than those described in the prospectus have been done during the year.

Notes to the Financial Statements as at 31/12/21

17 TRANSACTION COSTS

The transaction costs the Sub-Funds incurred in the year 2021 related to purchase or sale of financial instruments are disclosed in a specific expenses line of the "Statement of Operations and Changes in Net Assets". Transaction costs include costs directly linked to the acquisition or sale of financial instruments, to the extent that such costs are shown separately on transaction confirmations.

For some asset classes, transaction costs are usually incorporated in dealing prices and are not reported separately.

Depending on the nature of the investments of the Sub-Fund, this may result in no data being reported in the transaction costs section for some Sub-Funds.

Transactions relating to securities lending and their associated costs are not included in these figures.

18 LIQUIDATED SUB-FUNDS

Sub-Fund	Date of Liquidation	Currency	Cash Amount
Amundi S.F. - Euro Curve 1-3 year	19/11/2021	EUR	-126
Amundi S.F. - Euro Curve 3-5 year	19/11/2021	EUR	-262
Amundi S.F. - High Yield & Emerging Markets Bond Opportunities 2021	30/06/2021	EUR	15 855
Amundi S.F. - European Equity Market Plus	19/11/2021	EUR	12 057
Amundi S.F. - European Research	19/11/2021	EUR	19 966
Amundi S.F. - Diversified Target Income 11/2021	05/11/2021	EUR	106 982

Amundi S.F. - SMBC Amundi Protect Fund USD Step 201803

Securities Portfolio as at 31/12/21

Security	Market Value	% of NAV
	USD	
Long positions	279,312,789	100.04
<i>Transferable securities admitted to an official stock exchange listing and/or dealt in on another regulated market</i>	<i>279,312,789</i>	<i>100.04</i>
Bonds	279,312,789	100.04
France	9,755,605	3.49
9,250,000 TOTAL CAPITAL INTERNATIONAL SA 3.70% 15/01/2024	9,755,605	3.49
Sweden	14,914,050	5.34
15,000,000 SWEDBANK FORENINGSSPARBK 0.60% REGS 25/09/2023	14,914,050	5.34
United States of America	254,643,134	91.17
15,000,000 DAIMLER FINANCE NORTHAMERICA LLC 3.65% REGS 22/02/2024	15,783,000	5.65
2,145,000 PFIZER INC 6.45% 01/02/2024	2,380,156	0.85
83,857,200 USA T-BONDS 0% 15/02/2024 USD (ISIN US912820L473)	82,435,561	29.53
84,028,205 USA T-BONDS 0% 15/02/2024 USD (ISIN US912833LQ14)	82,636,486	29.61
1,000 USA T-BONDS 2.00% 30/04/2024	1,027	0.00
54,609,800 USA T-BONDS 2.125% 29/02/2024	56,158,501	20.11
1,000 USA T-BONDS 2.125% 31/03/2024	1,029	0.00
1,000 USA T-BONDS 2.75% 15/03/2024	1,041	0.00
14,440,000 VOLKSWAGEN GROUP OF AMERICA FINANCE 4.25% REGS 13/11/2023	15,246,330	5.46
Total securities portfolio	279,312,789	100.04

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2022年4月末日現在)

	米ドル (. を除く。)	円 (. を除く。)
・ 資産総額	198,524,192.47	25,581,827,442
・ 負債総額	1,308,270.59	168,583,748
・ 純資産総額 (-)	197,215,921.88	25,413,243,693
・ 発行済口数	1,928,200口	
・ 1口当たり純資産価格 (/)	102.28	13,180

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換

受益証券の所有権は、譲渡人および譲受人（該当する場合）によって適式に記載され、署名された譲渡文書が管理会社に引き渡され、譲受人の氏名（または名称）が受益者名簿に記載されることによって移転されるものとする。

受益証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルク

取扱場所 ルクセンブルク L-1616、プレイス・デ・ラ・ガレ28-32番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

（２）受益者集会

受益者集会は開催されない。

（３）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他いかなる者による受益証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

（１）資本金の額（2022年４月末日現在）

管理会社の資本金は一株当たり25ユーロ（約3,396円）の額面株式711,421株により表章される17,785,525ユーロ（約24億1,599万円）であり、全額払込済である。

最近５年間における資本金の額の増減は以下のとおりである。2018年１月１日に、合併による現物出資を通じて、当社の株式資本は、一株当たり25ユーロ（約3,396円）の額面株式40万株により表章される311,421株の新株発行により、それまでの一株当たり25ユーロ（約3,396円）の額面株式40万株により表章される1,000万ユーロから7,785,525ユーロ増加し、一株当たり25ユーロ（約3,396円）の額面株式711,421株により表章される17,785,525ユーロ（約24億1,599万円）となった。

（２）会社の機構

管理会社は最低３名の取締役から構成される取締役会により運営される。取締役は管理会社の株主に限定されない。

２【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドの運用活動および他の業務運営について全体的な責任を負う。

管理会社は、各サブ・ファンドの日々の運用を投資運用会社に委託している。管理会社は、投資運用会社および副投資運用会社に対する監督上の承認権限および管理権限を留保しており、そのパフォーマンス、投資戦略およびコストを密接に監視している。

管理会社は、2022年４月末日現在、以下のファンドの管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別	本数 （通貨別）	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルク	会社型	203	127,848,257,132 ユーロ
		3	277,340,589 英ポンド
		13	278,276,533,979 日本円
		97	75,134,453,440 米ドル
		2	228,970,444 スイス・フラン
	契約型	22	4,258,289,802 ユーロ
		1	42,637,455 英ポンド
		5	283,885,163 米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルクにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2022年4月28日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝135.84円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー

貸借対照表

2021年12月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2021年		2020年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産					
A．未払込資本金		-	-	-	-
．発行済未請求資本金		-	-	-	-
．請求済未払込資本金		-	-	-	-
B．創業費		-	-	-	-
C．固定資産		17,590,880	2,389,545	17,576,826	2,387,636
．無形資産	2.3,3	61,971	8,418	-	-
1 開発費		-	-	-	-
2 認許権、パテント、 ライセンス、商標権ならびに 類似の権利および資産、 以下に該当する場合：					
a）有価約因として取得し、 かつ、C.I.3により表示が 必要な場合		-	-	-	-
b）企業自体により 組成される場合		-	-	-	-
3 有価約因として取得された 範囲ののれん		61,971	8,418	-	-
4 内金払いで取得した資産 および無形資産仮勘定		-	-	-	-
．有形資産	2.4,4	372,616	50,616	250,004	33,961
1 土地および建物		-	-	-	-
2 プラントおよび機械		-	-	-	-
3 その他付属品、ツール および機器		372,616	50,616	250,004	33,961
4 内金払いで取得した資産 および有形資産仮勘定		-	-	-	-
．金融資産	2.4,5	17,156,293	2,330,511	17,326,822	2,353,676
1 関係会社持分		-	-	-	-
2 関係会社に対する債権		-	-	-	-
3 参加持分		17,156,293	2,330,511	17,326,822	2,353,676
4 参加持分に連動する企業に 対する債権		-	-	-	-
5 固定資産として保有する 投資有価証券		-	-	-	-
6 その他の債権		-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

	注記	2021年		2020年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
D. 流動資産		704,239,621	95,663,910	562,215,566	76,371,362
・棚卸資産		-	-	-	-
1 原材料および消耗品		-	-	-	-
2 仕掛品		-	-	-	-
3 完成品および販売用商品		-	-	-	-
4 内金払い		-	-	-	-
・債権	2.5	493,719,384	67,066,841	452,136,910	61,418,278
1 売掛金		-	-	-	-
a) 1年以内期限到来		-	-	-	-
b) 1年を超えて期限到来		-	-	-	-
2 関係会社への債権	2.5,6	145,906,560	19,819,947	146,681,484	19,925,213
a) 1年以内期限到来		145,906,560	19,819,947	146,681,484	19,925,213
b) 1年を超えて期限到来		-	-	-	-
3 参加持分に連動する企業に対する債権		-	-	-	-
a) 1年以内期限到来		-	-	-	-
b) 1年を超えて期限到来		-	-	-	-
4 その他の債権	2.5,7	347,812,824	47,246,894	305,455,426	41,493,065
a) 1年以内期限到来		347,812,824	47,246,894	305,455,426	41,493,065
b) 1年を超えて期限到来		-	-	-	-
・投資有価証券	2.5,8	-	-	-	-
1 関係会社持分		-	-	-	-
2 自己株式		-	-	-	-
3 その他の投資有価証券		-	-	-	-
・現金預金および手元現金		210,520,237	28,597,069	110,078,656	14,953,085
E. 前払金	2.7	53,936,298	7,326,707	74,622,384	10,136,705
資産合計		<u>775,766,799</u>	<u>105,380,162</u>	<u>654,414,776</u>	<u>88,895,703</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

	注記	2021年		2020年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資本金、準備金および負債					
A. 資本金および準備金	9	368,014,264	49,991,058	305,995,957	41,566,491
. 払込資本金		17,785,525	2,415,986	17,785,525	2,415,986
. 資本剰余金		22,534,232	3,061,050	22,534,232	3,061,050
. 再評価積立金		-	-	-	-
. 準備金		129,056,876	17,531,086	133,618,903	18,150,792
1 法定準備金		1,778,553	241,599	1,778,553	241,599
2 自己株式に対する準備金		-	-	-	-
3 定款に規定された準備金		-	-	-	-
4 公正価値準備金を含む その他の準備金		127,278,323	17,289,487	131,840,350	17,909,193
a) その他の利用可能な準備金		-	-	-	-
b) その他の利用不可能な準備金		127,278,323	17,289,487	131,840,350	17,909,193
. 繰越損益		26,492	3,599	643,217	87,375
. 当期損益		198,611,139	26,979,337	131,414,080	17,851,289
. 中間配当金		-	-	-	-
. 資本投資補助金		-	-	-	-
B. 引当金	2.8	2,498,781	339,434	4,507,501	612,299
1 年金および類似の債務に 対する引当金		-	-	8,719	1,184
2 納税引当金		-	-	-	-
3 その他の引当金	2.8,10	2,498,781	339,434	4,498,782	611,115

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

	注記	2021年		2020年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
C. 債務	2.9,11	405,253,754	55,049,670	343,911,318	46,716,913
1 社債		-	-	-	-
a) 転換社債		-	-	-	-
) 1年以内期限到来		-	-	-	-
) 1年を超えて期限到来		-	-	-	-
b) 非転換社債		-	-	-	-
) 1年以内期限到来		-	-	-	-
) 1年を超えて期限到来		-	-	-	-
2 金融機関に対する債務		-	-	-	-
a) 1年以内期限到来		-	-	-	-
b) 1年を超えて期限到来		-	-	-	-
3 棚卸資産からの控除として 区分表示されない範囲の 注文前受金		-	-	-	-
a) 1年以内期限到来		-	-	-	-
b) 1年を超えて期限到来		-	-	-	-
4 買掛金		-	-	-	-
a) 1年以内期限到来		-	-	-	-
b) 1年を超えて期限到来		-	-	-	-
5 未払為替手形		-	-	-	-
a) 1年以内期限到来		-	-	-	-
b) 1年を超えて期限到来		-	-	-	-
6 関係会社に対する債務		144,229,377	19,592,119	118,164,889	16,051,519
a) 1年以内期限到来		144,229,377	19,592,119	118,164,889	16,051,519
b) 1年を超えて期限到来		-	-	-	-
7 参加持分に連動する企業に 対する債務		-	-	-	-
a) 1年以内期限到来		-	-	-	-
b) 1年を超えて期限到来		-	-	-	-
8 その他の債務		261,024,377	35,457,551	225,746,429	30,665,395
a) 税務当局		57,028,970	7,746,815	27,286,939	3,706,658
b) 社会保障当局		281,362	38,220	326,189	44,310
c) その他の債務		203,714,045	27,672,516	198,133,301	26,914,428
) 1年以内期限到来		203,714,045	27,672,516	195,068,802	26,498,146
) 1年を超えて期限到来		-	-	3,064,499	416,282
D. 繰延収益		-	-	-	-
資本金、準備金および負債合計		775,766,799	105,380,162	654,414,776	88,895,703

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

（２）【損益計算書】

アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー

損益計算書

2021年12月31日終了年度

（ユーロで表示）

		注記	2021年		2020年	
			(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
損益勘定						
1	純売上	12	1,548,412,024	210,336,289	1,292,457,856	175,567,475
2	棚卸資産（完成品および仕掛品）の変動		-	-	-	-
3	自らのために企業によって実施され資本計上された業務		-	-	-	-
4	その他の営業利益	13	9,479,705	1,287,723	4,688,929	636,944
5	原材料および消耗品ならびにその他の外部費用		(1,295,068,294)	(175,922,077)	(1,109,642,544)	(150,733,843)
	a) 原材料および消耗品		-	-	-	-
	b) その他の外部費用	14	(1,295,068,294)	(175,922,077)	(1,109,642,544)	(150,733,843)
6	人件費	15	(11,527,430)	(1,565,886)	(10,013,594)	(1,360,247)
	a) 給料および賃金		(9,431,201)	(1,281,134)	(8,675,199)	(1,178,439)
	b) 社会保障費		(1,226,209)	(166,568)	(1,029,979)	(139,912)
	) 年金にかかる社会保障費		(700,190)	(95,114)	(642,313)	(87,252)
	) その他の社会保障費		(526,019)	(71,454)	(387,666)	(52,661)
	c) その他の人件費		(870,020)	(118,184)	(308,416)	(41,895)
7	評価調整		(162,631)	(22,092)	(2,073,567)	(281,673)
	a) 創業費ならびに有形および無形固定資産にかかる評価調整	3,4	(162,631)	(22,092)	(113,566)	(15,427)
	b) 流動資産にかかる評価調整		-	-	(1,960,001)	(266,247)
8	その他の営業費用	17	(13,231,331)	(1,797,344)	(16,959,201)	(2,303,738)
9	参加持分からの利益		10,792,130	1,466,003	5,273,600	716,366
	a) 関係会社に起因する利益		-	-	-	-
	b) 参加持分からのその他の利益		10,792,130	1,466,003	5,273,600	716,366

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

	注記	2021年		2020年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
10 固定資産の一部を形成する その他の投資有価証券および 債権からの利益		-	-	-	-
a) 関係会社に起因する利益		-	-	-	-
b) 上記 a) に含まれない その他の利益		-	-	-	-
11 その他の未収利息および類似収益		315,423	42,847	174,921	23,761
a) 関係会社に起因する利益		-	-	-	-
b) その他の利息および類似収益		315,423	42,847	174,921	23,761
12 持分法により計上された 企業の損益割当額		-	-	-	-
13 流動資産として保有する 金融資産および投資有価証券 に関する評価調整	5	(2,974,660)	(404,078)	(2,557,852)	(347,459)
14 未払利息および類似費用		(1,257,871)	(170,869)	(3,171,646)	(430,836)
a) 関係会社に関する費用		(32,067)	(4,356)	-	-
b) その他の利息および類似費用		(1,225,804)	(166,513)	(3,171,646)	(430,836)
15 損益に対する課税	18	(46,165,926)	(6,271,179)	(26,762,822)	(3,635,462)
16 税引後損益		198,611,139	26,979,337	131,414,080	17,851,289
17 1 - 16の項目で表示されない その他の税金		-	-	-	-
18 当期損益		198,611,139	26,979,337	131,414,080	17,851,289

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

[次へ](#)

アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー**財務書類に対する注記**

2021年12月31日現在

1. 概要

アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー（旧パイオニア・アセット・マネジメント・エス・エー）は、1996年12月20日に、商事会社に関するルクセンブルクの法律に基づく無期限の株式会社としてルクセンブルクにて設立された。

2018年1月1日付で、パイオニア・アセット・マネジメント・エス・エー（旧P A M S A）はアムンディ・ルクセンブルク・エス・エー（旧アムンディ）を吸収し、同時にその商号をアムンディ・ルクセンブルク・エス・エー（以下「当社」という。）に変更した。

当社の登記上の事務所は、ルクセンブルク、L -2520、アレ・シャファー 5 番に設立された。

当社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。

当社の目的は、投資信託に係る改正済2010年12月17日ルクセンブルク法（以下「2010年法」という。）第15章の規定およびオルタナティブ投資ファンド運用者に係る改正済2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）に基づき、受益者または株主の利益のために、一または複数の（ ）改正済指令2009/65/E Cに基づき承認された譲渡可能証券を投資対象とする投資信託（以下「U C I T S」という。）、（ ）改正済指令2011/61/E Uの解釈によるオルタナティブ投資ファンド（以下「A I F」という。）および（ ）これらの指令によりカバーされないその他の投資信託（以下「U C I」という。）の集団ポートフォリオを管理することである。

当社はまた、その資産の管理および販売促進に関して、当該投資信託の顧問会社を務めることができる。

付随的に、当社は、すべての適用法令に従い、自らの資産を管理し、その目的の達成および発展に役立つと判断される事業を行うことができる。

当社は、クレディ・アグリコル・エス・エーの連結財務書類に含まれ、当社は子会社としては最大のグループ会社である。この会社の本社は、連結財務書類が入手可能なモンルージュ・セデックス、92127、レ・ゼタジュニ広場12番に所在している。

当社は、アムンディの連結財務書類にも含まれ、当社は子会社としては最小のグループ会社である。この会社の本社は、連結財務書類が入手可能であるパリ・セデックス15、75730、パスツール通り90番に所在している。

2. 重要な会計方針の概要

2.1. 作成の基礎

財務書類は、ルクセンブルクの法令上の要件に従い、取得原価主義で作成されている。会計方針および評価規則は、2002年12月19日付の改正法で規定される他、取締役会により決定され適用される。

2.2. 外貨換算

当社の資本はユーロで表示され、会計帳簿は同じ通貨で記帳される。

外貨建取引は、取引日の実勢為替レートでユーロに換算される。外貨で表示される長期資産は、取引時の実効為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日現在、これらの資産は取得時の為替レートで換算されたままである。

現金預金は、貸借対照表日現在の実効為替レートで換算される。為替差損益は、当年度の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算される評価額または貸借対照表日現在の実効為替レートに基づき決定される評価額の低い額が高い額でそれぞれ個別に換算される。未実現為替差損のみが損益計算書に計上される。為替差益は、実現時に損益計算書に計上される。

2.3. 無形資産および有形資産

無形資産および有形資産は、取得原価で評価される。取得原価には、評価調整額を控除した取得に付随する費用が含まれる。評価調整を適用する理由がなくなった場合、これらの計上は継続されない。固定資産は、資産の見積耐用年数にわたり、定額法により以下の割合で減価償却される。

	2021年	2020年
ソフトウェア	該当なし	該当なし
什器・備品	20%	20%
建物の改良	20%	20%
コンピュータ機器	33%	33%
電話機器	33%	33%
使用中のソフトウェア	33%	33%
事務機器・複写機	33%	33%

2.4. 金融資産

金融資産は、もしあれば、付帯費用を含む取得原価から評価調整を控除した金額で評価される。評価調整を適用する理由がなくなった場合、これらの計上は継続されない。

2.5. 債権

債権は、額面価額で評価される。その回復額が悪化した場合には評価調整の対象となる。評価調整を適用する理由がなくなった場合、これらの計上は継続されない。

2.6. 投資有価証券

譲渡可能証券は、取得原価または市場価格のいずれか低い方で計上される。市場価格が購入価格を下回る場合に、評価調整が計上される。評価調整を適用する理由がなくなった場合、これらの計上は継続されない。ポートフォリオ全体は、2020年に決済された。2021年に実行された取引はなかった。

譲渡可能証券が売却される場合、実現利益／損失は、その他の営業費用またはその他の営業収益に計上される。

2.7. 前払い

本勘定は、主として、一定の受益証券クラスについて、販売会社に支払われる販売手数料から構成される。販売手数料は、申込時に受益者により負担されるものではないが、クラスに応じて6年を上限とする規定の期間内に買い戻された場合、条件付繰延販売手数料が適用される。

販売会社に支払われるこれらの販売手数料は、貸借対照表の前払金に含まれるトレーラー・フィーおよびその他の販売関連費用の項目で償却される。販売手数料の残存価額とそれに伴う償却額は、徴収された管理報酬が計上された償却額を下回ることを減損テストが示した場合に調整することができる。

一定の受益証券クラスでは、購入後一定期間内に買い戻された受益証券に対して条件付繰延販売手数料が課される。当該金額は、現在の市場価格に基づいており、投資家に対する支払いから差し引かれる。これらは、純売上に計上される繰延販売手数料収益の項目で収益として認識される。

2.8. 引当金

引当金は、その性質が明確に定義され、貸借対照表日時点で発生する可能性がある、または発生することは確かであるがその金額もしくは発生日が不確かな場合に、損失、コミットメントまたは負債を補填することを意図している。

2.9. 債務

債務は、額面価額で評価される。

3. 無形資産

当会計年度中の無形資産に関する変動は以下のとおりである。

	2021年 ユーロ	2020年 ユーロ
期首簿価総額	23,334	23,334
当期追加	61,971	-
当期処分	-	-
期末簿価総額	85,305	23,334
期首価値調整	(23,334)	(23,334)
当期価値調整	-	-
当期処分	-	-
期末価値調整	(23,334)	(23,334)
期末簿価純額	61,971	-
期首簿価純額	-	-

無形資産は、使用中のソフトウェアおよびファンドの合併に伴うアムンディ S G R への逸失利益保証金で構成される。

4. 有形資産

当会計年度中の有形資産に関する変動は以下のとおりである。

	2021年 ユーロ	2020年 ユーロ
期首簿価総額	846,288	648,475
当期移転	-	-
当期追加	285,243	197,813
当期処分	-	-
期末簿価総額	1,131,531	846,288
期首価値調整	(596,284)	(482,718)
当期移転	-	-
当期価値調整	(162,631)	(113,566)
当期処分	-	-
期末価値調整	(758,915)	(596,284)
期末簿価純額	372,616	250,004
期首簿価純額	250,004	165,757

有形資産には、建物の改良、コンピュータ・電話機器、什器・備品および事務機器・複写機が含まれる。

5. 金融資産

当会計年度中の金融資産に関する変動は以下のとおりである。

	2021年 ユーロ	2020年 ユーロ
期首簿価総額	24,578,570	6,708,044
当期移転	-	-
当期追加	3,145,427	17,870,526
当期処分	(690,000)	-
期末簿価総額	27,033,997	24,578,570
期首価値調整	(7,251,748)	(4,693,896)
当期移転	-	-
当期価値調整	(2,974,660)	(2,557,852)
当期処分	348,704	-
期末価値調整	(9,877,704)	(7,251,748)
期末簿価純額	17,156,293	17,326,822
期首簿価純額	17,326,822	2,014,148

当社は、以下の参加持分を保有している。

会社名	登記上の 事務所	所有割合	直近の 貸借対照表日	取得原価 ユーロ	株式純額 ユーロ	当期損益 ユーロ
ファンド・チャンネル・エス・エー	ルクセンブルク	100%	2021年12月31日	17,130,953	20,685,319	5,872,576
アムンディ・グローバル・サービシング・エス・エー	ルクセンブルク	100%	2021年12月31日	9,871,704**	(798,781)*	(1,000,000)*
C A H u b	ルクセンブルク	20%	2020年12月31日	6,000	(772,432)*	(332,798)*
アルバ・リアル・エステート	ルクセンブルク	100%	2020年12月31日	25,340	49,758*	91,051*
合計				27,033,997		

* 未監査の数値に基づく。

** 2021年の増資分を含む。

2021年12月31日現在、当社は、アムンディ・グローバル・サービシング・エス・エーに対して 合計 (9,872)千ユーロ（2020年：(6,872)千ユーロ）の価値調整を計上している。

サバデル・アセット・マネジメント・エス・エーは、2021年1月1日にアムンディ・ルクセンブルク・エス・エーに吸収された。この実施により、32千ユーロの合併損失が発生した。

2021年に、アムンディ・ルクセンブルク・エス・エーは、2020年12月18日に買収されたファンド・チャンネル・エス・エーの買収に対し、145千ユーロの追加価格を支払った。

6. 関係会社に対する債権

債権は、当初12ヶ月間のアムンディ アセットマネジメントに付与された141百万ユーロ（2020年：144百万ユーロ）の貸付金から主に構成される。これらの契約の金利はゼロである。

7. その他の債権

その他の債権には、該当する場合、会計年度の最終四半期または最終月に運用対象ファンドから受領される、1年以内に期限が到来する管理報酬、販売報酬、管理事務代行報酬および成功報酬が含まれる。

	2021年 ユーロ	2020年 ユーロ
未収管理報酬	256,792,280	225,405,630
未収成功報酬	16,813,899	14,646,067
未収販売報酬	15,198,824	15,782,189
未収管理事務代行報酬	57,846,454	47,805,542
その他の未収金	1,161,367	1,815,998
合計	347,812,824	305,455,426

8. 投資

2021年12月31日現在、UCITS / AIF / UC Iへの投資で通常構成される譲渡可能証券のポートフォリオはない（2020年：なし）。

9. 資本金および準備金

当年度の準備金および損益項目の変動ならびに2021年5月3日付の年次株主総会によって承認された前年度の利益の配分は、以下のとおりである。

	払込済 資本金 ユーロ	株式プレミ アム勘定 ユーロ	法定 準備金 ユーロ	その他の 準備金 ユーロ	繰越 損益 ユーロ	当会計年度 の損益 ユーロ
期首残高	17,785,525	22,534,232	1,778,553	131,840,350	643,217	131,414,080
繰越損益	-	-	-	-	131,414,080	(131,414,080)
配当金	-	-	-	-	(136,592,832)	-
その他の配当不可 能準備金に対する 配分	-	-	-	(4,562,027)	4,562,027	-
その他の配当不可 能準備金への引き 出し	-	-	-	-	-	-
当会計年度の損益	-	-	-	-	-	198,611,139
期末残高	17,785,525	22,534,232	1,778,553	127,278,323	26,492	198,611,139

払込済資本金

2021年12月31日現在、17,785,525ユーロの発行済資本金および払込済資本金は、額面25ユーロの711,421株の全額払込済株式で表章されていた。

法定準備金

ルクセンブルク会社法第72条に従い、純利益の5%の金額を配当不可能法定準備金に割り当てるものとし、当該準備金が払込済資本金の10%に達するまでとする。法定準備金は、当社の解散または当社の株式資本の減少の場合を除き、株主に分配することができない。2018年4月5日付の年次株主総会を経て、法定準備金は最高額となった。

株式プレミアム勘定

2018年1月1日付の旧アムンディと旧P A M S Aの合併により、旧アムンディの資本金および準備金の一部が、132,534,232ユーロの合併プレミアムの発行のために部分的に使用された。2018年4月5日に開催された年次株主総会において、110百万ユーロの分配が承認された。

その他の準備金 - その他の配当不可能準備金

当社は、2001年12月21日法第8 a 項（2014年11月25日に一部改正済）（以下「純資産税法」という。）に基づき、自己資金に課されるはずの純資産税（以下「NWT」という。）の5倍に相当する金額を特別準備金として割り当てることを当期を通じて決定している。

2021年5月3日に開催された年次株主総会において、12,706,673ユーロを2021年度のNWT準備金に割り当てることが決定された。

同時に、2014年度のA G MのNWT準備金の超過部分（17,268,700ユーロ）が分配された。

その結果、2021年12月31日現在、当該準備金の総額は127,278,323ユーロである。改正済2001年12月21日法第8 a 項のNWT準備金の創設は、年次株主総会（以下「A G M」という。）の承認を必要とする。

10. その他の引当金

その他の引当金は、以下に関する引当金から構成される。

- アムンディ・グローバル・サービング・エス・エー（以下「A G S」という。）：
A G Sの活動は、2020年11月をもって終了することが決定している。当該活動の終了は遅延しているため、追加費用が2021年に見積もられている。結果として、A G Sは2020年の財務書類に、その活動の終了に伴うすべての費用を計上した。A G Sの100%株主であるアムンディ・ルクセンブルク・エス・エーは、債務超過を保証しなければならない。そのため、(799)千ユーロの引当金が計上された。
- サービス・プロバイダーとの訴訟：
締結した契約条件の不適用について判決を受けるリスクをカバーするために、法務部門の評価に基づき、(1,700)千ユーロの引当金を計上することが決定された。

11. 債務

債務は、主に以下から構成される。

- 該当する場合、会計年度の最終四半期または最終月に投資運用会社および販売会社に支払われる、1年以内に期限が到来する投資運用報酬、成功報酬、販売報酬、管理事務代行報酬、トレーラー・フィーおよび特定の費用
- 1年以内期限到来の税務当局に対する債務

	2021年 ユーロ	2020年 ユーロ
未払投資運用報酬	94,188,515	82,842,168
未払成功報酬	16,344,204	13,448,266
未払販売報酬	35,537,900	29,399,027
未払管理事務代行報酬	34,445,153	27,471,413
未払トレーラー・フィー	124,317,377	133,669,906
その他の未払金	43,110,273	29,467,410
税務当局に対する債務	57,028,970	27,286,939
社会保障当局に対する債務	281,362	326,189
合計	405,253,754	343,911,318

12. 純売上高

純売上高の増加は、市場の好影響と高い水準の成功報酬の組み合わせによるものである。

純売上高は、以下のような活動のカテゴリーに分類される。

	2021年 ユーロ	2020年 ユーロ
管理報酬収益	988,617,836	931,319,600
管理事務代行報酬収益	217,076,958	191,560,838
販売報酬収益	62,353,074	65,014,407
成功報酬収益	251,050,943	78,913,220
条件付繰延販売手数料収益	25,999,188	23,237,107
その他の手数料	3,314,025	2,412,684
合計	1,548,412,024	1,292,457,856

2021年12月31日現在、アムンディ・ルクセンブルク・エス・エーが管理会社である投資ファンドは、アムンディ・ファンズ、ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド、アムンディ・インターインベスト、アムンディ S I F、ストラクチュラ、アムンディ・ブラネット、オーション・ファンド、アムンディ・インデックス・ソリューションズ、アムンディ・エス・エフ、アムンディ・ファンド・ソリューション、アムンディ・ユニクレディット・プレミアム・ポートフォリオ、ピー・アイ・ソリューションズ、アムンディ・マネー・マーケット、ピー・アイ・インベストメント・ファンズ、アムンディ・ファンド・ホスティング、グリーン・クレジット・コンティニューム - Greco、GS - Struc - Inv . Sic、GS - スペシャライズド - S I F、G S I - サービスド・プラットフォーム S i c a v、その他のスタンド・アローン型のファンドおよび不動産ファンドである。

さらに、アムンディ・ルクセンブルク・エス・エーは、第2四半期中にサブ・アドバイザー・プラットフォームを立ち上げた。

13. その他の営業収益

この項目には、主に、その他のアムンディ・グループの会社に提供されたサービスに関連するその他の収益およびユニクレディットが支払うべき前払い手数料が含まれる。

14. その他の外部費用

2021年12月31日現在のその他の外部費用には、当社の経常活動関連の手数料還付に関するものがある。この項目もまた、ファンドの管理事務の枠組みで支払われる管理費から構成される。管理報酬および成功報酬の増加は、上記の純売上高と同様の傾向によるものである。

	2021年 ユーロ	2020年 ユーロ
投資運用報酬	367,951,972	342,680,883
トレーラー・フィー およびその他の販売関連費用	609,006,415	579,508,335
管理事務代行報酬	112,137,248	92,618,528
成功報酬	187,171,259	78,082,031
その他の報酬	18,801,400	16,752,767
合計	<u>1,295,068,294</u>	<u>1,109,642,544</u>

15. 従業員

2021年12月31日現在、当社は、直接またはアムンディ・グループの会社との取決めにより、82名を雇用していた（2020年：84名）。年度末現在の内訳は以下のとおりである。

	2021年	2020年
ゼネラル・マネージャー	5	4
上級および中間管理者	12	11
従業員	65	69
合計	<u>82</u>	<u>84</u>

16. 経営陣および監督機関のメンバーに付与される報酬ならびに当該機関の元メンバーに対する退職年金に関するコミットメント

取締役会のメンバーに対する報酬は、A G Mで決定され、クレディ・アグリコル・エス・エーのグループに属する会社に雇用されていない取締役会のメンバーに配分される。2021年12月31日現在の報酬は、127,824ユーロ（2020年：130,976ユーロ）であった。退職金、年金またはその他の報酬に関する取締役会のその他のコミットメントはない。

当社は、2021年12月31日に終了した年度中、取締役会のメンバーに前払金および貸付金を一切供与しなかった（2020年：なし）。

17. その他の営業費用

その他の営業費用には、管理事務サービスの提供に課せられる費用等の、当社の通常の業務過程において発生した管理事務費用が含まれる。

また、この項目には、本部またはその他の事業の負担金の一部も含まれる。

この減少は主に、アムンディ・ルクセンブルク・エス・エーの子会社であるA G Sに関連して2020年に計上された引当金の戻し入れ1.7百万ユーロ（2020年：-2.7百万ユーロ）によるものである。

18. 損益に係る税金

当社は、ルクセンブルクの課税会社に適用されるすべての課税対象である。2021年12月31日に終了した年度における法人所得税および地方事業税は、46,165,926ユーロ（2020年：26,762,822ユーロ）である。

19. 関連当事者取引

当年度中に発生した関連当事者との取引は、クレディ・アグリコルのグループ会社に対する支払手数料に関連しており、注記6に記載されている会社間の貸付金を除き独立第三者間取引に基づき結論づけられている。

20. オフ・バランスシート項目

2021年12月31日現在のオフ・バランスシート項目は、70,000,000ユーロ（2020年：70,000,000ユーロ）にのぼり、トルコでのファンドの販売に関連してユニクレディトから受領した保証状に関連する。

21. 現金回収口座

運営キャッシュ・フローの下で資金が必要なため、いくつかの口座がアムンディ・ルクセンブルク・エス・エーによって開設された。これらの口座の運用は、投資家による投資および投資の引揚げのみに関係していた。それらの残高はすぐに整理されるべきであり、最終的に責任を負うアムンディ・ルクセンブルク・エス・エーによって毎月監視されている。

これらの専用銀行口座は、アムンディ・ルクセンブルク・エス・エーの財務諸表には計上されていない。

22. 後発事象

当社の財務書類に影響を与える重要な後発事象はない。

現在のところ、アムンディ・ルクセンブルク・エス・エーのロシア市場に対するエクスポージャーは限定的であり、この紛争による直接的な経済的影響は受けていない。

それでもなお、アムンディ・ルクセンブルク・エス・エーは、ロシアに対して当局が実施する制裁措置を厳しく適用する。

[次へ](#)

Amundi Luxembourg S.A.
Balance Sheet
as at December 31, 2021
(expressed in euros)

	Notes	2021 EUR	2020 EUR
ASSETS			
A. Subscribed capital unpaid		-	-
I. Subscribed capital not called		-	-
II. Subscribed capital called but unpaid		-	-
B. Formation expenses		-	-
C. Fixed assets		17 590 880	17 576 826
I. Intangible assets	2.3, 3	61 971	-
1. Costs of development		-	-
2. Concessions, patents, licences, Trade Marks and similar rights and assets, if they were:			
a) acquired for valuable consideration and need to be shown under C.I.3		-	-
b) created by the undertaking itself		-	-
3. Goodwill, to the extent that it was acquired for valuable consideration		61 971	-
4. Payments on account and intangible assets under development		-	-
II. Tangible assets	2.3, 4	372 616	250 004
1. Land and buildings		-	-
2. Plant and machinery		-	-
3. Other fixtures and fittings, tools and equipment		372 616	250 004
4. Payments on account and tangible assets in the course of construction		-	-
III. Financial assets	2.4, 5	17 156 293	17 326 822
1. Shares in affiliated undertakings		-	-
2. Loans to affiliated undertakings		-	-
3. Participating interests		17 156 293	17 326 822
4. Loans to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		-	-
5. Investments held as fixed assets		-	-
6. Other loans		-	-

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

Amundi Luxembourg S.A.
Balance Sheet (cont.)
as at December 31, 2021
(expressed in euros)

	Notes	2021 EUR	2020 EUR
ASSETS (cont.)			
D. Current Assets		704 239 621	562 215 566
I. Stocks		-	-
1. Raw materials and consumables		-	-
2. Work in progress		-	-
3. Finished goods and goods for resale		-	-
4. Payments on account		-	-
II. Debtors	2.5	493 719 384	452 136 910
1. Trade debtors		-	-
a) becoming due and payable within one year		-	-
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
2. Amounts owed by affiliated undertakings	2.5, 6	145 906 560	146 681 484
a) becoming due and payable within one year		145 906 560	146 681 484
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
3. Amounts owed by undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		-	-
a) becoming due and payable within one year		-	-
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
4. Other debtors	2.5, 7	347 812 824	305 455 426
a) becoming due and payable within one year		347 812 824	305 455 426
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
III. Investments	2.6, 8	-	-
1. Shares in affiliated undertakings		-	-
2. Own shares		-	-
3. Other investments		-	-
IV. Cash at bank and in hand		210 520 237	110 078 656
E. Prepayments	2.7	53 936 298	74 622 384
TOTAL (ASSETS)		<u>775 766 799</u>	<u>654 414 776</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

Amundi Luxembourg S.A.
Balance Sheet (cont.)
as at December 31, 2021
(expressed in euros)

	Notes	2021 EUR	2020 EUR
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
A. Capital and reserves	9	368 014 264	305 995 957
I. Subscribed capital		17 785 525	17 785 525
II. Share premium account		22 534 232	22 534 232
III. Revaluation reserve		-	-
IV. Reserves		129 056 876	133 618 903
1. Legal reserve		1 778 553	1 778 553
2. Reserve for own shares		-	-
3. Reserves provided for by the articles of association		-	-
4. Other reserves, including the fair value reserve		127 278 323	131 840 350
a) other available reserves		-	-
b) other non available reserves		127 278 323	131 840 350
V. Profit or loss brought forward		26 492	643 217
VI. Profit or loss for the financial year		198 611 139	131 414 080
VII. Interim dividends		-	-
VIII. Capital investment subsidies		-	-
B. Provisions	2, 8	2 498 781	4 507 501
1. Provisions for pensions and similar obligations		-	8 719
2. Provisions for taxation		-	-
3. Other provisions	2, 8, 10	2 498 781	4 498 782

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

Amundi Luxembourg S.A.
Balance Sheet (cont.)
as at December 31, 2021
(expressed in euros)

	Notes	2021 EUR	2020 EUR
LIABILITIES (cont.)			
C. Creditors	2.9, 11	405 253 754	343 911 318
1. Debenture loans		-	-
a) Convertible loans		-	-
i) becoming due and payable within one year		-	-
ii) becoming due and payable after more than one year		-	-
b) Non convertible loans		-	-
i) becoming due and payable within one year		-	-
ii) becoming due and payable after more than one year		-	-
2. Amounts owed to credit institutions		-	-
a) becoming due and payable within one year		-	-
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
3. Payments received on account of orders in so far as they are not shown separately as deductions from stocks		-	-
a) becoming due and payable within one year		-	-
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
4. Trade creditors		-	-
a) becoming due and payable within one year		-	-
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
5. Bills of exchange payable		-	-
a) becoming due and payable within one year		-	-
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
6. Amounts owed to affiliated undertakings		144 229 377	118 164 889
a) becoming due and payable within one year		144 229 377	118 164 889
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
7. Amounts owed to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		-	-
a) becoming due and payable within one year		-	-
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
8. Other creditors		261 024 377	225 746 429
a) Tax authorities		57 028 970	27 286 939
b) Social security authorities		281 362	326 189
c) Other creditors		203 714 045	198 133 301
i) becoming due and payable within one year		203 714 045	195 068 802
ii) becoming due and payable after more than one year		-	3 064 499
D. Deferred income		-	-
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>775 766 799</u>	<u>654 414 776</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

Amundi Luxembourg S.A.
Profit and loss account
for the year ended December 31, 2021
(expressed in euros)

	Notes	2021 EUR	2020 EUR
PROFIT AND LOSS ACCOUNT			
1. Net turnover	12	1 548 412 024	1 292 457 856
2. Variation in stocks of finished goods and in work in progress		-	-
3. Work performed by the undertaking for its own purposes and capitalised		-	-
4. Other operating income	13	9 479 705	4 688 929
5. Raw materials and consumables and other external expenses		(1 295 068 294)	(1 109 642 544)
a) Raw materials and consumables		-	-
b) Other external expenses	14	(1 295 068 294)	(1 109 642 544)
6. Staff costs	15	(11 527 430)	(10 013 594)
a) Wages and salaries		(9 431 201)	(8 675 199)
b) Social security costs		(1 226 209)	(1 029 979)
i) relating to pensions		(700 190)	(642 313)
ii) other social security costs		(526 019)	(387 666)
c) Other staff costs		(870 020)	(308 416)
7. Value adjustments		(162 631)	(2 073 567)
a) in respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets	3, 4	(162 631)	(113 566)
b) in respect of current assets		-	(1 960 001)
8. Other operating expenses	17	(13 231 331)	(16 959 201)
9. Income from participating interests		10 792 130	5 273 600
a) derived from affiliated undertakings		-	-
b) other income from participating interests		10 792 130	5 273 600
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets		-	-
a) derived from affiliated undertakings		-	-
b) other income not included under a)		-	-
11. Other interest receivable and similar income		315 423	174 921
a) derived from affiliated undertakings		-	-
b) other interest and similar income		315 423	174 921
12. Share of Profits or losses of undertakings accounted for under the equity method		-	-
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	5	(2 974 660)	(2 557 852)

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

Amundi Luxembourg S.A.
Profit and loss account (cont.)
for the year ended December 31, 2021
(expressed in euros)

	Notes	2021	2020
PROFIT AND LOSS ACCOUNT (cont.)		EUR	EUR
14. Interest payable and similar expenses		(1 257 871)	(3 171 646)
a) concerning affiliated undertakings		(32 067)	-
b) other interest and similar expenses		(1 225 804)	(3 171 646)
15. Tax on profit or loss	18	(46 165 926)	(26 762 822)
16. Profit or loss after taxation		198 611 139	131 414 080
17. Other taxes not shown under items 1 to 16		-	-
18. Profit or loss for the financial year		198 611 139	131 414 080

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

Amundi Luxembourg S.A.
Notes to the annual accounts
as at December 31, 2021

1. General Information

Amundi Luxembourg S.A. (formerly Pioneer Asset Management S.A.) was incorporated on December 20, 1996 in Luxembourg as a “*Société Anonyme*” under the Luxembourg law on commercial companies for an unlimited period.

Effective January 1, 2018, Pioneer Asset Management S.A. (ex-PAMSA) absorbed Amundi Luxembourg S.A. (ex-Amundi) and was simultaneously renamed to Amundi Luxembourg S.A. (the “Company”).

The registered office of the Company is established in 5, Allée Scheffer, L-2520 Luxembourg.

The Company’s financial year starts on January 1 and ends on December 31 of each year.

The object of the Company is the collective portfolio management of one or several (i) undertakings for collective investment in transferable securities authorized according to the Directive 2009/65/EC, as amended (“UCITS”), (ii) alternative investment funds within the meaning of the Directive 2011/61/EU, as amended (“AIF”) and (iii) other collective investment funds not covered by these Directives (“UCI”) on behalf of their unitholders or shareholders in accordance with the provisions of chapter 15 of the Luxembourg law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the “2010 Law”) and the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the “2013 Law”).

The Company may also serve as advisor to such collective investment funds in connection with the management of their assets and their promotion.

On an ancillary basis, the Company may also administer its own assets and carry out any operations, which it may deem useful in the accomplishment and development of its purposes, subject to all applicable laws.

The Company is included in the consolidated accounts of Crédit Agricole S.A., that is the largest group of companies of which the Company is a subsidiary. The head office of this company is located at 12, Place des Etats-Unis 92127 Montrouge Cedex where the consolidated accounts are available.

The Company is also included in the consolidated financial statements of Amundi, which constitutes the smallest group of companies of which the Company is a subsidiary. The head office of this company is located at 90 Boulevard Pasteur 75730 Paris Cedex 15 where the consolidated accounts are available.

2. Summary of significant accounting policies

2.1. Basis of preparation

The annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under the historical cost convention. Accounting policies and valuation rule are, besides the ones laid down by the amended law of December 19, 2002, determined and applied by the Board of the Directors.

Amundi Luxembourg S.A.
Notes to the annual accounts
as at December 31, 2021
- continued -

2.2. Foreign currency translation

The Company's capital is expressed in euros ("EUR") and its accounting records are maintained in the same currency.

Transactions in foreign currencies are translated into EUR at the exchange rate prevailing at the date of transaction. Long term assets expressed in foreign currencies are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historical exchange rates.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange gains or losses are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at the historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange rate effective at the balance sheet date. Solely the unrealized exchange losses are recorded in the profit and loss account. The exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

2.3. Intangible and tangible assets

Intangible and tangible assets are valued at historical acquisition cost. The acquisition cost includes expenses incidental to the purchase less value adjustments. These value adjustments are not continued if the reasons for which they were made have ceased to apply. Fixed assets are depreciated on a straight-line basis over the estimated economic life of the assets at the following rates:

	2021	2020
Software	NA	NA
Furniture & fixtures	20%	20%
Building improvements	20%	20%
Computer equipment	33%	33%
Telephone equipment	33%	33%
Software in use	33%	33%
Office equipment/copiers	33%	33%

2.4. Financial assets

Financial assets if any are valued at historical acquisition cost which include accessory fees, less value adjustments. These value adjustments are not continued if the reasons for which they were made have ceased to apply.

Amundi Luxembourg S.A.
Notes to the annual accounts
as at December 31, 2021
- continued -

2.5. Debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.6. Investments

Transferable securities are recorded at the lower of cost or market value. A value adjustment is recorded where the market value is lower than the purchase price. These value adjustments are not continued if the reason for which they were made have ceased to apply. The whole portfolio has been settled down in 2020. No transactions have been done in 2021.

If the transferable securities are sold, the realized gains/losses are recorded in other operating charges or other operating income.

2.7. Prepayments

This account encompass mainly the sales charges paid to the distributors in relation to certain share classes on which no sales load is paid by unitholders at the time of subscription, but a contingent deferred sales charge fee is applied in case of redemption within a predetermined period which can be up to 6 years depending on the classes.

These sales charges paid to the distributors are amortized under the caption *Trailer fees & other distribution related costs*, included within prepayments on the balance sheet. The residual value of sales charges and consequently the amortization can be subsequently adjusted whether impairment test demonstrate that management fees collected are lower than amortization posted.

On certain shares classes a contingent deferred sales charges is levied on shares that are redeemed within a certain amount of time after purchase. This amount is based on the current market value and is withheld to the investors. They are recognized as an income under caption "deferred sale charge fee income" which is recorded under net turnover.

2.8. Provisions

Provisions are intended to cover losses, commitments or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be, incurred but uncertain as to their amount or the date on which they will arise.

2.9. Creditors

Creditors are valued at nominal value.

Amundi Luxembourg S.A.
Notes to the annual accounts
as at December 31, 2021
- continued -

3. Intangible assets

The movements relating to intangible assets during the financial year are as follows:

	2021 EUR	2020 EUR
Gross book value at the beginning of the year	23 334	23 334
Additions for the year	61 971	-
Disposals of the year	-	-
Gross book value at the end of the year	<u>85 305</u>	<u>23 334</u>
Value adjustments at the beginning of the year	(23 334)	(23 334)
Value adjustments for the year	-	-
Disposals of the year	-	-
Value adjustments at the end of the year	<u>(23 334)</u>	<u>(23 334)</u>
Net book value at the end of the year	<u>61 971</u>	<u>-</u>
Net book value at the beginning of the year	<u>-</u>	<u>-</u>

Intangible assets consist of software in use, and compensation paid to Amundi SGR for loss of income following a funds merger.

Amundi Luxembourg S.A.
Notes to the annual accounts
as at December 31, 2021
- continued -

4. Tangible assets

The movements relating to tangible assets during the financial year are as follows:

	2021 EUR	2020 EUR
Gross book value at the beginning of the year	846 288	648 475
Transfers for the year	-	-
Additions for the year	285 243	197 813
Disposals of the year	-	-
Gross book value at the end of the year	<u>1 131 531</u>	<u>846 288</u>
Value adjustments at the beginning of the year	(596 284)	(482 718)
Transfers for the year	-	-
Value adjustments for the year	(162 631)	(113 566)
Disposals of the year	-	-
Value adjustments at the end of the year	<u>(758 915)</u>	<u>(596 284)</u>
Net book value at the end of the year	<u>372 616</u>	<u>250 004</u>
Net book value at the beginning of the year	<u>250 004</u>	<u>165 757</u>

Tangible assets include building improvements, computer and telephone equipment, furnitures and fixtures and office equipment/copiers.

Amundi Luxembourg S.A.
Notes to the annual accounts
as at December 31, 2021
- continued -

5. Financial Assets

The movements relating to financial assets during the financial year are as follows:

	2021 EUR	2020 EUR
Gross book value at the beginning of the year	24 578 570	6 708 044
Transfers for the year	-	-
Additions for the year	3 145 427	17 870 526
Disposals of the year	(690 000)	-
Gross book value at the end of the year	<u>27 033 997</u>	<u>24 578 570</u>
Value adjustments at the beginning of the year	(7 251 748)	(4 693 896)
Transfers for the year	-	-
Value adjustments for the year	(2 974 660)	(2 557 852)
Disposals of the year	348 704	-
Value adjustments at the end of the year	<u>(9 877 704)</u>	<u>(7 251 748)</u>
Net book value at the end of the year	<u>17 156 293</u>	<u>17 326 822</u>
Net book value at the beginning of the year	<u>17 326 822</u>	<u>2 014 148</u>

The Company holds the following participations:

Name of undertaking	Registered office	Ownership	Last balance sheet date	Acquisition cost	Net equity	Profit or loss for the financial year
		%		EUR	EUR	EUR
Fund Channel S.A.	Luxembourg	100	31/12/2021	17 130 953	20 685 319	5 872 576
Amundi Global Servicing S.A.	Luxembourg	100	31/12/2021	9 871 704 **	(798 781) *	(1 000 000) *
CA Hub	Luxembourg	20	31/12/2020	6 000	(772 432) *	(332 798) *
Alba Real Estate	Luxembourg	100	31/12/2020	25 340	49 758*	91 051*
TOTAL				27 033 997		

* based on unaudited numbers

*** includes a capital increase in 2021

As at December 31, 2021, the Company has recorded total value adjustment for KEUR (9 872) (2020 : KEUR (6 872)) for Amundi Global Servicing S.A.

Amundi Luxembourg S.A.
Notes to the annual accounts
as at December 31, 2021
- continued -

Sabadel Asset Management S.A. has been absorbed by Amundi Luxembourg S.A. the 1st January 2021. This operation has generated a merger loss of 32 KEUR.

In 2021, Amundi Luxembourg S.A. has paid an additional price of 145 KEUR for the acquisition of Fund Channel S.A. which was acquired the 18th December 2020.

6. Amounts owed by affiliated undertakings

Debtors are mainly comprised of loans for EUR 141 millions (2020: EUR 144 millions) granted to Amundi Asset Management S.A. for an initial length of twelve months. Interest rate on these contracts are nil.

7. Other debtors

Other debtors encompass mainly management fees, distribution fees, administration fees and performance fees, becoming due and payable within one year, to be received from the funds under management for the last quarter or month, as applicable, as per the financial year.

	2021	2020
	EUR	EUR
Management fees receivable	256 792 280	225 405 630
Performance fees receivable	16 813 899	14 646 067
Distribution fees receivable	15 198 824	15 782 189
Administration fees receivable	57 846 454	47 805 542
Other receivable	1 161 367	1 815 998
TOTAL	<u>347 812 824</u>	<u>305 455 426</u>

8. Investments

As at December 31, 2021, portfolio of transferable securities normally composed of investments in UCITS/AIFs/UCIs is null (2020: null).

9. Capital and reserves

Movements for the year on the reserves and profit and loss items and the allocation of the profit of the previous year as approved by the Annual General Meeting as of May 03, 2021 are as follows:

Amundi Luxembourg S.A.
Notes to the annual accounts
as at December 31, 2021
- continued -

	Subscribed Capital	Share premium Account	Legal reserve	Other reserves	Profit or loss brought forward	Profit or loss for the financial year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at the beginning of the year	17 785 525	22 534 232	1 778 553	131 840 350	643 217	131 414 080
Results brought forward					131 414 080	(131 414 080)
Dividend					(136 592 832)	
Allocation to other non- available reserves				(4 562 027)	4 562 027	
Withdrawal to other non- available reserves						
Profit or loss for the financial year						198 611 139
Balance at the end of the year	17 785 525	22 534 232	1 778 553	127 278 323	26 492	198 611 139

Subscribed capital

As at December 31, 2021, the issued and subscribed capital amounting to EUR 17 785 525 was represented by 711 421 fully paid-up shares with a par value of EUR 25 each.

Legal reserve

In accordance with article 72 of the Luxembourg company law, an amount of 5% out of net profits should be allocated to a non-distributable legal reserve, until this reserve reaches 10% of the subscribed capital. The legal reserve is not available for distribution to shareholders, except upon dissolution of the Company or reduction in share capital of the Company. Following AGM as of April 5, 2018 the legal reserve was led to its maximum value.

Amundi Luxembourg S.A.
Notes to the annual accounts
as at December 31, 2021
- continued -

Share premium Account

As a result of the merger between ex-Amundi and ex-PAMSA as of January 1, 2018, the Capital and reserves of ex-Amundi were in part used to create a Merger premium amounting to EUR 132 534 232. A distribution of 110 MEUR has been approved by the Annual General Meeting of Shareholders held on April 5, 2018.

Other reserves - other non available reserves

The Company has throughout the years decided to allocate to a special reserve an amount equal to five times the net worth tax ("NWT") otherwise due on own funds, in accordance with paragraph 8a of the Law of December 21, 2001, partially modified on November 25, 2014 ("net worth tax law").

During the Annual General Meeting of Shareholders held on May 03, 2021, it has been decided to assign the amount of EUR 12 706 673 of 2021 NWT reserve.

Simultaneously the exceeding part of NWT reserve made in 2014 as per AGM (EUR 17 268 700) has been distributed.

As a result, at December 31, 2021, the total amount of such reserve amounts to EUR 127 278 323. The creation of the NWT reserve as per paragraph 8a of the amended Law of December 21, 2001 is subject to the Annual General Meeting ("AGM") of Shareholders approval.

10. Other provisions

Other provisions are composed of provisions related :

- Amundi Global Servicing S.A. (hereafter AGS) : it has been decided to cease activity of AGS in November 2020. As a consequences AGS has taken into 2020 financial statements all the onward costs involved by the terminations of its activities. The termination of these activities being delayed, some additional costs have been estimated in 2021. Amundi Luxembourg S.A., as 100% shareholder'AGS has to compensate negative equity. Therefore a provision of KEUR (799) has been booked.
- Litigation with a service provider : based on the legal department assessment it has been decided to record a provision of KEUR (1 700) to cover the risk to be sentenced about non application of terms of a contract signed.

Amundi Luxembourg S.A.
Notes to the annual accounts
as at December 31, 2021
- continued -

11. Creditors

Creditors are mainly composed of :

- investment management fees, performance fees, distribution fees, administration fees, trailer fees and specific fees becoming due and payable within one year, to be paid to investment manager and distributors for the last quarter, as applicable, as per the financial year,
- tax authorities payable within one year.

	2021	2020
	EUR	EUR
Investment Management fees payable	94 188 515	82 842 168
Performance fees payable	16 344 204	13 448 266
Distribution fees payable	35 537 900	29 399 027
Administration fees payable	34 445 153	27 471 413
Trailer fees payable	124 317 377	133 669 906
Other payable	43 110 273	29 467 410
Tax authorities	57 028 970	27 286 939
Social security authorities	281 362	326 189
TOTAL	<u>405 253 754</u>	<u>343 911 318</u>

12. Net turnover

The increase in turnover is the combination of a positive market effect and a high level of performance fees.

The net turnover breaks down as follows by category of activities:

	2021	2020
	EUR	EUR
Management fee income	988 617 836	931 319 600
Administration fee income	217 076 958	191 560 838
Distribution fee income	62 353 074	65 014 407
Performance fee income	251 050 943	78 913 220
Deferred sales charge fee income	25 999 188	23 237 107
Other commissions	3 314 025	2 412 684
TOTAL	<u>1 548 412 024</u>	<u>1 292 457 856</u>

Amundi Luxembourg S.A.
Notes to the annual accounts
as at December 31, 2021
- continued -

As of December 31, 2021, the investment funds for which Amundi Luxembourg S.A. is a management company are: Amundi Funds, First Eagle Amundi International Fund, Amundi Interinvest, Amundi SIF, Structura, Amundi Planet, Ocean Fund, Amundi Index Solutions, Amundi S.F., Amundi Fund Solution, Amundi Unicredit Premium Portfolio, PI Solutions, Amundi Money Market, PI Investment Funds, Amundi Fund Hosting, Green Credit Continuum – Greco, GS-Struc-Inv. Sic, GS-Specialized-SIF, GSI-Serviced Platform Sicav, other stand alone funds and real estate funds.

Moreover Amundi Luxembourg S.A. has launched during the second semester a sub-advisory platform.

13. Other operating income

This caption mainly includes other income related to services rendered to other Amundi Group companies and some up front commissions to be paid back by Unicredit.

14. Other external expenses

As at December 31, 2021, other external expenses relate to retroceded commissions relating to the ordinary activities of the Company. This item is also composed of administrative costs paid in the frame of funds administration. The increase of management fees and performance fees costs follow the same trends raised above for the net turnover.

	2021	2020
	EUR	EUR
Investment management fee charges	367 951 972	342 680 883
Trailer fees & other distribution related costs	609 006 415	579 508 335
Administration fee	112 137 248	92 618 528
Performance fees	187 171 259	78 082 031
Other fees	18 801 400	16 752 767
TOTAL	<u>1 295 068 294</u>	<u>1 109 642 544</u>

Amundi Luxembourg S.A.
Notes to the annual accounts
as at December 31, 2021
- continued -

15. Staff

As at December 31, 2021, the Company employed, directly or via arrangements with Amundi Group companies, 82 persons (2020: 84 persons). The breakdown as at year-end is as follows:

	2021	2020
General Management	5	4
Senior and Middle Management	12	11
Employees	<u>65</u>	<u>69</u>
Total	<u>82</u>	<u>84</u>

16. Emoluments granted to the members of the management and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies

The remuneration to the members of the Board of Directors is determined by the AGM and distributed to the members of the Board who are not employed by companies belonging to the Crédit Agricole S.A. Group. The remuneration as at December 31, 2021 amounted to EUR 127 824 (2020: EUR 130 976). There are no other commitments towards the Board of Directors for severance pay, pension or other compensation.

The Company did not grant any advances and loans to the members of the Board of Directors during the year ended December 31, 2021 (2020: Nil).

17. Other operating expenses

Other operating expenses include the administrative expenses incurred by the Company in its ordinary course of business such as the costs charged for the supply of administrative services.

This caption also comprises some headquarters or other undertakings recharges.

The decrease is mainly due to the reverse of provision posted in 2020 related to AGS, Amundi Luxembourg S.A.'s subsidiary : 1.7 MEUR (2020 : -2.7 MEUR)

18. Tax on profit or loss

The Company is subject to all taxes applicable to a Luxembourg taxable Company. The charge representing corporate income tax and municipal business tax for the year ended December 31, 2021 is EUR 46 165 926 (2020 : EUR 26 762 822).

Amundi Luxembourg S.A.
Notes to the annual accounts
as at December 31, 2021
- continued -

19. Related parties transactions

The transactions with related parties that occurred during the year are relating to commissions paid to Crédit Agricole group entities and have been concluded at arm's length except for the intercompany loan as disclosed in Note 6.

20. Off balance sheet items

Off-balance sheet items as at December 31, 2021 amount to EUR 70.000.000 (2020 : EUR 70 000 000) and relate to letters of guarantees received from Unicredit, in relation to funds' distribution in Turkey.

21. Cash collection accounts

For the needs of funds under management cash flows, some accounts have been opened by Amundi Luxembourg S.A.. Operations on those accounts only concerned investments and disinvestments made by investors. Their balances should be settled down quickly and are monitored on a monthly basis by Amundi Luxembourg S.A. which is responsible at a last resort. Those dedicated bank accounts are not booked in Amundi Luxembourg S.A. financial statements.

22. Subsequent events

There are no significant subsequent event that impact the financial statements of the Company.

As of today Amundi Luxembourg S.A. is not directly financially affected by the conflict, its exposure to the russian market being limited.

Nevertheless Amundi Luxembourg S.A. apply closely sanctions put in place by authorities against Russia.

4【利害関係人との取引制限】

管理会社またはその関連会社は、あるサブ・ファンドに対する管理会社の職務と他の投資者に対する管理会社の職務または自らの金銭的な利害との間で潜在的な利益相反を生じる取引を実行する可能性がある。管理会社は、適用ある行動規則に基づき、利益相反を回避するよう努めなければならない。利益相反を回避することができない場合は、顧客（当該サブ・ファンドを含む。）が公平に取り扱われることを確保しなければならない。管理会社は、潜在的な利益相反が存在しなかった場合よりも当該サブ・ファンドに不利とならない条件で当該取引が実行されることを確保する。ただし、管理会社およびその関連会社のいずれも、当該取引もしくは関連取引によりもしくはこれらを理由として発生し、または受領した利益もしくはコミッション報酬につき当該サブ・ファンドに説明する責任を負わず、また別段の規定がある場合を除き、管理会社の報酬は調整されない。

5【その他】

（１）定款の変更等

管理会社の定款は、ルクセンブルク法に基づく定足数および決議要件に従い、臨時株主総会の決議により修正される。

（２）事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルク監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルクの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルクの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、営業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

（３）訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、毎年１月１日に開始し、同年12月31日に終了する。

管理会社の存続期間は無期限である。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）保管受託銀行、支払事務代行会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社

名称	ソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルク (Société Générale Luxembourg)
資本金の額	2022年４月末日現在、1,389,042,648ユーロ（約1,886億8,755万円）
事業の内容	ソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルクは、ルクセンブルクで認可された金融機関であり、ルクセンブルクの金融監督委員会（ＣＳＳＦ）の銀行機関としてリストに掲載されている。

（２）投資運用会社、海外販売会社

名称	アムンディ アセットマネジメント (Amundi Asset Management)
資本金の額	2022年４月末日現在、1,143,615,555ユーロ（約1,553億4,874万円）
事業の内容	アムンディ アセットマネジメントは、フランス法に準拠した公開有限会社であり、フランスの金融市場庁（ＡＩＦ）により管理会社として承認されている。

（３）日本における販売会社

名称	株式会社三井住友銀行
資本金の額	2022年３月末日現在、1,770,996百万円
事業の内容	日本における販売会社は、日本の金融庁からの免許を受け銀行業を営んでいる。

（４）代行協会員

名称	アムンディ・ジャパン株式会社
資本金の額	2022年４月末日現在、12億円
事業の内容	アムンディ・ジャパン株式会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく投資信託委託会社であり、金融商品取引法に基づく金融商品取引業者である。

（５）保証会社

名称	クレディ・アグリコル・エス・エー
資本金の額	2022年４月末日現在、9,077,707,050ユーロ（約１兆2,331億1,573万円）
事業の内容	クレディ・アグリコル・エス・エーは、フランス法に基づく金融機関であり、銀行業（貸付け、預金、保険、資産運用、不動産、リース、ファクタリング、コーポレート・インベストメント・バンク、発行体および投資家サービス）を営んでいる。

２【関係業務の概要】

（１）保管受託銀行

ソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルクは、ファンドの保管受託銀行として、ファンド資産の保管業務、監視業務、キャッシュフローのモニタリング業務を提供する。

（２）支払事務代行会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社

ソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルクは、ファンドの支払事務代行会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社として、分配および受益証券の買戻しに関する受益者への支払業務、帳簿作成業務、純資産価額の計算業務、ファンドの受益者名簿の管理業務を提供する。

（３）投資運用会社

アムンディ アセットマネジメントは、本サブ・ファンドの投資運用会社として、投資運用業務を提供する。

（４）海外販売会社

アムンディ アセットマネジメントは、本サブ・ファンドの受益証券の販売業務を行う。

（５）日本における販売会社

株式会社三井住友銀行は、本サブ・ファンドの受益証券の日本における販売会社として、受益証券の販売・買戻しの取扱業務を提供する。

（６）代行協会員

アムンディ・ジャパン株式会社は、本サブ・ファンドの代行協会員として、代行協会員業務を行う。

（７）保証会社

クレディ・アグリコル・エス・エーは、本サブ・ファンドの満期日の受益証券１口当たり純資産価格に関する保証業務を行う。

３【資本関係】

管理会社およびアムンディ・ジャパン株式会社は、アムンディ アセットマネジメントの子会社である。

第 3 【投資信託制度の概要】

投資信託制度の概要

（2022年 5 月付）

定 義

1915年法	商事会社に関する1915年 8 月10日法（随時改正および補足済）
1993年法	金融セクターに関する1993年 4 月 5 日法（随時改正および補足済）
2002年法	UCIに関する2002年12月20日法（随時改正および補足済）
2007年法	SIFに関する2007年 2 月13日法（随時改正および補足済）
2010年法	UCIに関する2010年12月17日法（随時改正および補足済）
2013年法	AIFMに関する2013年 7 月12日法
2016年法	RAIFに関する2016年 7 月23日法（随時改正および補足済）
AIF	AIFMD第 4 条第 1 項（a号）に記載されるUCI（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 (a) 多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 (b) UCITS指令第 5 条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルクにおいて、この用語は、2013年法第 1 条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
AIFM	その通常の事業活動として一または複数のAIFを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
AIFMD	AIFMに関する2011年 6 月 8 日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU（随時改正および補足済）
CESR	欧州証券規制委員会（2011年以降、現在はESMAが継承）
CSSF	ルクセンブルク監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体（2009年以降、現在はEUが継承）
EEC	欧州経済共同体（1993年にECが継承）
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合
FCP	契約型投資信託
加盟国	EU加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	ルクセンブルクの官報であるメモリアルA
パート ファンド	2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS指令をルクセンブルク法に導入）。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づくUCI
RAIF	リザーブド・オルタナティブ投資ファンド
RCS	ルクセンブルク大公国の商業および法人登記所 （Registre de Commerce et des Sociétés）
RESA	ルクセンブルク大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集 （Recueil Electronique des Sociétés et des Associations）
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SIF	専門投資信託
UCI	投資信託

UCITS

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

UCITS指令

UCITSに関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州
議会および理事会指令2009/65/EC

・ルクセンブルクにおける投資信託制度および統計

ルクセンブルクにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定され、2021年10月31日現在でFCP型の規制UCI¹の数は1,265、その純資産総額は1兆75億200万ユーロ（133兆7,660億円）に達している²。

投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけてはじめて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロッパ・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2021年10月31日現在で、SICAV（変動資本を有する投資法人）型の規制UCIの数は1,985、SICAR（リスク資本に投資する投資法人）型の規制UCIの数は225で、その純資産総額は、4兆6,781億9,500万ユーロ（621兆1,240億円）に達している³。

2021年10月31日現在、ルクセンブルクのファンドが運用する純資産合計額は、5兆7,184億8,400万ユーロ（759兆2,431億円）に達している⁴。

（注）ユーロの円貨換算は、2021年10月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝132.77円）による。

・ルクセンブルク投資信託の監督

ルクセンブルクの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引ならびに証券発行を規制する1965年6月19日付勅令に基づき権限を有しており、その後投資信託の監督に関する1972年12月22日付勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルク金融庁（以下「IML」という。）に付託され（IMLは同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルク中央銀行（以下「中央銀行」という。）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関であるCSSFによって行使されている。CSSFは、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関およびUCIに関する監督、ならびに証券取引所理事長に付託されていた、ルクセンブルク証券取引所および証券の公募ならびにルクセンブルク証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を行使している。

・ルクセンブルクの投資信託の形態

1. 前書き

¹ この数字は、UCITS、2010年法パート に基づくUCIおよびSIFを含む。

² 最新の統計は、CSSFのウェブサイト(https://www.cssf.lu/en/publication-data/?entity_type=490&content_type=609%2C2126%2C2122%2C4998%2C2124)を参照のこと。

³ 同上。

⁴ 同上。

1.1 一般⁵

1988年4月1日までは、ルクセンブルクのすべての形態のファンドは、UCIに関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

1.2 UCITS / UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わりUCIに関する1988年3月30日法（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、UCITSにかかる指令85/611/EECの規定をルクセンブルク国内法として制定し、また、ルクセンブルクの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

2002年法により、ルクセンブルクは、指令85/611/EECを改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、ただちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

2010年法により、ルクセンブルクは、UCITS 指令（預託機能、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付指令2014/91/EU（以下「UCITS 指令」という。）により改正された。）を実施した。

2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2010年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され同日付で施行された2013年法により改正された。

2021年7月26日にメモリアル561号に公告された2010年法の直近の改正は、特に2021年7月21日法により導入され、2019年6月20日付欧州議会および理事会指令(EU)2019/1160を置き換え、国境を越えた投資信託の販売に関するUCITS指令およびAIFMDを修正し、2010年法および2013年法を修正した。

1.3 SIF

その証券が一般に募集されることを予定しないUCIに関する1991年7月19日法（以下「1991年法」という。）は、ルクセンブルクの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

2007年法（2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった。）によりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、SIFが導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。2017年法の直近の改正は、2019年4月11日にメモリアル238号に公告された英国および北アイルランドのEU離脱の際に金融セクターについて講じられるべき措置に関する2019年4月8日法によって導入された。

SIFは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。SIFは、リスク拡散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけCSSFに認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

⁵ ルクセンブルクの投資信託制度は、特にEUの法令に基づいており、かかる法律は、現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべてのEUの法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと（特にその範囲が投資信託以外に及ぶ場合）に留意されたい。

1.4 RAIF

2016年法は、2013年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のAIFであるRAIFを導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で認可されたAIFMにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。その結果、RAIFは、CSSFによる事前の認可も継続的な（直接的）健全性監督も受けない。RAIFは、CSSFの監督に服することなく、SIF制度およびSICAR制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

2016年法の直近の改正は、欧州ベンチャー・キャピタル・ファンド（European Venture Capital fund、以下「EuVECA」）規則、欧州社会起業家ファンド（European Social Entrepreneurship Funds、以下「EuSEF」）規則、MMF規則、欧州長期投資ファンド（European long-term investment fund、以下「ELTIF」）規則および証券化STS規則の適切な適用のための規則を策定する2019年7月16日法によって導入された。

2. 2010年法

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パート UCITS（以下「パート 」という。）
- パート その他のUCI（以下「パート 」という。）
- パート 外国のUCI（以下「パート 」という。）
- パート 管理会社（以下「パート 」という。）
- パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パート 」という。）

2010年法は、パート が適用されるUCITSとパート が適用される「その他のUCI」を区分して取り扱っている。2010年法パート に準拠するUCIは2013年法に定義されるAIFとしての資格を有しているのに対し、UCITSは2013年法の範囲から除かれる。

2.1.2. いずれか一つの加盟国内に登録され、パート ファンドとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他の加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のよう定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のUCITSの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- d) 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d)の分類は、2003年1月22日付CSSF通達03/88（2002年法に関連して示達されたものだが、2010年法に関しても有効である。）によって以下のとおり定義されている。

- a) 2002年法第41条第1項（現2010年法第41条第1項）に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および／またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託

- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託(以下「レバレッジ・ファンド」という。)
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパート(現在は2010年法のパート)の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

1) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), common fund)

2) 投資法人(investment companies)、これは

- SICAVである場合と、
- SICAFである場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

監督は現在CSSFによりなされている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に詳述される特徴に加え、2010年法の特定の条項は、特定の要件を規定し、または、大公規則もしくはCSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)本書の日付現在、かかる大公規則もしくはCSSF規則は制定されていない。ただし、2010年法第174条(かつての2002年法第129条)にいう年次税の適用条件および基準を定める2003年4月14日大公規則を除く。

2.2.1. 契約型投資信託(FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および預託機関の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条を含むがこれらに限られない。)および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を受領することができ、当該投資家を受益者と称する。

受益証券の発行の仕組み

- ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定される。)に基づいて継続的に発行される。
- 管理会社は、預託機関の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。
- 受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
 - 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款の枠組みに従って執行する。UCITSは2010年法第15章の適用を受ける管理会社によって管理され、パート が適用される「その他のUCI」は2010年法第16章の適用を受ける管理会社によって管理される。
 - 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度計算されなければならない。パート が適用されるその他のすべてのUCIについては、少なくとも1か月に1度計算されなければならない。ただし、CSSFは、UCITSについては、受益者の利益を損なわないことを条件に、この頻度を月に1回に減らすことを許可することができ、パート が適用される「その他のUCI」については、正当な理由がある申請に基づき、適用除外を認めることができる。
 - 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および預託機関の名称
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) FCPの会計期間
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- (注) 2010年法パート に基づくFCPに関しては、管理会社は、特別な事情があり、かつ、受益者の利益を考慮して停止が正当化される場合、受益証券の買戻しを一時停止することができる。いかなる場合も、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、特に、FCPの活動および運営に関する法律、規則または合意において規定がないときは、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

- A) FCPに適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のUCIに適用される制限とを明確に区別している。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、UCITS指令に従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および/または第2号に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国が加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものであり、かつ、監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。

- かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS指令の要件と同等であること。
- かかるUCIの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- 取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIが、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のUCIに関して、CSSFは、2018年1月5日付CSSFプレスリリース18/02号において公表されるとおり、UCITSの商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のUCIは以下の基準を遵守しなければならない。

- () その他のUCIは、UCITS指令第1条第(2)項(a)に従い、非流動性資産(商品および不動産など)に投資することを禁止される。
 - () その他のUCIは、UCITS指令第50条第(1)項(e)()に従い、UCITS指令の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。
 - () ファンドの規則または設立文書において、UCITS指令第50条第(1)項(e)()条に従い、その他のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に、合計でUCIの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付通達11/512(改正済)を發布した。CSSF通達11/512は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/ESMAガイドラインならびに2010年12月22日付CSSF規則10-4をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。CSSF通達11/512は、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSの従前の区別およびデリバティブ商品の利用に関連する差異に対処する。グローバル・エクスポージャーを計算する適切な方法を選択するに際し、管理会社は投資方針および投資戦略(金融デリバティブ商品の取扱いを含む。)に基づいて各UCITSのリスク特性を評価するものとする。

- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))

に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - 3) EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同程度厳格とCSSFが判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - 4) CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、指令2013/34/EUに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。これらの運用がデリバティブ商品の利用に関するものである場合、これらの条件および上限は、2010年法の規定に従うものとする。いかなる場合においても、UCITSは、UCITSの約款または英文目論見書に定められた投資目的から逸脱してはならない。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12)および(13)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。
- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相

手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、純資産の20%以上を同一発行体に投資することになる場合、以下のいずれかを組み合わせてはならない。

- 譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 預金および/または
- OTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSSFは、本(10)に定める基準を遵守した債券の発行に関する本(10)(d)の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本(10)(d)の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストをESMAに送付するものとする。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令2013/34/EUまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その地方自治体、非加盟国または一もしくは複数の加盟国がメンバーで

ある公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。
 - (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。
- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。
- この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。
- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。
- UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
- その他のUCITSおよび/またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () 同一UCITSまたは2010年法第2条第2項の意味におけるその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) 非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行う行為する管理会社もしくは預託機関は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、

- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または預託機関が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド(以下「フィーダー」という。)またはかかるUCITS(以下「マスター」という。)のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。
- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
 - 2010年法第41条第1項g)および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品(ヘッジ目的のためにのみ利用可能)
 - フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産
- フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。
- コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還(ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計)の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。
- UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。
- (21) UCIのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUCI(以下「ターゲット・ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および/または保有する場合がある。
- ターゲット・ファンドが、反対に、ターゲット・ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
 - 合計でターゲット・ファンドの10%を超える資産を、その他のターゲット・ファンドの受益証券に投資することはできない。
 - ターゲット・ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
 - いかなる場合も、これらの証券がUCIに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUCIの純資産の計算について考慮されない。

- ターゲット・ファンドに投資しているUCIのコンパートメントの段階とターゲット・ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および／または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、概してUCITSの文脈において、以下の法的文もまた考慮されなければならない。

- 基準価格の計算に過誤があった場合の投資家保護およびUCIに適用される投資規則の遵守違反に起因する結果の是正に関する2002年11月27日付CSSF通達02/77（2021年2月18日に改正済）
- 一定の定義の明確化に関する指令85/611/EECおよびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/CEを、ルクセンブルクにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則（以下「2008年大公規則」という。）
- 2008年大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339。
CSSF通達08/339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ2008年大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。
- 特定の証券貸借取引においてUCITS（および原則としてUCIも）が利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されCSSF通達11/512（改正済）によって改正されたCSSF通達08/356
CSSF通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。同通達は、UCITS（UCI）のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。同通達は、証券貸借取引によってUCITS（UCI）のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。
- 2008年11月26日に、CSSFは、CSSF通達08/380を発行し、UCITSによる投資適格資産に関するCESRのガイドラインを規定し、UCITSによる投資適格資産に関する、CSSF通達08/339を通じて委員会により公表された2007年3月付の参照番号CESR/07-044のCESRのガイドラインを取り消し置き換えた。
CSSF通達08/380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とした技術および商品に関するUCITSによる投資適格資産についてのCESRのガイドライン文書の改訂にのみ注意を喚起する。CSSF通達08/380は、指令85/611/EEC第21条の規定を遵守する要件は、特に、UCITSがレポまたは証券貸付の利用を承認された場合、これらの運用はUCITSのグローバル・エクスポージャーを計算する際に考慮されなければならないことを含意することを示している。
- 2011年7月1日時点の欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10 - 049（改正済）
- 組織上の要件、利益相反、事業の運営、リスク管理および預託機関と管理会社との間の契約の内容に関するUCITS指令を施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010/43/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No. 10-04
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る一定の規定に関するUCITS指令を施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010/44/EUを置き換える、2010年12月22日付CSSF規則No. 10-05（改正済）
- CSSF規則10 - 4およびESMAによる明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するCSSFによるさらなる明確化ならびにCSSFに対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容および様式の定義に関する2011年5月30日付CSSF通達11/512。CSSF通達11/512は、CSSF通達18/698によって改正された。

- 2014年9月30日に発行された、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン 2014/937(改定済)に言及するCSSF通達14/592(同通達は、CSSF通達13/559により実施された、2012年公告の関連するESMAガイドライン(ESMA/2012/832)を置き換えた。)。CSSF通達14/592は、主に、インデックス・トラッキングUCITS、レバレッジUCITSおよび逆レバレッジUCITS、証券貸付、レボ契約および逆レボ契約などの担保を利用するUCITSに関するものである。この点に関して、EU規則2015/2365も考慮されなければならない。
- 欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するCESRのガイドライン(CESR/10-049)のレビューに関するESMAの意見に関する2014年12月2日付のCSSF通達14/598
- UCIに関する2010年法パート の適用対象となるUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS(該当する場合)に適用される規定に関する2016年10月11日付CSSF通達16/644。同CSSF通達は、2018年8月23日付CSSF通達18/697によって改正された。
- 資産担保コマーシャル・ペーパー(ABCP)証券化および非ABCP証券化のためのSTS(簡素で、透明性が高く、標準化された)基準に関する欧州銀行監督局(EBA)ガイドラインの施行に関する2019年5月15日付CSSF通達19/719
- オープン・エンド型UCIの流動化リスク管理についての証券監督者国際機構(IOSCO)の提言に関する2019年12月20日付CSSF通達19/733
- 税務違反を認定するためのマネー・ロンダリングおよびテロリスト資金供与防止に関する2004年11月12日法(改正済)およびAML/CTF法の一定の規定に関する詳細を定めた2010年2月1日付大公規則の適用に関するCSSF通達17/650を補完する2020年7月3日付CSSF通達20/744
- UCITSの成功報酬およびAIFの一定の種類に関するガイドラインに関するCSSF通達20/764
- SFTR第4条および第12条に基づく報告についてのESMAガイドラインに関する2021年4月13日付CSSF通達21/770
- CSSF AML/CTF外部報告書に関する投資信託セクターのガイドラインに関する2021年12月17日付CSSF通達21/788
- 投資ファンドのマネージャーにより毎年提出される自己評価質問票に係る実務規則に関する2021年12月22日付CSSF通達21/789
- ルクセンブルクの投資信託により毎年提出される自己評価質問票に係る実務規則に関する2021年12月22日付CSSF通達21/790
- 投資信託のクロス・ボーダー販売の促進および規則(EU)345/2013、(EU)346/2013及び(EU)1286/2014の変更に関する2019年6月20日付欧州議会および理事会指令(EU)2019/1156(以下「CBDF規則」という。)に基づくマーケティングコミュニケーション(ESMA34-45-1272)におけるESMAのガイドラインの適用に関する2022年1月31日付CSSF通達22/795

(注1) 上記のCSSF通達および2008年大公規則は、2010年法の下においても引き続き適用される。

(注2) 法律行為ではない場合でも、2010年法に関するCSSFのFAQが考慮されなければならない。2020年8月7日、CSSFは、そのFAQの更新版を公表した。新たなQ&Aの1.13において、CSSFは、貸付債権を2010年法第41条(1)および(2)(a)において言及される資産とみなすことはできないと述べている。これは、貸付債権が、2010年法第1条(23)ならびに2008年大公規則第3条および第4条の意味における短期金融商品としても、また、2010年法第1条(34)および2008年大公規則第2条の意味における譲渡性のある証券としても適格ではないためである。2021年11月、CSSFは、UCITSが流動資産を補助的に保有することのできる状況および範囲を明確にする目的で、そのFAQの更新版を公表した。これは、UCITSは、(i)補助的な流動資産の保有が純資産の20%に制限されること、()極めて不利な市況によりそのように要求され、かかる制限の違反が投資家の利益を考慮して正当化される場合に限り必要な期間、当該制限の超過を認めること、また、()UCITSが投資することができる適格資産のカテゴリ

リーおよびその理由(不利な市況下で、財務目的のために投資目標を達成するため)を目論見書に記載しなければならないことを意味する。CSSFは、2022年12月31日までに、UCITSがそのFAQに記載された条件を遵守すると予想している。2021年12月31日に、CSSFは、UCITSの投資対象としてのSPACの適格性およびUCITSが当該ピークルに投資する条件に関する新たな質問を記載したFAQの更新版を公表した。上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施に際し、ルクセンブルクの管理会社およびSICAVは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度をモニタリング・測定することを可能とし、かつOTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に発出されたCSSF通達11/512(CSSF通達16/698により改正済)に定められた要件を遵守するものとする。同通達はリスク管理における主要な規制変更を示し、CSSFによりリスク管理ルールがさらに明確化され、かつCSSFに対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、UCITSの目論見書には、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レラティブVaRまたは絶対的VaRアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
- 予想されるレバレッジ・レベル、および(VaRアプローチを用いるUCITSについて)より高いレバレッジ・レベルの可能性
- レラティブVaRアプローチを用いるUCITSの参照ポートフォリオに関する情報

また、CSSF通達14/592により実施された、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937(改定済)も、同文脈の中で考慮されるべきである。同ガイドラインの目的は、インデックス・トラッキングUCITSおよびUCITS ETFに関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、UCITSが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う際および効率的なポートフォリオ管理を行う際に適用する特定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

- B) パート ファンドとしての適格性を有するFCPに適用される投資制限に関して、2010年法パート には、UCIの投資規則または借入規則についての規定はない。パート ファンドに該当しないIFCPに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、CSSF規則によって決定され得る。
(注) かかるCSSF規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パート に準拠するUCIに適用される投資制限は、1991年1月21日付IML通達91/75およびオルタナティブ投資戦略を実行するUCIに関するCSSF通達02/80において定められている。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドを管理する管理会社には、2010年法第15章が適用される。

パート ファンドのみを管理する管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パート ファンドとしての適格性を有するFCPの管理は、ルクセンブルクに登録上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われる。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125-1条に服する管理会社と同法第125-2条に従う管理会社とを区別している。

- (1) 2010年法第125-1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。

2010年法第125-2条の適用を損なうことなく、本(1)に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

- (a) AIFMDに規定するAIF以外の投資ビークルの管理を確保すること
- (b) AIFMDに規定するAIFとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人(いずれも、単数か複数かを問わない。)のために、2010年法第88-2条第2項a)に従い外部AIFMを任命しなければならない。
- (c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数のAIFの管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。
 - 自らが管理するAIFについてCSSFに確認すること
 - 自らが管理するAIFの投資戦略に関する情報を、CSSFに提供すること
 - CSSFが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するAIFの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、CSSFに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88-2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内に、CSSFに認可を申請しなければならない。AIFMDに規定するAIFs以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記(b)または(c)に記載される業務を遂行することなく、上記(a)に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、UCIの管理以外の活動に従事してはならない(ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルク法に準拠するUCIでなければならない。

当該管理会社の本店(中央管理機構)および登録事務所は、ルクセンブルクに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、UCIが管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体のみ付与される。

- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) (c)または(d)の条件が充足されない場合、当該委託は、CSSFによる事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。
- f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本(1)の範囲内に該当し、本(1)第4段落目(b)において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部AIFM自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能にかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行い、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

（注）：現在はかかる規則は存在しない。

- b) 上記a)記載の資金は管理会社の永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照株主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。CSSFは株主に、とりわけ自己資産に関する要件について、適用法上定められる慎重な要件に管理会社が適合する / 適合する予定を保証するスポンサーシップ・レターを要求することができる。

- e) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。CSSFは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ / または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するUCIの資産を使用してはならない。

管理するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(2) 2010年法第125-2条に服する管理会社

2010年法第88-2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命することなく、任命を受けた管理会社として、AIFMDに規定する一または複数のAIFを管理し、2010年法第125-2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙 に記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するAIFに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を適切な職務経験を有しその適切な職務経験の根拠を示すことのできる、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される（下記2.2.1.2.2.の（17）および（18）を参照のこと。）。

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

(1) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。

(2) 管理会社は、UCITS指令に従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。

ただし、同指令に定められていないその他のUCIの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、UCITS指令の下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの管理のための活動は、2010年法別表 に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

（注）当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) ポートフォリオが金融セクターに関する1993年法の附属書 のセクションBに列挙される商品を含む場合において、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う当該投資ポートフォリオの管理（年金基金が保有するものも含む）

(b) 付随的業務としての、金融セクターに関する1993年法の附属書 のセクションBに列挙される商品に関する投資顧問業務ならびにUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- (4) 上記(2)からの一部修正として、AIFMDに規定するAIFのAIFMとして任命され、ルクセンブルクに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項(7)に基づき認可を申請するに際し、自らがCSSFに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙に記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するUCITSの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するAIFの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこともできる。本(4)に規定するAIFのAIFMとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

- (5) 金融セクターに関する1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

上記(3)(a)で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機関の資本の充分性に関するEU規則575/2013の規定および信用機関の業務へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性の監督に関する2013年6月26日付欧州議会および理事会指令2013/36/EUを施行するルクセンブルク規則を遵守しなければならない。

- (6) 管理会社が支払不能となった場合、上記(2)(3)の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (7) CSSFは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

- (a) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

() 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用機能を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

() 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

() 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用機能を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、EU規則575/2013の第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者お

よびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも二名により決定されなければならない。

- (d) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
 - (e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルクに所在しなければならない。
 - (f) 管理会社の業務を遂行する者は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な経験を有する者でなければならない。
- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (11) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの施行の結果である金融セクターに関する1993年法に適合しない場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の関与資格は、上記金融セクターに関する1993年法第18条の規定と同様の規定に服する。
CSSFは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
関係する他の加盟国の権限のある当局は、以下のいずれかの管理会社の認可について事前に協議されるものとする。
- (a) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の子会社
 - (b) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の親会社の子会社、または

- (c) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社を支配する者と同じ自然人または法人によって支配される管理会社
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (16) 1915年法および同法第900条の3により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。
- (17) CSSFは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。
- (18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはUCIに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、CSSFに対し速やかに報告しなければならない。
- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
 - 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
 - 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をCSSFに対し速やかに報告する義務を有する。

承認された法定監査人がその義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはCSSFに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、承認された法定監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がCSSFに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

CSSFは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B. ルクセンブルクに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(8)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社の健全性監督は、管理会社が2010年法第1条に定義する支店を設立するか、または他の加盟国でサービスを提供するか否かにかかわらず、CSSFの責任とする。ただし、UCITS指令のホスト国である加盟国の当局に責任を与える規定は損なうものではない。管理会社の適格な保有については、金融セクターに関する1993年法第18条が投資会社について定めた規則と同じものに服するものとする。

2010年法の目的において、1993年法第18条にある「会社・投資会社」および「投資会社」は、「管理会社」と読み替えられる。

- (2) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、UCITS指令に従い、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 2.2.1.2.2のA. (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- () 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- () (3)の業務に関し、金融セクターに関する1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- (a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- (b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
- (c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- (d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- (e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- (f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- (g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- (h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- (i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
- 管理会社および預託機関の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。

- (b) 管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

2010年法第15章において参照される管理会社は、健全で効率的なリスク管理に合致し、またこれを促進し、かつ、管理会社が運営するUCITSのリスク・プロファイル、ファンドの規則または設立文書に合致しないリスクをとることを奨励せず、またUCITSの最善の利益のために行動する管理会社の義務の遵守を妨げない、報酬に関する方針および慣行を定め、適用するものとする。

報酬に関する方針および慣行には、給与および裁量的年金給付の固定および変動の構成要素を含むものとする。

報酬に関する方針および慣行は、上級管理職、リスク・テイカー、管理職ならびに上級管理職の報酬階層に該当する総報酬を受け取る従業員およびその専門的活動が管理会社またはその管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼすリスク・テイカーを含む、スタッフ区分に適用されるものとする。

- (6) 管理会社は、上記(5)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
 - (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書に合致しないリスクをとることを奨励しない。
 - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
 - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監督するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わず、かつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
 - (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監督機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内レビューの対象とされる。
 - (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
 - (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監督下に置かれる。
 - (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
 - (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われ、かつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理する

UCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。

- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績の測定には、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用されない。本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について繰り延べられ、また、当該UCITSのリスク特性に正確に合致するよう調整される。本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。
- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われ、または権利が発生する。変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。
- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。
- (q) 役職員は、報酬に関する保険や役員賠償に関する保険の個人的ヘッジ戦略を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。
- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク・テイカー、内部統制担当者ま

たは従業員のうち上級管理職やリスク・テイカーと同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適用かつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。UCITS指令第14a条第(4)項で言及されるESMAガイドラインに従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監督機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイク・ホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (7) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (8) 管理会社は、金融セクターに関する1993年法第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命するよう決定した場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年法第37-8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37-8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) UCITS指令に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルクで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルクで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルクにおいて設定されたUCITSは、UCITS指令第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、または同指令に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

- (2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、ルクセンブルク法に基づいて設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織に関する2018年8月23日付CSSF通達18/698によりさらに処理される。CSSF通達18/698は、AIFに関する法制度の変更を考慮に入れることを目的として、また、CSSF通達18/698が適用されるルクセンブルク法に基づいて設立されたすべての投資ファンドのマネージャー（以下「IFM」という。）（すなわち、2010年法第15章に従

ルクセンブルク法に基づく全管理会社、2010年法第16章第125-1条または第125-2条に従うルクセンブルク法に基づく管理会社、2010年法第17章に従うIFMのルクセンブルク籍支店、2010年法第27条に規定する自己管理投資法人(SIAG)、2013年法第2章の認可を受けたAIFM、2013年法第4条第1項(b)に規定する内部的に管理されるAIF(FIAAG)の認可の取得および維持に係る条件を単一の通達に規定することを目的として、2012年10月24日付CSSF通達12/546(改正済)を置き換えることをその目的とする。CSSF通達18/698は、IFMがルクセンブルクおよび/または海外に設立した支店および駐在員事務所にも適用される。CSSF通達18/698は、認可に係る特定の要件(特に、株主構成、資本要件、経営体、中央管理および内部統制に関する取決めならびに委託の管理に関する規則に関するものを含む。)に関して追加的な説明を提示することを目的とする。また、同通達は、投資ファンド・マネージャーおよび登録事務代行業務を行う事業体に適用されるマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する特定の規定を定める。

2.2.1.3. 預託機関

預託機能に関するUCITSに関する法律、規則および行政規定の調整に関するUCITS指令を改正する欧州議会および理事会の指令を先取りして、CSSFは、UCITSの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確にすることを目的としたCSSF通達14/587を2014年7月11日に公表した(以下「通達14/587」という。)⁶。CSSFは、プリンシプル・ベース・アプローチから離れ、UCITSの預託機能を管理するためのより規範的で詳細な規則を制定した。通達14/587の結果、IML通達91/75の第E章はもはやUCITSには適用されないが、AIFMDの範囲に属さないすべてのファンドには適用される。現在UCITSの預託機関として活動しているルクセンブルクの信用機関は、CSSFの新たな要件に合わせて業務体制を整備しなければならなかった。

⁶ CSSF通達14/587は、以下に詳述される通りCSSF通達16/644によって置き換えられた。

2014年7月23日、欧州理事会は、2016年3月18日までに加盟国が実施しなければならないUCITS

指令の最終文を正式に採択した。UCITS 指令は、UCITSの預託機関の機能と責任を明確にし、過度のリスクテイクを制限するためにUCITSの管理会社のための報酬の方針のパラメーターを提供し、国内規定の違反に関する最低限の行政上の制裁を調和させるものである。

UCITS のレベル2の措置は、2015年12月17日に公表され、2016年10月13日を効力発生日とする。

2016年5月10日、ルクセンブルク議会は、2010年法およびAIFM法を改正する法律をルクセンブルクの法律として通過させた。

2016年10月11日、CSSFは、UCITSの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関ならびにすべてのルクセンブルクのUCITSおよびUCITSのために活動する管理会社に宛ててCSSF通達16/644を公表した。本CSSF通達16/644は、UCITS レベル2の措置と矛盾する通達14/587のいかなる規定も撤回し、2010年法およびUCITS レベル2の措置に規定される預託機関に関する規則の一部に関して明確化する。特に、保管の手續や特定の状況（UCITSがデリバティブに投資する場合、担保を受領する場合など）に関して、組織上の要件を明確化された。

2018年8月23日に、CSSFは、2010年法パート の適用対象外の資金預託機関およびそのブランチ（該当する場合）に適用される組織的取決めにに関するCSSF通達18/697を發布した。CSSF通達18/697は、2010年法パート に従いUCITSの預託機関として活動する信用機関（該当する場合は、その管理会社により代理される。）に適用される規定に関するCSSF通達16/644およびUCIに関する1998年3月30日法に準拠するルクセンブルクの事業体が従う規則の変更および改訂に関するIML通達91/75（CSSF通達05/177およびCSSF通達18/697により改正済）を改定する。

CSSFが承認した約款に定められる預託機関は、約款およびFCPのために行為する管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、預託機関またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。

A) 預託機関は、パート ファンドとしての適格性を有するFCPについて以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、FCPの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、FCPのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関は、FCPおよびFCPの受益者に対し、預託機関または2010年法第18条第4項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、FCPのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

預託機関の受益者に対する責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

UCITS 指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、（ i ）一般的な保管受託義務、（ ）保管、（ ）デュー・ディリジェンス、（ ）支払不能保証および（ v ）独立性に関係するものである。また、SICAV は、客観性のある所定の基準に基づき、SICAV および SICAV の投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。パート ファンドの預託機関である場合は、その登録事務所は他の加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、金融セクターに関する1993年法に定める金融機関でなければならない。

預託機関の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後任者の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり取得し、FCPが2010年法を遵守しているかをCSSFがモニタリングするために必要なすべての情報を、CSSFに対し提供しなければならない。

CSSFは、2016年10月11日に、UCITSの預託機関を務めるルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確化することを目的としたCSSF通達16/644を発出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、CSSFは、UCITSの預託機関の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を發布した。CSSF通達16/644は、上記でさらに記載されるとおり、CSSF通達18/697により改定された。

B) 預託機関は、パート ファンドとしての適格性を有するFCPについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するFCPと、2013年法第3条に規定される例外規定の利益を享受しかつ同例外規定に依拠するAIFMが管理するFCPとを区別している。FCP（パート ファンド）に関しては、FCPの資産は、2010年法第88 - 3条の規定に従い、一つの預託機関にその保管を委託されなければならない。

UCITSの保管受託体制は、パート ファンドの預託機関に適用される。2018年3月1日にメモリアルにおいて公表され、2018年3月5日に発効した2018年2月27日付法律が採択されたことにより、UCITSの保管受託体制の適用は、ルクセンブルクの小口投資家に対しても販売されるパート ファンドの預託機関にのみ限定される一方で、その他すべてのパート ファンドの預託機関にはAIFMの保管受託体制が適用される（2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。）。

2.2.1.4. 関係法人

（ ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB(4)に従う。

（ ）販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行のFCPの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

- この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において1株につき1票の議決権を有する。1915年法は、また公開有限責任会社が無議決権株式および複数議決権株式を発行できる旨規定する。
- 会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回することはできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めたとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（SICAV）

2010年法に従いSICAVの形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVの定款およびその修正は、出頭した当事者が決定するフランス語、ドイツ語または英語で作成された特別公証証書に記録される。本証書が英語によるものである場合は、布告11年プレリアル24の規定の適用を免除することにより、登録当局に提出されたときに、当該証書に公用語への翻訳文を添付する要件は適用されない。本要件はまた、SICAVの株主総会の議事録を記録した公正証書またはSICAVに関する合併提案書など、公証証書に記録しなければならないその他の証書にも適用されない。

SICAVは、1915年法の適用が除外されることにより、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および年次株主総会の招集通知と同時に監督ボードが登録株主に対して提出したコメント（該当する場合）を送付する必要はない。招集通知には、株主にこれらの書類を提供する場所および実務上の取り決めを記載し、各株主が年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督ボードが提出したコメント（該当する場合）を株主に送付するよう要請することができることを明記するものとする。

株主総会の招集通知には、株主総会の定足数および過半数は、株主総会の5日前（以下「基準日」という。）の午前0時（ルクセンブルク時間）時点の発行済株式に基づいて決定される旨を定めることができる。株主が株主総会に出席し、その株式の議決権を行使する権利は、基準日において当該株主が保有する株式に基づいて決定される。

SICAVは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および

買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株発行の場合、定款が明示の規程により新株優先引受権を認めない限り、既存株主はかかる権利を主張できない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる（注：本書の日付において、かかるCSSF規則は発行されていない。）。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、SICAVは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、SICAVの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はCSSF規則により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いCSSFが決定する。）。
- 通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りSICAVの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること（パート ファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 定款中にSICAVが負担する費用の性質を規定すること。
- SICAVの株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルク法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき（買戻手数料を課され、または課されずに）販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授權に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人に

よってルクセンブルクの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にRESAに公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

（注）SICAVは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 預託機関

会社型投資法人の資産の保管は、預託機関に委託されなければならない。預託機関の責任は、預託機関がその保管する資産の全部または一部を第三者に委託したことによって影響を受けない。預託機関は、ルクセンブルク法に従い、会社型投資信託および株主に対し、その不当な債務の不履行または不適切な履行の結果として被った損失につき責任を負うものとする。

預託機関の業務は以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる株式の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの定款に従って執行されるようにすること。
- SICAVの株式の価額が法律およびSICAVの定款に従って計算されるようにすること。
- 法律およびSICAVの定款に反しない限りにおいて、SICAVまたはSICAVに代わって行為する管理会社の指示を行うようにすること。
- SICAV資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- SICAVの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

SICAVが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、SICAVの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、SICAVのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関のSICAVの株主に対する責任は、管理会社を通じて直接または間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

預託機関は、SICAVおよびSICAVの株主に対し、預託機関または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、SICAVのために行う管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、SICAVおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりSICAVおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

UCITS 指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まれなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、（i）一般的な保管受託義務、（ ）保管、（ ）デュー・ディリジェンス、（ ）支払不能保証および（v）独立性に係るものである。また、SICAVは、客観性のある所定の基準に基づき、SICAVおよびSICAVの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章（2010年法第95条を参照のこと。）に基づき認可されるAIFMが管理するSICAVには特別規定が適用される。

預託機関としての役割を果たすにあたり、預託機関は、株主の利益のためにのみ行動しなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6 パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、UCITS指令に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、SICAVの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代理するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、UCITS指令に従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」をSICAVと読み替える。
- SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) UCITS指令に従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、2018年8月23日付CSSF通達18/698に基づいて、ルクセンブルク法に準拠する投資ファンドのマネージャーの認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。
- 特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該SICAVの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規

則を含む。)を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するSICAVの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルクにおける投資信託に関する追加の法規定

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、(FCPおよび/または非セルフ・マネージドSICAV)の管理会社、および(2010年法により明確に適用除外されていない限り)SICAVの形態をとるか公開有限責任会社(société anonyme)の形態をとるかにかかわらず投資法人自身(および会社型投資信託における買戻子会社(もしあれば))に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件(1915年法第420の1条)

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項(1915年法第420の15条)

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

() 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元

() 会社の形態および名称

() 登録事務所の所在地

() 会社の目的

() 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額

() 当初払込済の発行済資本の額

() 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載

() 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定

() 現金払込み以外の出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論

(注) 1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

() 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

(x) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)およびかかる株式に付随する権利に関する記載

(x) 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

(x) 会社の存続期間

(x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420の17条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

() 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること

() 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第420の19(2)条および第420の23(2)条)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルクの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルクにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルク内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

() 次の投資信託はルクセンブルクのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルクの投資信託は、2010年法第2条および第87条に準拠すること。
- 加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定されたUCITSでないものについては、その証券がルクセンブルク大公国内またはルクセンブルク大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に言及されるUCIについては、設立から1か月以内にかかるリストへの記入の申請書をCSSFに提出しなければならない。

ルクセンブルク法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルクの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルクのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託(fonds d'investissement)の定義は、1991年1月21日付IML通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(IML)によりとってかわられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルク中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、CSSFに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するCSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人(または、FCPの場合は管理会社)に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人/管理会社(FCPの場合)は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない(監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。)。パート ファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される(2010年法第150条第2項)。

パート ファンドに関しては、投資法人／管理会社（FCPの場合）は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書（ルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語または英語）（以下「KII」という。）を作成しなければならない（2010年法の第159条を参照のこと）。KIIは、該当するUCITSの本質的な特徴について適切な情報を含んでいなければならない、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

KIIは、該当するUCITSについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) UCITSの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク／利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

KIIは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法（請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。）を明示する。

KIIは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

KIIは、当該UCITSが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている（2010年法第155条および第156条）。

- UCIはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITSに関するKIIに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

欧州理事会は、2014年10月24日に、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品（PRIIP）の重要情報文書に関するEU規則（EU規則1286/2014）を採択した。同EU規則は、小口投資家に対する投資商品の開示に関する統一規則を定めており、かかる投資家が小口投資家向け投資商品の重要な性質およびリスクを理解し、異なる商品の特質を比較できるようにすることを目的としている。KIIを作成する義務は、PRIIP（投資信託を含む。）が小口投資家にも入手可能となる場合に適用される。

UCITSは、PRIIPの定義を満たす投資信託であるが、同EU規則は、UCITSの販売者に対して施行から5年間の移行期間を認め、かかる販売者は、当該期間中は同規則の条件を免除される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

（ ）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルクのファンドはその活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

（ ）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書および預託機関の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定され

る一部修正に従い、2010年法パート に服するUCIは、2010年法第88-2条第2項a)に従い任命を受ける外部AIFMが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。2010年法パート に服する、同法第88-2条第2項b)に規定する内部的に管理されるUCIは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88-2条第2項b)に従い認可を受けなければならない。

- () 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルクの目論見書は、CSSFに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177（2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。）に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をCSSFに提出する必要はない。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルク内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルクの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

- () 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

- () 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

- () 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類に投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用（その中央管理事務者および預託機関を含む。）および（資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

- () 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

IML通達97/136（CSSF通達08/348およびCSSF通達15/627により改正済）に基づき、2002年法（現在の2010年法）に基づきルクセンブルクで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。さらに、2015年12月3日、CSSFは、CSSF-U1.1報告に対する新たな月次報告に関する通達15/627を発行した。

（ ）違反に対する罰則規定

ルクセンブルクの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または罰金刑に処される。

2.3.2. マネー・ロンダリングおよびテロリスト資金供与の防止に関する法律および規則

2.3.1.1 2004年11月12日法（以下「AML / CTF法」という。）およびCSSF規則12-02

CSSFは、法律で定められたその使命の枠組みにおいて、その監督、認可または登録の対象となるすべての者が専門家としてのAML / CTFの義務を遵守することを確保する責任を負っている。

CSSFは、その職務を遂行する目的において、AML / CTF法およびCSSF規則12-02に定めるすべての監督および調査の権限を有する。例えば、CSSFは、自らが必要とみなすあらゆる文書にアクセスし、その写しを取得する権利を有する。CSSFはまた、特にかかる者を召喚することにより、または、立入検査を実施することにより、その監督の対象となるあらゆる者に対して情報を請求することができる。

CSSFのAML / CTFの監督の対象となる者がAML / CTFに関する規定を遵守しない場合、CSSFは、かかる者に対して差止命令を行う権限を有する。CSSFが設定した期限の満了後も監督対象者が状況を是正しない場合、CSSFは、かかる者に対して引き続き行政上の制裁を課することができる。

さらに、CSSFは、制裁を課す広範な権限を有する。CSSFは、そのAML / CTF監督の対象となる者を警告、戒告、過料または業務禁止に処することができる。これらの制裁は、通常、CSSFにより公表される。

かかる行政上のまたは健全性確保のための制裁は、これに関して適用される法律上の規定に故意に違反した専門家に対する刑事裁判所による刑事制裁（禁固および／または罰金）を損なうものではない。

2020年8月24日、CSSFは、マネー・ロンダリングおよびテロリスト資金供与防止に関するCSSF規則12-02を改正する2020年8月14日付CSSF規則20-05を公表した。同規則は、2020年8月24日に発効した。同日、改正されたAML / CTF法の一定の規定に関する詳細を定めた従前の2010年2月1日付大公規則を改正する2020年8月14日付大公規則も発効した。CSSF規則20-05および2020年8月14日付大公規則の目的は、最近の第4次AML指令および第5次AML指令のルクセンブルク法への導入に照らして、これらの本文をルクセンブルクのAML / CTFの規制の枠組みに沿ったものにするために必要な調整を行うことである。これらの規則がもたらした主な変更は、AML / CTF義務に服し、かつ、CSSFにより規制され、登録され、または監督される専門家（例：金融機関、投資会社ならびに金融セクター、投資ファンドおよびその管理会社などのその他の専門家）に影響を及ぼす。これらの変更は、基本的に、以下のとおりである。

- ・ 特に投資ファンド業界におけるリスクに基づく手法の実施に関する説明
- ・ 顧客のデュー・デリジェンス措置の実行に関する明確化
- ・ 送金に付随する情報に関する規則（EU）2015 / 847により定められる規則の実施
- ・ 外部委託の取決めの使用に関する明確化
- ・ 事業上の関係および取引の監督のための内部制度に関する明確化、ならびに
- ・ CSSFと資金情報局（Cellule de Renseignement Financier）の間における協力の要求に関する明確化

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルクで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS（またはそのうちの一または複数のコンパートメント）（以下「吸収される側のUCITS」という。）が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS（以下「吸収する側のUCITS」という。）に移転する場合
- 2つ以上のUCITS（またはその／それらの一または複数のコンパートメント）が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS（またはコンパートメント）が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS（またはコンパートメント）に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS（一部または全部が吸収される）がルクセンブルクで設立された場合、合併はCSSFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、CSSFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関（複数の場合もある。）は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルクにある場合、2010年法第67条は、CSSFは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、UCITS指令第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、UCITS指令第41条に従い、2010年法第40条第1項a)、f)およびg)に記載された詳細が、UCITS指令およびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルクにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条(1)によれば、吸収される側のUCITSおよび／または吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連もしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条

に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルクで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会（該当する場合）のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルクで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側のUCITSについては、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

合併するUCITSが消滅するFCPである合併については、約款に別段の定めがある場合を除き、合併の効力発生日を当該UCITSの管理会社が決定しなければならない。合併により消滅する契約型投資信託については、1915年法の規定に基づき、合併の効力発生日に関する決定は、商業および法人登記所に宣言されなければならない。かつ、当該決定の商業および法人登記所への宣言の通知の方法によりRESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に係るコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5. 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルク法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。法は、以下の特別な場合を規定している。

2.5.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a. 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b. 管理会社または預託機関がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c. 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. SICAVについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。

b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1（場合による）を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるように招集されなければならない。

2.5.1.3. ルクセンブルク法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 通常の清算（裁判所の命令によらないもの）

清算は、通常次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、CSSFを含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルクの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルクの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記

2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下は現在ルクセンブルクにおいて有効な法律の一定の側面（ただし網羅的ではない）についての理解に基づくものである。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 固定登録税

出資税に関する会社適用規則を改定する2008年12月19日法に従い、設立に際しては、ルクセンブルクの全会社に対して、75ユーロの固定登録税が課税される。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルクの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、軽減された年率0.01%が以下について適用される。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルクのUCI
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルクのUCI
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務

証券および債務証券として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に係る金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第174条第3項に従い、持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則（EU）2020/852（規則（EU）2019/2088を改正する。）（以下「規則（EU）2020/852」という。）第3条に定義される持続可能な経済活動に投資されるUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産の割合が当該規則に従い開示される場合、一定の条件で、またかかる投資割合に応じて、UCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産総額に比べて低い割合が適用される。

2010年法第174条第3項に定められる軽減税率のいずれかの恩恵を受けるために、UCIの計算期間最終日における持続可能な経済活動に投資される純資産の割合（規則（EU）2020/852に従い開示される。）は、監査業に関する2016年7月23日ルクセンブルグ法第62条第(b)項に基づきInstitut des Réviseurs d'Entreprisesが採用する国際的な監査基準に従う合理的な保証監査という観点から、2010年法第154条第1項に基づく要件に従い、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）により監査されるか、または場合に応じて、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）により証明されなければならない。かかる割合およびUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産総額に関する当該割合に相当する比率は、年次報告書または保証報告書に記載されるものとする。

年次報告書または保証報告書に示される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率が記載され、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）により証明された証明書は、年次報告書の完成後に行われる年次税（taxe d'abonnement）の初回申告のために、ルクセンブルグのVAT当局（Administration de l'Enregistrement et des Domaines et de la TVA）に提出されなければならない。2010年法第177条を損なうことなく、提出された証明書に記載される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率は、ルクセンブルグのVAT当局への証明書の提出後の4四半期に関して、規則（EU）2020/852第3条に定義される持続可能な経済活動に投資され、各四半期末日に評価される純資産の割合（当該規則に従い開示される。）に適用される税率を決定する基準となる。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

- a) 他のUCIにおいて保有される受益証券／投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券／投資口が、2010年法第174条または2007年法第68条または2016年法第46条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
- b) 以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合
 - () その唯一の目的が短期金融商品への集合的投資および信用機関への預金である場合
 - () そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えない場合
 - () 公認の格付機関から最高の格付を取得した場合UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。
- c) その投資口または受益証券が、() 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるUCIおよびそのコンパートメント。

d) 主な目的が小規模金融マイクロ・ファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

e) 以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

(i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、

() 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、(i) の条件を満たすクラスにのみ適用される。

- 2.6.2. 日本の投資主または受益者／ルクセンブルクに居住しない投資主または受益者への課税関係
現在のルクセンブルク法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルク大公国に住所、居所または恒久的施設／常駐者を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

- 2.6.3. 投資主または受益者への課税関係

ルクセンブルク法について概説すると、契約型および会社型の投資信託ともに、原則として、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、通常の所得税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主がルクセンブルク大公国に住所、居所または恒久的施設／常駐者を有している場合については、この限りでない。

ルクセンブルクに居住しないFCP（UCITSまたはパート UCI）の受益者は、ルクセンブルクの株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）を課せられることはない。ただし、関連する二重課税防止条約の規定（もしあれば）の適用の下、かかる受益者が、FCP（UCITSまたはパート UCI）を通じて、ルクセンブルク籍企業（SICAR、法人形態のUCIまたは同族管理会社を除く。）の資本金の10%を超えて保有する場合はこの限りでなく、また、() 当該会社の株式が取得後6か月以内に処分される場合、また() 当該受益者が15年を超えてルクセンブルクの居住者であり、かつ、その受益証券の譲渡の前5年以内にルクセンブルクの居住者でなくなった場合はこの限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当および利子の支払国において源泉課税を受けることがある。

現在、2010年法に基づくUCIとしての資格を有するルクセンブルクの法人の投資主またはFCPの受益者のいずれに対しても、かかる法的主体によって販売された投資信託の受益証券に関する分配金または実現された元本の値上がり益に関し、ルクセンブルクの源泉徴収税が課されることはない。

- 2.6.4. 付加価値税

ルクセンブルク付加価値税（以下「VAT」という。）の法制に基づき、法人型の投資信託（すなわち、SICAV、SICAFまたはSICAR）および契約型の投資信託（すなわち、FCP）は、VATの目的で課税対象者としての地位を有する。したがって、投資ファンドは、ルクセンブルクにおいて付加価値税の控除を受ける権利なしに、付加価値税の課税対象者とみなされる。

ルクセンブルクでは、ファンド・マネジメント・サービスとして適格なサービスに対して、付加価値税の免除が適用される。そのような投資信託（またはFCPの場合はその管理会社）に提供されるその他のサービスは、潜在的にVATを引き起こし、ルクセンブルクの投資信託／その管理会社のVAT登録を必要とする可能性がある。そのようなVAT登録の結果、投資信託／その管理会社は、ルクセンブルクにおいて海外から購入した課税サービス（または一定の商品）に支払うべきと扱われるVATを自己評価する義務を履行する立場にたつ。

ルクセンブルクでは、投資ファンドの受益者に対する支払いに関して、そのような支払いが投資ファンドの受益証券の購入に関するものであり、従って、投資ファンドに提供される課税サービスに対するものとして受領される対価を構成しない限りにおいて、原則としてVAT債務は発生しない。2016年9月30日、ルクセンブルクのVAT当局は、企業の取締役のVATの状況およびその活動に対するVATの取扱いに関する通達第781号（以下「通達第781号」という。）を公表した。

通達第781号において、ルクセンブルクのVAT当局は、独立取締役がVATの対象者であることを改めて強調した。さらに、通達第781号は、使用者のために取締役として行動する従業員は付加価値税の対象とならず、したがって付加価値税の登録義務を負わないことを明確にした。付加価値税（もしあれば）の登録義務は使用者にある。

しかしながら、通達第781号は、会社形態の投資ファンドの取締役およびマネージャーの報酬、管理会社またはジェネラル・パートナーの取締役およびマネージャーの報酬（後者の場合、ジェネラル・パートナーの企業活動に関するものを除く）に対する付加価値税の免除の適用に関しては触れていない。欧州の法理によれば、VATの免除は、関連するサービスがファンドの運営にとって「特別かつ不可欠な」ものとして適格な場合に与えられる。

管理会社の取締役に支払われる報酬は、管理会社（契約型投資信託 / FCPおよび管理会社を指定した法人）のファンドの管理に関する部分は免除されるべきである一方、管理会社（法人）の経営に関する部分は付加価値税の対象となる。管理会社の取締役は、付加価値税の免除の適用を実証できる立場になければならない。

2.6.5. 共通報告基準（以下「CRS」という。）

本条において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、以下に定義されるCRS法に規定される意味を有する。

ファンドは、指令2014/107/EUを施行する2015年12月18日付ルクセンブルク法（随時改正または補完される。）（以下「CRS法」という。）に定められるCRSの対象となる場合がある。上記指令は、2014年10月29日に署名され2016年1月1日付で発効した金融口座情報の自動的な情報交換に関する経済協力開発機構（OECD）の多国間の権限ある当局間の契約に加え加盟国間の金融口座情報の自動的な情報交換を規定するものである。

CRS法の条項に基づいて、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

CRS法の条件に基づき、ファンドは毎年、ルクセンブルク税務当局（administration des contributions directes）（以下「LTA」という。）、名称、住所、居住加盟国、TIN、ならびに（ ） CRS法の意味における口座保有者である各報告対象者の場合および（ ） CRS法の意味における受動的金融機関事業体の場合、報告対象者である各支配対象者の生年月日および出生地に報告することを要求されることがあえう。LTAは、当該情報を外国の税務当局に開示することができる。ファンドがCRS法に基づく報告義務を履行する能力は、各投資家がファンドに各投資家の直接または間接的な所有者に関する情報を含む情報を、必要な根拠書類とともに提供することに依存する。ファンドの要請に応じて、各投資家はファンドにかかる情報を提供することに同意するものとする。

報告対象者に関連する情報は、CRS法に定められる目的のために毎年LTAに開示される。LTAは、最終的に、その責任の下、一または複数の報告対象法域の管轄当局に対し、報告された情報を提供する。特に、報告対象者は、取引明細書の発行により報告対象者が行った特定の取引が報告対象者に対して報告されること、および、かかる情報の一部に基づいてLTAに対する毎年の開示が行われる旨が通知される。

ファンドは、CRS法によって課される税金または罰金を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できることを保証することはできない。ファンドがCRS法の結果として課税または罰金の対象となった場合、投資家が保有する持分の価値は重大な損失を被る可能性がある。

ファンドの文書要求を遵守しない投資家は、当該投資家による情報提供の不履行に起因してファンドまたは管理会社に課される税金および罰金を負担させられることがあり、また、ファンドはその独自の裁量によって当該投資家の持分を償還することができる。

投資家は、CRS法が投資に与える影響について、自らの税務顧問に相談したり、専門的な助言を求めるべきである。

2.6.6. FATCA

本項において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、FATCA法（以下に定義される。）に規定される意味を有する。

ファンドは、いわゆるFATCA規制の対象となる可能性があり、同規則は、原則として、FATCAを遵守していない非米国金融機関および米国人による非米国事業体の直接または間接保有を米国内国歳入庁に報告することを義務付けている。FATCAの実施プロセスの一環として、米国政府は、一定の外国法域と政府間協定について交渉しており、かかる協定は、当該外国法域において設立されFATCAの対象となる事業体の報告要件および遵守要件を合理化することを目的とする。

FATCAの実施プロセスの一環として、ルクセンブルクは、2015年7月24日付のルクセンブルク法（随時改正または補完される。）（以下「FATCA法」という。）により実施されたモデル1政府間協定を締結した。この協定は、ルクセンブルクに所在する金融機関が、必要に応じて、特定米国人が保有する金融口座に関する情報をLTAに報告することを義務付けている。

FATCA法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

このような状態においては、ファンドにはすべての投資家に関する情報を定期的に入手し、検証する義務が課される。ファンドの要請に応じて、各投資家は、金融機関以外の外国事業体（以下「NFFE」という。）の場合、当該NFFEのコントローリング・パーソンを含む一定の情報を、必要な根拠書類とともに提供することに同意するものとする。同様に、各投資家は、例えば、新しい郵送先住所または新しい居住先住所など、その地位に影響を及ぼす情報を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

FATCA法は、FATCA法の目的のために、ファンドに投資家の名前、住所および納税者識別番号（入手可能な場合）ならびに口座残高、収益および総収入（非網羅的リスト）などの情報をLTAに開示することを要求する可能性がある。当該情報は、LTAにより米国内国歳入庁に報告される。

受動NFFEとしての適格性を有する投資主は、該当する場合、そのコントローリング・パーソンに対し、ファンドが彼らの情報を処理する旨を通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理に責任を負い、各投資家はLTAに通知されたデータにアクセスし、必要に応じて当該データを修正する権利を有する。ファンドが入手したデータは、データ保護に関する適用法案に従って処理されるものとする。

ファンドは、FATCAの源泉徴収税の賦課を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できるという保証はない。FATCA制度によってファンドが源泉徴収税または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する投資証券／受益証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。ファンドが各投資家からかかる情報を入手し、それをLTAに送付しない場合、米国の源泉所得の支払いならびに米国の源泉金利および配当を生じさせる可能性のある財産またはその他の資産の売却収入に対して、課徴金および30%の源泉徴収税が課される可能性がある。

ファンドの書面による要請に従わない投資家は、当該投資家による情報提供の不履行に起因してファンドに課される税金を負担させられることがあり、ファンドはその独自の裁量により、当該投資家の持分を償還することができる。

仲介者を通じて投資を行う投資家は、仲介者がこの米国の源泉徴収税および報告制度を遵守するかどうか、またどのように遵守するかを確認するように注意するべきである。

投資家は、上記の要件に関して米国税務顧問に相談するか、専門的な助言を求めるべきである。

3. ルクセンブルクのSIF

2007年2月13日、ルクセンブルク議会は、2007年法を採択した。2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されないUCIに関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、2007年法に準拠するSIFになった。

3.1. 範囲

SIF制度は、()その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび()その設立文書によりSIF制度に服するUCIに特別に適用される。

さらに、SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に EU規則2017/1129(改正済)等の各種欧州指令または規則(いわゆる「目論見書規則」。)の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、または予定されている投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する、金融機関の業務の遂行および追求に関する指令2013/36/EUに定める金融機関、金融商品市場に関する指令2014/65/EUに定める投資会社もしくはUCITSに関連する法律、規則および行政規定の調整に関するUCITS指令に定める管理会社が行った査定から利益を得られる投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、具体的に、設立文書(定款または約款)に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ピークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルク会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、FCPおよびSICAVについて言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

・契約型投資信託

特性の要約については、FCPの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

・投資法人(SICAVまたはSICAF)

特性の要約については、SICAVの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、SICAVは、2010年法に準拠するSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるSIFは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式による有限責任パートナーシップ、一般有限責任パートナーシップ、特別有限責任パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルクの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF(いわゆる「アンブレラ・ファン ド」。)を創設できると規定している。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3. 資本構造

2007年法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に準拠するUCIについては6か月以内である。FCPIに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは会社型の形態において、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合。）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式（当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。）によっても行うことができる。

3.3. 投資規制

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、CSSFの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、CSSFは特に、CSSF通達07/309を、SIFにおけるリスク分散に関して発行し、そこでSIFがリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型SIFのコンパートメントは、管理規則または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一SIF（以下「対象ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および／または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、SIFがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるSIFの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 健全性レジーム

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実を照らし、

SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役／マネージャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2007年法の規定により、SIFは、CSSFによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うSIFは、2013年法が適用される範囲のAIFの資格を自動的に得るわけではない。SIFは、AIFの定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するSIFに対しては、2007年法パート の特定の規定が適用される。

3.4.2 預託機関

SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルクに登録上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登記上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルク支店である信用機関または、金融セクターに関する1993年法の意味における投資会社に委託しなければならない。投資会社は、当該投資会社が2013年法第19条第3項に規定する条件を満たす場合に限り、預託機関としての資格を有するものとする。

最初の投資日から5年間に償還請求権を行使することができないIFCPおよびSICAVのうち、主たる投資方針に従い、2013年法第19条第8項a)号に基づき保管されなければならない資産に一般に投資しないか、または、同法第24条に基づき投資先企業の支配権を潜在的に取得するために発行体もしくは非上場会社に一般的に投資するものについては、その預託機関は、1993年法修正第26-1条の意味における金融商品以外の資産の専門的預託機関としての地位にあって、ルクセンブルク法に準拠する主体でもよい。

資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、預託機関は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは資産の物理的な安全保管を地域の副預託機関に委ねることを妨げるものではない。

2007年法は、預託機関に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした預託機関の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

下記3.4.4に詳述されるとおり、2007年法に基づき、投資運用の中核的機能に関する権限は預託機関に付与することができない。

3.4.3 監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルクの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

SIFは、事業のより効率的な遂行のため、SIFを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) CSSFは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がSIFに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、SIFが投資家の最善の利益のために活動し、またはSIFがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記(c)の条件を充足しない場合、委託は、CSSFが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該SIFのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) SIFの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。

- f) SIFの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、SIFの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) SIFの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

SIFは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

SIFは、更に、必要に応じて、SIFとSIFの事業活動に寄与している者、またはSIFに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、SIFは、投資家の利益の保護を確保する。SIFは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルク会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

募集書類および最新の年次報告書は、請求があれば、申込者に無償で提供される。年次報告書は、請求があれば、投資家に無償で提供される。

2018年1月1日以降、SIFは、EU規則1286/2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書（PRIIPs KID）を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が指令2014/65/EUの別紙 に定める専門投資家へのみ販売される場合（かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でCSSFに提出されなければならない。）はこの限りでない。

3.5 SIFの税制の特徴

以下はルクセンブルクにおける法律の一定の側面（ただし網羅的ではない）についての理解に基づくものである。

SIFは、0.01%（2010年法に基づき存続する大部分のUCIについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税を免除している。

年次税の免除を受けるのは、

- a) 他のUCIが保有する受益証券／投資証券が表章する資産価値。ただしかかる受益証券がRAIFに係る2007年法第68条、2010年法第174条または2016年法第46条によってすでに年次税を課されている場合

- b) 以下のSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個別のコンパートメント

- (i) その唯一の目的が短期金融商品への集合的投資および信用機関への預金であり、

- () そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、

- () 公認の格付機関から最高の格付を取得しているもの。

- c) その証券またはパートナーシップ持分が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるSIF。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するSIFの個別のコンパートメントおよびSIF内または複数のコンパートメントを有するSIFのあるコンパートメント内に設定された個別のクラスに準用される。
- d) 主たる目的がマイクロ・ファイナンス機関への投資であるSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個別のコンパートメント

SIFが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

4. RAIF

2016年法は、2013年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のAIFであるRAIFを導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で認可されたAIFMにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。その結果、RAIFは、CSSFによる事前の認可も継続的な（直接的）健全性監督も受けない。

RAIF制度の重要な特徴は、以下のように要約することができる。

- 法的構造の柔軟性： ルクセンブルクのすべての法人、パートナーシップおよび契約型法的形態が利用可能である。RAIFは変動資本構造を選択することもできる。さらに、RAIFは、アンブレラ型ストラクチャーとして設立することもできる（すなわち、複数のコンパートメントまたはサブファンドを有する。）。リスク分散の要件は、RAIFが適格リスク・キャピタル投資のみに投資することを選択する場合を除き、SIFに適用される要件と整合したものとなっており、この場合、リスク分散の要件は適用されない。RAIFは、採用できるファンド戦略に限定はなく、いかなる資産クラスにも投資することができるうえ、一定の条件下では資産ポートフォリオの分散も要求されない。
- 適格投資家： RAIFは、情報に精通した投資家向けである。このカテゴリーには、機関投資家、プロフェッショナル投資家および最低金額（125,000ユーロ）以上を投資する投資家または情報に精通した投資家として適格な投資家が含まれる。
- RAIFは、CSSFの監督対象とならない。SIFまたはSICARと異なり、RAIFは、CSSFによる事前の認可に服さずまた健全性監督を受けることはない。RAIFは、その設立または設立から10日以内にルクセンブルクの商業・会社登録簿に登録されなければならない。
- 承認されたAIFMを任命しなければならないこと： RAIFは自動的にAIFの資格を取得し、ルクセンブルク、他の加盟国または場合によっては第三国（ただしAIFMD運用パスポートが第三国の運用者に利用可能になった場合のみ）に設立されたAIFMを任命しなければならない。
- 税制： RAIFは、0.01%の税率での年次税（さまざまな免除規定に服する。）またはSICARに適用される税制（すなわち、リスク・キャピタルの収益および増大に適用される節税に完全に服する。）に服する。AIF運用サービスに対する付加価値税の免除も適用される。
- 転換： 既存のSIF、SICARおよび規制されないAIFは、投資家および（該当する場合）CSSFから適切な承認を得ることを条件に、RAIF制度を選択することができる。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2021年6月30日 有価証券報告書

2021年9月30日 半期報告書

第5【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

別紙 1 定義

以下の用語は、本書において以下の意味を有する。いずれかの指令、法律または規制の記載は、随時行われる変更を含めた指令、法律または規制についての言及である。

2010年法 投資信託に関する2010年12月17日付ルクセンブルク法

管理事務代行会社 ファンドの管理事務代行会社であるソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルク

販売代理人 受益証券の申込み、転換または買戻しを円滑にする目的で管理会社により直接または間接的に任命された法主体

表示通貨 サブ・ファンドの資産および負債はその表示通貨で評価され、サブ・ファンドの財務諸表は表示通貨で表示される。本サブ・ファンドの表示通貨は米ドルである

取締役会 管理会社の取締役会

債券 債券には、債務および債務関連証書が含まれる

ファンド営業日 ルクセンブルクにおける銀行が一日を通じて営業している日

C D S C 条件付後払申込手数料を意味する

開示規則またはS F D R 金融サービスセクターにおける持続可能性関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（EU）2019 / 2088

総販売会社 ファンドの総販売会社としての管理会社

新興市場 世界銀行、国際連合もしくはその他の機関により一般的に新興経済国または開発途上経済国として定義される、またはM S C I エマージング・マーケット・インデックスもしくはこれと同等のインデックスを構成する国々

エクイティ証券 エクイティ証券には、エクイティおよびエクイティ連動商品が含まれる

E S G 環境、社会およびガバナンスに関する事項

E U 欧州連合

E U レベル2 規制 預託機関の義務に関する欧州議会および理事会指令2009 / 65 / E C を補足する2015年12月17日付欧州委員会委任規制（EU）第2016 / 438号

「**環境的に持続可能な投資**」とは、タクソノミー規則に基づき環境的に持続可能である一または複数の経済活動への投資をいう。

環境的に持続可能な経済活動 投資が環境的に持続可能である程度を証明する目的において、ある経済活動が、タクソノミー規則に定める環境的な目標の一つ以上に実質的に貢献し、タクソノミー規則に定める環境的な目標のいずれにも著しい害を及ぼさず、タクソノミー規則に定める最低限の予防策を遵守して実行され、かつ、タクソノミー規則に従って欧州委員会が策定している技術的スクリーニング基準を満たす場合に、当該経済活動は、環境的に持続可能となるものとする。

ファンド 契約型投資信託であるアムンディ エス・エフ

企業グループ 指令2013 / 34 / E U に従い連結勘定を作成する複数会社のグループ

投資適格 スタンダード・アンド・プアーズによるB B B - 以上の格付もしくはその他の国際的に認められた格付機関による同等の格付を取得したか、または管理会社が同等の品質を有すると判断した債務または債務関連商品

投資運用会社 本サブ・ファンドの投資運用会社は、アムンディ アセットマネジメントである

約款 ファンドの約款

満期日 2024年2月28日

メンバー国 E U 加盟国

メモリアル メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン

短期金融市場商品 通常、短期金融市場で扱われ、流動性があり、その価額を常に正確に決定することができる商品

M i F I D 欧州議会および理事会指令2004 / 39 / E C

M i F I D II 欧州議会および理事会指令2014 / 65 / E U

純資産価額 受益証券クラスの建て通貨で表示される受益証券1口当たり純資産価格は、受益証券クラスに帰属する純資産総額（資産から負債を控除した額）を、関連する評価日における当該クラスの発行済受益証券総数で除して算出される

他の規制された市場 2010年法に定義される、規制を受け、定期的に営業し、一般に認知されかつ公開された市場

非メンバー国 EU加盟国以外のいずれかの国

建て通貨 サブ・ファンドの特定のクラスの受益証券が表示される通貨。本サブ・ファンドの受益証券の建て通貨は米ドルである。

英文目論見書 ファンドの英文目論見書

登録事務代行会社 ファンドの登録事務代行会社であるソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルク

規制された市場 指令2004/36/EC第4条14項に定義される、規制された市場。

規制当局 金融監督委員会またはルクセンブルク大公国でUCIの監督を行うその承継機関

RESA ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン

責任投資方針 「持続可能な投資」の項に記載される責任ある投資方針

保管委託先 保管受託銀行により任命され、2010年法第34条修正第2項およびEUレベル2規制第13条ないし第17条に従い、保管業務（預託契約に定義される。）を委託された法主体

証券金融取引 証券の金融取引

サブ・ファンド ファンドのサブ・ファンド

本サブ・ファンド SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

持続可能な経済活動 持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則（EU）2020/852（規則（EU）2018/2088を変更する。）（「規則（EU）2020/852」）第3条に定義される持続可能な経済活動

持続可能性要因 環境、社会および従業員に関する事項、人権尊重、汚職防止および贈賄防止に関する事項

持続可能な投資 (1)()エネルギーの利用、()再生可能エネルギー、()原料、()水および土地、()廃棄物の発生、()温室効果ガスの排出、または()生物多様性および循環型経済への影響、(2)社会的目的に寄与する経済活動への投資（特に、不平等の是正に寄与するか、または社会的結合、社会的統合および労働関係を促進する投資）、または(3)人的資源または経済的もしくは社会的に不利な地域社会への投資（ただし、これらの投資が、これらの目的のいずれにも重大な悪影響を及ぼさず、投資先会社が、特に、健全な経営構造、従業員関係、職員報酬および税務コンプライアンスに関して、優れたガバナンス慣行に従うことを条件とする。）

持続可能性リスク 気候変動、天然資源の枯渇、環境悪化、人権侵害、贈賄、汚職、社会および従業員に関する事項に起因するリスクなど、発生した場合には、投資価値に実際にまたは潜在的に重大な悪影響を及ぼす可能性がある環境、社会またはガバナンス上の事象または状況

「タクソノミー規則」または「TR」とは、持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（EU）2020/852（規則（EU）2019/2088（「開示規則」または「SFDR」という。）を変更する。）をいう。

譲渡可能証券 以下のすべてを含む証券カテゴリー

- 株式および株式と同等のその他の証券
- 債券およびその他の債務証券
- 購入または交換により譲渡可能な証券の取得権を付与するその他の流通証券（技法または商品を除く。）

名義書換事務代行会社 ファンドの名義書換事務代行会社であるソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルク

TRS トータル・リターン・スワップ

UCI UCITS以外の投資信託

UCITS UCITS指令に準拠する譲渡可能証券を投資対象とする投資信託

UCITS指令 欧州議会および理事会指令2009/65/EC

受益証券 受益証券は、サブ・ファンドに投資者が参加できる形態であり、いずれかの政府、投資運用会社、保管受託銀行、管理会社またはその他の者もしくは法主体における持分または義務を表章せず、それらにより保証されるものではない

米国 アメリカ合衆国

評価日 サブ・ファンドによる純資産価額の算出日

別紙2 証券金融取引とトータル・リターン・スワップの手法

サブ・ファンドは、証券金融取引および再利用（S F T R）の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（E U）2015 / 2365における、買戻し取引（バイセル・バック取引）、売戻し取引（セルバイ・バック取引）、証券借入れおよびマージン・レンディング取引を使用しない。

下表に概説されているとおり、サブ・ファンドは、以下の目的のために証券金融取引およびトータル・リターン・スワップを継続的または一時的に利用している：

効率的なポートフォリオ運用（Efficient Portfolio Management。下表において「E P M」と記載。）に使用される場合、証券金融取引に関する手法および金融商品は、例えば、コストを制限しつつ資産へのエクスポージャーを達成し、リスクを削減し、複合的な投資を提供し、および／または市場へのアクセスを良いタイミングで促進するといった、あらゆる投資目的にも役立っている。例えば、トータル・リターン・スワップは、エクスポージャーを獲得し、資産を直接購入することなく参照資産のリターンから利益を得るために利用されることがある。キャッシュ・マネジメントに使用される場合（下表において「キャッシュ・マネジメント」と記載。）、証券金融取引は、投資戦略の補完的な資金調達（レポ契約）に寄与することを目的として、または収益の最適化を図りつつ一時的な余剰現金に対応することを目的として（リバースレポ契約）、現金のコスト効率資金の流れを促進するために、財務管理ツールとして使用される。

追加収益を生み出すために使用される場合（下表において「追加収益」と記載。）、証券貸付け業務のような証券金融取引は、追加収益を生み出し、および／またはコストを相殺することに貢献する。

以下の表に記載されるとおり、どのサブ・ファンドによる証券金融取引に関する手法および金融商品の使用も、予測することが困難な市場環境または特定の機会に左右される可能性がある。

したがって、想定比率は、限られた場合では存在しないか、存在するとしても、以下の状況により、時とともに変動する可能性が高い：

- 証券貸付け、レポ契約及びリバースレポ契約を締結するサブ・ファンドに、追加的な収入を生み出す機会の中で、影響を与える大きな変動は、取引相手方の独立した、および／または特定のニーズにより誘導され、その頻度が一貫していない可能性が高い。
- 収益の最適化を目的としたこれらの手法（下表において「収益最適化」という。）の使用量は、金利が低い時には減少し、高い時には増加する。
- 大規模な販売・買戻しの動きがある場合のキャッシュ・マネジメントの観点からすると、レポ契約およびリバースレポ契約の使用は、買戻しの発生によって変動しており、その割合の想定値は、常に変化する使用量を十分に反映していない。

また、複合的使用の場合、上記による変動の他、特定の手法または金融商品の継続的使用の意向を示すサブ・ファンドは、通常、永続的なプログラムの一部として、および／または管理プロセスの一部として使用し、その使用量は変動する可能性が低いと見積もられる（ただし、時として、サブ・ファンドは帳簿に未決済の取引が無いことがある）。

	サブ・ファンド名		レボ契約	リバースレボ契約	証券貸付け	トータル・リターン・スワップ
債券サブ・ファンド						
1	Diversified Short-Term Bond	想定値	0 % - 5 %	0 % - 5 %	0 % - 5 %	0 % - 5 %
		最大値	20%	20%	20%	20%
		使用頻度	一時的	一時的	一時的	一時的
		使用目的	キャッシュ・マネジメント、追加収益		追加収益	-
2	Emerging Markets Bond 2024	想定値	0 % - 5 %	0 % - 5 %	0 % - 5 %	0 % - 5 %
		最大値	20%	20%	20%	100%
		使用頻度	一時的	一時的	一時的	一時的
		使用目的	キャッシュ・マネジメント、追加収益		追加収益	E P M
3	Emerging Markets Bond 2025	想定値	0 % - 5 %	0 % - 5 %	0 % - 5 %	-
		最大値	20%	20%	20%	-
		使用頻度	一時的	一時的	一時的	-
		使用目的	キャッシュ・マネジメント、追加収益		追加収益	-
4	Euro Curve 7-10year	想定値	0 % - 5 %	0 % - 5 %	0 % - 5 %	-
		最大値	10%	10%	20%	-
		使用頻度	一時的	一時的	一時的	-
		使用目的	キャッシュ・マネジメント、追加収益		追加収益	-
5	Euro Curve 10+year	想定値	0 % - 5 %	0 % - 5 %	0 % - 5 %	-
		最大値	10%	10%	20%	-
		使用頻度	一時的	一時的	一時的	-
		使用目的	キャッシュ・マネジメント、追加収益		追加収益	-
6	Global High Yield Opportunities 2025	想定値	0 % - 5 %	0 % - 5 %	0 % - 5 %	0 % - 5 %（アンファンデッド）
		最大値	20%	20%	20%	20%（アンファンデッド）
		使用頻度	一時的	一時的	一時的	一時的
		使用目的	キャッシュ・マネジメント、追加収益		追加収益	E P M
7	SBI FM India Bond	想定値	-	-	0 % - 5 %	-
		最大値	-	-	20%	-
		使用頻度	-	-	一時的	-
		使用目的	-		追加収益	-
8	High Potential Bond	想定値	0 % - 5 %	0 % - 5 %	0 % - 5 %	0 % - 5 %（アンファンデッド）
		最大値	20%	20%	20%	20%（アンファンデッド）
		使用頻度	一時的	一時的	一時的	一時的
		使用目的	キャッシュ・マネジメント、追加収益		追加収益	E P M

	サブ・ファンド名	レボ契約	リバースレボ契約	証券貸付け	トータル・リターン・スワップ
株式サブ・ファンド					

有価証券報告書（外国投資信託）

9	European Equity Optimal Volatility	想定値	-	-	0 % - 5 %	0 % - 5 %（アンファンデッド）
		最大値	-	-	20%	10%（アンファンデッド）
		使用頻度	-	-	一時的	一時的
		使用目的	-		追加収益	E P M
アブソルート・リターン サブ・ファンド						
10	Absolute Return Multi-Strategy Control	想定値	0 % - 20%	0 % - 20%	0 % - 5 %	0 % - 10%（アンファンデッド）
		最大値	50%	50%	20%	50%（アンファンデッド）
		使用頻度	一時的	一時的	一時的	一時的
		使用目的	キャッシュ・マネジメント、収益最適化、追加収益		追加収益	E P M
11	Saving Box I	想定値	-	-	-	-
		最大値	-	-	-	-
		使用頻度	-	-	-	-
		使用目的	-		-	-
12	Saving Box II	想定値	-	-	-	-
		最大値	-	-	-	-
		使用頻度	-	-	-	-
		使用目的	-		-	-
13	Saving Box III	想定値	-	-	-	-
		最大値	-	-	-	-
		使用頻度	-	-	-	-
		使用目的	-		-	-
マルチ・アセット サブ・ファンド						
14	Amundi Target Trend 2024	想定値	0 % - 5 %	0 % - 5 %	-	-
		最大値	20%	20%	-	-
		使用頻度	一時的	一時的	-	-
		使用目的	キャッシュ・マネジメント、追加収益		-	-
15	Diversified Target Income 11/2022	想定値	-	-	-	-
		最大値	-	-	-	-
		使用頻度	-	-	-	-
		使用目的	-		-	-
商品サブ・ファンド						
16	EUR Commodities	想定値	-	-	-	0 % - 100%（アンファンデッド）
		最大値	-	-	-	125%（アンファンデッド）
		使用頻度	-	-	-	一時的
		使用目的	-		-	E P M
元本確保型サブ・ファンド						
	サブ・ファンド名	レポ契約	リバースレポ契約	証券貸付け	トータル・リターン・スワップ	
元本確保型サブ・ファンド						

17	SMBC Amundi Protect Fund USD Step 201803	想定値	0 % - 5 %	0 % - 5 %	0 % - 5 %	-
		最大値	20%	20%	20%	-
		使用頻度	一時的	一時的	一時的	-
		使用目的	キャッシュ・マネジメント、追加 収益		追加収益	-
18	SMBC Amundi Protect Fund USD Step 201809	想定値	0 % - 5 %	0 % - 5 %	0 % - 5 %	-
		最大値	20%	20%	20%	-
		使用頻度	一時的	一時的	一時的	-
		使用目的	キャッシュ・マネジメント、追加 収益		追加収益	-

監査報告書

アムンディ エス・エフの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの法令上の要件に準拠して、アムンディ エス・エフ（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2021年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2021年12月31日現在の投資有価証券明細表
- ・ 2021年12月31日現在の純資産計算書
- ・ 同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法の下で、またISAsに準拠した我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルクのCSSFが採用した、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、かかる倫理上の要件に基づきその他の倫理的な義務を果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に記載される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、管理会社の取締役会がファンドの清算または各サブ・ファンドの閉鎖もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、該当する場合に継続企業の前提に関する事象を開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 管理会社の取締役会が継続企業の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルク、2022年4月27日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブ

代表して

クリストフ・ピッティ

注：アムンディ エス・エフ（以下「ファンド」という。）は各サブ・ファンドによって構成されているため、上記の承認された法定監査人の監査報告書は、ファンドおよび各サブ・ファンドの財務書類を監査対象としている。原文の財務書類には、現在ファンドを構成するすべてのサブ・ファンドの情報が掲載されているが、日本語の財務書類上、純資産計算書、運用および純資産変動計算書、受益証券比較計算書ならびに投資有価証券明細表については、日本で販売されるサブ・ファンドの情報のみが掲載されている。また、財務書類に対する注記については、日本で販売されたサブ・ファンドに関連しない注記は一部省略されている。

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
Amundi S.F.

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Amundi S.F. (the "Fund") and of each of its sub-funds as at 31 December 2021, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the securities portfolio as at 31 December 2021;
- the statement of net assets as at 31 December 2021;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;

- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 27 April 2022

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Christophe Pittie

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

監査報告書

アムンディ・ルクセンブルク・エス・エーの株主各位

年次財務書類に対する監査報告書

我々の監査意見

我々は、添付の本年次財務書類は、年次財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルクにおける法律および規制の要求に従って、アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー（以下「当社」という。）の2021年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績を、真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

当社の年次財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2021年12月31日現在の貸借対照表
- ・ 同日に終了した年度の損益計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む年次財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「年次財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、年次財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルクのC S S Fが採用した、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「I E S B A規程」という。）に従って当社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、運用報告書に含まれる情報により構成されるが、かかる情報には本年次財務書類およびそれに対する我々の公認の監査人の報告書は含まれない。

本年次財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の本年次財務書類の監査に関連し、我々の責任は、その他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が本年次財務書類または我々が監査を行う上で入手した知識と著しく矛盾しているかどうかまたはその他重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続きに基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、我々はかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関してのルクセンブルクの法律および規則の要求に従って、本年次財務書類の作成および適正表示についての責任、ならびに不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制についての責任を負う。

年次財務書類の作成において、取締役会は、取締役会が当社の清算もしくは運営の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、当社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

年次財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、年次財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該年次財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、年次財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は、共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、年次財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、年次財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法律または規制の要件に関する報告書

運用報告書は、本年次財務書類との整合性が取れており、適用ある法律要件に従って作成されている。

ルクセンブルク、 2022年4月20日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブ

代表して

クリストフ・ピッティ

[次へ](#)

Audit report

To the Shareholders of
Amundi Luxembourg S.A.

Report on the audit of the annual accounts

Our opinion

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of Amundi Luxembourg S.A. (the "Company") as at 31 December 2021, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

What we have audited

The Company's annual accounts comprise:

- the balance sheet as at 31 December 2021;
- the profit and loss account for the year then ended; and
- the notes to the annual accounts, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our audit report thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit.

We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;

- conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 20 April 2022

Christophe Pittie

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。